

令和2年度

滋賀県交通安全実施計画



滋賀県交通安全シンボルマーク

滋賀県交通安全対策会議

は じ め に

2019年中に県内で3,647件の人身交通事故が発生し、57人の尊い命が失われ、4,592人の方が負傷されました。

交通事故発生件数および負傷者数は、関係機関・団体や県民の皆様の継続的かつ真摯な取組により、9年連続で減少しましたが、死者数は前年に比べ18人増加しました。全交通事故死者数のうち、歩行中の死者数が大幅に増加し、特に歩行中の高齢者の死者数はほぼ倍増するなど、依然として厳しい状況となっています。また、子どもが犠牲となる痛ましい交差点事故や多重衝突事故が発生しており、引き続き子どもを交通事故の被害から守るための移動経路の確保と高齢者の交通事故防止対策が重要な課題となっています。

この交通安全実施計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条第1項の規定に基づき作成した第10次滋賀県交通安全計画（平成28年度～令和2年度）を的確に推進するため、令和2年度の県内における陸上交通の安全に関し、県および国の指定地方行政機関等が実施する具体的な施策を定めたもので、県民の安全と安心を確保し、真に豊かで活力ある社会を構築し、人権尊重の理念に基づき、究極的には、交通事故のない滋賀を目指すことを基本理念とし、計画の最終年となる令和2年までに年間の交通事故死者数を45人以下、死傷者数を6,000人以下とし、交通事故の総量を抑止することを目指しています。最終年となる令和2年度も、引き続き「交通事故のない滋賀」の実現に向けて確実に歩を進めるため、この実施計画に基づき、滋賀県交通安全対策会議の構成員が相互に緊密な連携を図りながら、市町をはじめ関係機関・団体や県民の皆様との協働のもとに、各種の施策を着実に推進してまいります。

第1部 令和2年度交通安全実施計画

第1章 道路交通の安全	1
第1節 道路交通環境の整備	1
(1) 生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な 歩行空間の整備	1
(2) 高速道路の更なる活用促進による生活に密着した身近な道路等 との機能分化	3
(3) 幹線道路における交通安全対策の推進	3
(4) 交通安全施設等整備事業の推進	5
(5) 歩行者空間のバリアフリー化	8
(6) 無電柱化の推進	9
(7) 効果的な交通規制の推進	9
(8) 自転車利用環境の総合的整備	9
(9) 高度道路交通システムの活用	10
(10) 交通需要マネジメントの推進	11
(11) 災害に備えた道路交通環境の整備	12
(12) 総合的な駐車対策の推進	13
(13) 道路交通情報の充実	14
(14) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	16
第2節 交通安全思想の普及徹底	18
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	18
(ア 幼児に対する交通安全教育)	18
(イ 児童に対する交通安全教育)	18
(ウ 中学生に対する交通安全教育)	20
(エ 高校生に対する交通安全教育)	21
(オ 成人に対する交通安全教育)	23
(カ 高齢者に対する交通安全教育)	24
(キ 障害者に対する交通安全教育)	25
(ク 外国人に対する交通安全教育)	25
(ケ 自転車利用者に対する交通安全教育)	25
(2) 効果的な交通安全教育の推進	26
(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	26
(ア 交通安全県民総ぐるみ運動の推進)	26

(イ 交通安全運動の推進)	28
(ウ 自転車の安全利用の推進)	29
(エ すべての座席におけるシートベルト着用の徹底)	30
(オ チャイルドシートの正しい使用の徹底)	31
(カ 反射材の普及促進)	31
(キ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立)	31
(ク 交差点事故防止対策の推進)	32
(ケ 効果的な広報の実施)	33
(コ その他の普及啓発活動の推進)	33
(4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等	34
(5) 住民の参加・協働の推進	34
第3節 安全運転の確保	35
(1) 運転者教育等の充実	35
(2) 運転免許制度の改善	37
(3) 安全運転管理の推進	38
(4) 事業用自動車の安全プランに基づく安全対策の推進	39
(5) 交通労働災害の防止等	40
(6) 道路交通に関する情報の充実	41
第4節 車両の安全性の確保	43
(1) 自動車の検査および点検整備の充実	43
(2) 自転車の安全性の確保	44
(3) 交通関係用品の安全性の確保および向上	45
第5節 道路交通秩序の維持	45
(1) 交通の指導取締りの強化等	45
(2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	46
(3) 暴走族対策の推進	47
第6節 救助・救急活動の充実	48
(1) 救助・救急体制の整備	48
(2) 救急医療体制の整備	49
(3) 救急関係機関の協力関係の確保等	50
第7節 被害者支援の充実と推進	50
(1) 損害賠償の請求についての援助等	50
(2) 交通事故被害者支援の充実強化	50

第8節	研究開発および調査研究の充実	51
(1)	道路交通の安全に関する研究開発の推進	51
(2)	道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化	51
第2章	鉄道交通の安全	53
第1節	鉄道交通環境の整備	53
(1)	鉄道施設等の安全性の向上	53
(2)	運転保安設備等の整備	53
第2節	鉄道の安全な運行の確保	54
(1)	保安監査の実施	54
(2)	運転士の資質の保持	54
(3)	安全上のトラブル情報の共有・活用	54
(4)	気象情報等の充実	54
(5)	大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	54
(6)	運輸安全マネジメント評価の実施	54
第3章	踏切道における交通の安全	57
(1)	踏切道の立体交差化、構造の改良および歩行者等立体横断施設の整備促進	57
(2)	交通実態と道路環境に応じた交通規制の実施	57
(3)	その他踏切道の交通の安全および円滑化等を図るための措置	57

第2部 2019年度交通安全実施計画に対する実績

第1章 道路交通の安全	1
第1節 道路交通環境の整備	1
第2節 交通安全思想の普及徹底	12
第3節 安全運転の確保	20
第4節 車両の安全性の確保	26
第5節 道路交通秩序の維持	26
第6節 救助・救急活動の充実	28
第7節 被害者支援の充実と推進	30
第8節 研究開発および調査研究の充実	32
第2章 鉄道交通の安全	34
第1節 鉄道交通環境の整備	34
第2節 鉄道の安全な運行の確保	35
第3章 踏切道における交通の安全	36
(参考資料) 全国・滋賀県・市町の交通統計	
1 2019年都道府県別交通事故発生状況	1
2 2019年県内の各種交通事故発生状況(前年対比)	2
3 2019年発生市町別交通事故発生状況	6

第 1 部

令和2年度交通安全実施計画

第1章 道路交通の安全

第1節 道路交通環境の整備

種 別	(1)生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

未就学児緊急点検結果、および通学路緊急点検結果等を受け、危険箇所に対する対策等を実施し、安心安全な通学路の確保を図る。

2 計画の内容

未就学児緊急点検結果、および通学路緊急点検結果を受けて、下記の内容を実施する。

- ・未就学児緊急点検による危険箇所への対策を実施する。
- ・通学路緊急点検による危険箇所への対策を実施する。
- ・公安委員会その他関係機関と連携した面的・総合的な対策を実施する。

種 別	(1)生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
実施機関	土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

平成26年度に全市町が策定した通学路交通安全プログラムに基づいた点検、対策、検証、改善（PDCAサイクル）を回すことにより、通学路の安全確保を推進すると共に、令和元年度に実施した、未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等を踏まえた要対策箇所の安全対策を推進する。

また、歩道を設置している県管理道路を対象に、職員が年に1回程度自転車パトロールを行い、通常行っているパトロールでは見つけられない危険箇所を発見し、不具合があれば速やかに修繕を行う。

2 計画の内容

- ・通学路交通安全プログラムによる対策箇所について対策を行う。
- ・未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等を踏まえた対策を行う。
- ・自転車パトロールについては、年1回程度実施する。

種 別	(1)生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
実施機関	健康医療福祉部子ども・青少年局

1 計画の実施方針および重点

保育所、地域型保育事業所、認定こども園および認可外保育施設等（以下「保育所等」という。）が行う散歩等の園外活動等の安全を確保するため、地域の警察、道路管理者等の協力を得て、保育所等を中心に半径500メートルを範囲とするキッズ・ゾーン（特に子どもの交通安全の確保を図る特定地域）の設定および定着化がなされるよう積極的に推進する。

保育所、地域型保育事業所、認定こども園および認可外保育施設等が行う散歩等の園外活動等の見守り等を行う「キッズ・ガード」の配置を推進し、子どもが集団で移動する際の安全確保を図る。

2 計画の内容

- ・市町、各道路管理者および滋賀県警察と連携し、地域の実情に合わせ、キッズ・ゾーンの設定を推進する。
- ・保育所等の周辺で園児等に対する注意をすべきという意識の啓発を行う。
- ・関係機関の協力により、特に配慮する必要がある箇所に対しての安全対策の一層の推進を図る。
- ・保育支援者が保育所外等での活動において見守り活動を行い、子どもが集団で移動する際の安全確保を図るため、キッズ・ガードを配置する事業に対し、その経費を補助する。

種 別	(1)生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
実施機関	警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 生活に密着した身近な道路の安全対策の推進
- (2) 通学路等における交通安全の確保
- (3) 未就学児等の園外活動の安全確保
- (4) 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

2 計画の内容

- (1) 生活に密着した身近な道路の安全対策の推進
 - ア 生活道路空間における「ゾーン 30」の新規整備に向けた検討と既設区域の実効性のある整備
 - イ 高輝度道路標識・道路標示の整備、信号灯器のLED化の推進
 - ウ 周辺幹線道路の交通円滑化対策
 - エ バリアフリー法に基づく生活関連道路を中心としたバリアフリー対応型信号機の整備と適正管理
- (2) 通学路等における交通安全の確保
 - ア 通学路等の合同点検の実施と結果に基づく対策の推進
 - イ 押しボタン式等信号機、歩行者用灯器の整備と適正管理
 - ウ 横断歩道等交通安全施設の整備と適正管理
- (3) 未就学児等の園外活動の安全確保
 - ア 未就学児等が日常的に集団で移動する経路等の合同点検の実施と結果に基づく対策の推進
 - イ 横断歩道等交通安全施設の整備と適正管理
 - ウ 指定されたキッズゾーンにおける必要な交通規制の実施

(4) 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

- ア 高輝度標識の整備
- イ 信号灯器のLED化
- ウ バリアフリー対応型信号機等の整備や適正管理

種 別	(2)高速道路の更なる活用促進による生活に密着した身近な道路等との機能分化
実施機関	土木交通部道路整備課

1 計画の実施方針および重点

生活に密着した身近な道路等への通過交通を減少させるため、高規格幹線道路等の整備を推進する。

2 計画の内容

大津能登川長浜線（山手幹線）や宇治田原大石東線（大津SIC）の整備を推進する。

種 別	(3)幹線道路における交通安全対策の推進
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

- (1) 事故ゼロプラン、事故危険箇所対策を推進する。
- (2) 道路交通渋滞の緩和、交通安全の確保を図るため、適切に機能分担された道路網の整備を推進する。

2 計画の内容

- (1) 交通事故分析の充実および事故対策ノウハウの蓄積・活用を行う。
 - ・ 道路交通環境安全推進連絡会議を活用し、警察その他関係機関や学識経験者も交えた事故調査および分析体制の強化を図る。
 - ・ 事故危険箇所の中から3箇所程度を選定し、対策を立案する。
 - ・ 過年度に対策を実施した事故危険箇所等について、対策の効果検証を多面的に実施し、その後の状況を把握するとともに、対策完了の判断および更なる対策の必要性について検討を行う。
- (2) バイパス等の整備を進め、市街地における道路の著しい混雑、交通事故の防止、通過交通車両の削減と分散を図る。
 - ・ 一般国道1号
水口道路、栗東水口道路Ⅰ、栗東水口道路Ⅱの事業継続
 - ・ 一般国道8号
塩津バイパス、米原バイパス、野洲栗東バイパス、米原貨物ターミナルの事業継続
 - ・ 一般国道161号
湖北バイパス、小松拡幅、湖西道路（真野～坂本北）4車線化の事業継続
 - ・ 一般国道307号
信楽道路の事業継続

種 別	(3)幹線道路における交通安全対策の推進
実施機関	警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 事故危険箇所対策の推進
- (2) 幹線道路における交通規制
- (3) 交通安全施設等の高度化

2 計画の内容

- (1) 事故危険箇所対策の推進
交通事故分析や交通量等の交通状況を十分勘案した事故危険箇所における真に必要な交通規制の整備
- (2) 幹線道路における適正な交通規制
道路環境と交通状況を勘案した、速度規制と追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制等の交通規制の見直しを推進
- (3) 交通安全施設等の高度化
 - ア 交通実態と必要性に応じた集中制御化等の信号機の高度化改良
 - イ 信号灯器のLED化の推進
 - ウ 道路標識、道路標示の高輝度化、高視認性区画線等の整備

種 別	(3)幹線道路における交通安全対策の推進
実施機関	土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

道路改築事業の実施にあたっては、必要に応じ県の道路構造令や滋賀県歩道整備マニュアルに基づいて車両と歩行者との通行空間の分離を図る。

2 計画の内容

道路の改築による道路交通環境の整備

[補助事業]	
補助道路整備事業	9,488,344千円
[単独事業]	
単独道路改築事業（改築）	1,140,451千円

種 別	(3)幹線道路における交通安全対策の推進
実施機関	西日本高速道路(株)関西支社

1 計画の実施方針および重点

高速自動車国道における事故防止対策の推進

2 計画の内容

安全性・快適性の向上、環境保全対策、情報提供の高度化など、多様化するニーズへの対応のため、名神高速道路において、名神集中工事を実施する。

種 別	(4)交通安全施設等整備事業の推進
実施機関	土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

交通事故の発生を抑止するため、交通安全を確保する必要がある道路を対象に整備を図る。

- (1) 歩行者および自転車利用者の安全確保や高齢者・障害者等の社会参加を支援するため、十分な幅を確保した歩道等の整備に努める。
- (2) 事故危険箇所等の安全対策を積極的に進める。
- (3) 安全かつ円滑な自動車交通を確保するため、交通事故の集中する交差点の改良、疲労運転に伴う事故防止のための簡易パーキング等の整備を進める。
- (4) 夜間事故防止対策として道路照明灯の整備を進める。
- (5) 交通安全確保のため、防護柵、転落防止柵等の整備を進める。

2 計画の内容

交通安全施設等整備事業

【補助事業】

歩道整備事業等 2,315,599千円

【単独事業】

歩道整備事業等 212,892千円

その他（交安2種） 30,000千円

種 別	(4)交通安全施設等整備事業の推進
実施機関	土木交通部都市計画課

1 計画の実施方針および重点

市街地における道路混雑解消と交通事故防止を図り、自転車や歩行者の安全を確保するため、都市計画道路の整備を推進する。

2 計画の内容

都市計画事業

(単位：千円)

種 別	箇所数	事業費
県 事 業	6箇所	2,791,228
市 町 事 業	19箇所	1,503,622
合 計	25箇所	4,294,850

種 別	(4)交通安全施設等整備事業の推進
実施機関	農政水産部耕地課

1 計画の実施方針および重点

県営事業および団体営事業により実施する農道や農業集落道路等における交通事故防止のため、交通安全施設等の整備を行う。

2 計画の内容

交通安全施設等整備事業

(単位：千円)

工 種	単位	県 営 事 業		団 体 営 事 業	
		事業量	事業費	事業量	事業費
防 護 柵	m	1,172	19,020	890	14,600
道 路 標 識	基	1	100	0	0
区 画 線	m	270	80	4,180	2,300
視 線 誘 導 標	基	0	0	0	0
反 射 鏡	基	0	0	0	0
防 犯 灯	本	0	0	0	0

種 別	(4)交通安全施設等整備事業の推進
実施機関	警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 交通安全施設等の戦略的な維持管理・更新
- (2) 歩行者・自転車対策および生活に密着した身近な道路等対策の推進
- (3) 幹線道路対策の推進
- (4) 交通円滑化対策の推進
- (5) ITSの推進による安全で快適な道路交通環境の実現
- (6) 道路交通環境整備への住民参加の促進

2 計画の内容

(1)~(5)

事業		事業量	予算(千円)	
補助事業	交通管制	端末対応設定費	20,287	
		制御機更新	20基	33,640
		情報収集装置	60式	28,920
		光ビーコン更新	12基	7,296
		監視用カメラ更新	1基	4,288
		調査委託費		2,076
	信号機	新設	2式	9,800
		更新	63基	75,152
		改良	6基	5,052
		信号灯器改良(LED化)	47式	52,706
		信号柱の更新	25本	20,350
		電源付加装置	55基	106,198
		交通信号機調査委託費		9,984
	道路標識(路側式)	350本	25,900	
	道路標識(オーバーハング)	30本	20,160	
	道路標示 横断歩道(高輝度)	42km	65,936	
	道路標示 実線(高輝度)	65km	64,480	
	標識標示調査委託費		442	
	交通管制中央装置リース料		55,884	
補助事業合計			608,551	

事業		事業量	予算(千円)
県単独事業	信号灯器の増灯等	50灯	12,190
	移設費	180箇所	50,000
	信号制御機更新	34基	36,992
	交通信号機調査委託費		6,391
	道路標識(路側式)	330本	31,218
	道路標識(オーバーハング柱)撤去	230本	25,882
	道路標示 横断歩道(高輝度)	56km	65,464
	道路標示 実線(高輝度)	30.2km	27,067
	標識標示調査委託費		4,732
	速度自動取締装置撤去調査委託費		1,188
	速度自動取締装置撤去	1箇所	8,371
	パーキングチケット発給設備撤去	10箇所	9,724
	中央線変移システム用標識改良等	1箇所	40,434
	県単独事業合計		

(6) 道路交通環境整備への住民参加の促進

住民参加の交通安全総点検の推進

種 別	(4)交通安全施設等整備事業の推進
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

- (1) 交通安全に資するため、交差点の立体化、右折レーンの整備等を行い、交差点改良を推進することにより、交通容量の拡大を図り、交通の円滑化を推進し、自動車からの二酸化炭素排出の抑止に努める。
- (2) 滋賀県道路交通環境安全推進連絡会議を活用し、学識経験者のアドバイスを受けつつ施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。

2 計画の内容

(単位：百万円)

工 種		単 位	事 業 量	事 業 費
一 種 事 業	歩道等（バリアフリー化を含む）	箇所	5	278
	交 差 点 改 良	箇所	4	842
	交 通 安 全 対 策	箇所	1	45
	小 計			1,165
二 種 事 業	簡易パーキング（防災拠点化を含む）	式	1	334
	防 護 柵			
	道 路 標 識			
	情報機器（道路情報提供装置）			
	区 画 線	式	1	102
	R161ワイヤーロープ設置			
小 計			436	
合 計				1,601

種 別	(5)歩行者空間のバリアフリー化
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

主要な鉄道駅等を中心とする地区においては、高齢者や身体障害者等に配慮した安全で快適な歩行空間を確保するため、交通バリアフリー法に基づき、バリアフリー化された歩行空間ネットワークの整備を推進する。

2 計画の内容

バリアフリー基本構想エリア等において、下記の内容を実施する。

『高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律』に基づき、一定規模の旅客施設を中心とした地区において、道路等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進する。

種 別	(5)歩行者空間のバリアフリー化
実施機関	警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

バリアフリー化に伴う安全・安心な歩行空間の整備と維持管理の推進を行う。

2 計画の内容

バリアフリー法に基づき生活関連道路を中心にバリアフリー対応型信号機等の整備や適正管理を行う。

種 別	(6)無電柱化の推進
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

公共施設や商業ビルが建ち並び、人が集中する地域において、電線類の地中化による無電柱化を進めることで、都市景観の向上を図る。

2 計画の内容

電線類の地中化による無電柱化の推進

- ・ 国道1号本宮地区（大津市）、大津地区（草津市）、小柿地区（栗東市）、国道8号東沼波地区（彦根市）の事業継続

種 別	(7)効果的な交通規制の推進
実施機関	警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 生活道路における交通規制の見直し
- (2) 信号機の運用改善の推進

2 計画の内容

- (1) 生活道路における交通規制の見直し
生活道路を中心に、道路環境と交通実態を勘案した交通規制の見直しを推進する。
- (2) 信号機の運用改善の推進
交通実態を考慮した歩行者横断秒数変更等の運用改善を行う。

種 別	(8)自転車利用環境の総合的整備
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

自転車と歩行者の錯綜を防止し、交通安全の向上を図る。

2 計画の内容

国道161号高島市鶴川～大津市北小松地区において、自転車通行帯の整備工事を行う。

種 別	(8)自転車利用環境の総合的整備
実施機関	警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

交通の安全と円滑に資する自転車利用環境の整備を行う。

2 計画の内容

自転車利用環境および交通の安全と円滑を考慮した交通規制の実施を行う。

種 別	(8)自転車利用環境の総合的整備
実施機関	土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

自転車が安全かつ円滑に利用できるよう、かつ歩行者の通行に支障をきたすことの無いよう、自転車走行空間の創出を推進する。

2 計画の内容

自転車が安全かつ円滑に通行できるよう、路線の交通状況や自転車ネットワークを総合的に考慮し、自転車歩行者道等による自転車走行空間の創出を推進する。

【補助事業】

ビロイチ整備事業等 300,001千円

種 別	(9)高度道路交通システムの活用
実施機関	近畿総合通信局

1 計画の実施方針および重点

最先端の情報通信技術（ICT）等を用いて、高度道路交通システム（ITS）の構築を推進する。

2 計画の内容

道路交通情報通信システムの整備

安全で円滑な道路交通を確保するため、リアルタイムの渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供する VICS や ITS スポット等の整備・拡充を推進する。

種 別	(9)高度道路交通システムの活用
実施機関	警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 道路交通情報通信システムの整備
- (2) 新交通管理システムの推進

2 計画の内容

(1) 道路交通情報通信システムの整備

ア リアルタイムな渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供する VICS

の整備、適正管理を推進する。

イ 光ビーコンの整備、適正管理による路線信号情報の提供および自動車走行履歴(プローブ)情報の収集を行い安全対策への活用を推進する。

(2) 新交通管理システムの推進

光ビーコンを活用した新交通管理システム (UTMS) の構想に基づき安全・円滑な交通社会を実現する。

種 別	(9)高度道路交通システムの活用
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

最先端の情報通信技術 (ICT) 等を用いて、人と道路と車両とを一体のシステムとして構築し、安全性の向上を実現する。

2 計画の内容

より高度で詳細な道路交通情報の収集・提供のため、自動車走行履歴 (ETC 2.0 プローブ情報) の収集を行い、生活道路対策および交通安全対策に活用する。

種 別	(10)交通需要マネジメントの推進
実施機関	警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

信号機の運用改善等を通じた渋滞緩和策の推進

2 計画の内容

交通環境の変化等に伴い、信号機の秒数設定が最適でないことを原因に発生している交通渋滞の改善を図る。

種 別	(10)交通需要マネジメントの推進
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

道路交通渋滞の緩和と道路交通の安全と円滑化を図るため、道路の整備や交差点改良等の交通容量の拡大を推進する。

2 計画の内容

関係機関と連携し、渋滞対策を推進する。

種 別	(10)交通需要マネジメントの推進
実施機関	西日本高速道路(株)関西支社

1 計画の実施方針および重点

交通混雑期における交通集中の分散化

2 計画の内容

GW、お盆、年末年始の交通混雑期において、休憩施設および料金所等に渋滞予測ガイドを設置、また渋滞予測をホームページに掲載して交通の分散化を図る。

種 別	(11)災害に備えた道路交通環境の整備
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

- (1) 道路に沿って建ち並ぶ電柱・電線類の地中化を進めることにより、地震時における電柱の倒壊を防止し、緊急輸送道路の機能向上や情報通信ネットワークの信頼性向上等を図る。
- (2) 地震等の災害発生時に「道の駅」が一時避難場所や救助復旧活動の拠点として活用できるように防災拠点化施設の整備を推進する。
- (3) 災害時における安全な道路交通を確保するため、災害状況、交通規制等に関する情報を提供する既存IT設備の有効活用を図る。
- (4) 地震、豪雨、豪雪等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保のため、既存IT設備の信頼性向上を図る。

2 計画の内容

- (1) 電線類の地中化を行う。
国道1号本宮地区（大津市）、大路地区（草津市）、小柿地区（栗東市）、国道8号東沼波地区（彦根市）の事業継続。
- (2) 災害、危険箇所、交通規制等におけるCCTVの有効活用を図る。また、道路交通情報システムを活用した積雪状況や規制情報の情報共有を図る。
- (3) 老朽化にともなう障害が多発する機器について、全面的な改修を行い、機器動作の安定性、信頼性向上を図る。

○道の駅の防災拠点化へ向けた取組

道の駅「竜王かがみの里」と「マキノ追坂峠」において、災害時の防災拠点化に向けた検討を実施。

種 別	(11)災害に備えた道路交通環境の整備
実施機関	警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 災害に強い交通安全施設等の整備
- (2) 災害発生時における交通規制
- (3) 災害発生時における情報提供の充実

2 計画の内容

(1) 災害に強い交通安全施設等の整備・更新

災害時の交通の安全と円滑が確保できる交通管制センター、交通流監視カメラや情報板など関連交通安全施設の的確な維持管理・更新を行う。

緊急交通路を確保するため、主要交差点に設置された信号機電源付加装置の適切な維持管理・更新および必要な交差点への新設を図る。

(2) 災害発生時における交通規制

緊急車両等の交通ルートを確認するため、迅速かつ的確な交通規制を実施できるよう関係団体と連携した実践的な交通規制訓練を実施する。

(3) 災害発生時における情報提供の充実

災害発生時における緊急交通路、緊急輸送道路等の確保および道路利用者等に対する道路交通情報の提供等に資する交通監視カメラや車両感知器、交通情報板等の維持管理・更新を行う。

種 別	(11)災害に備えた道路交通環境の整備
実施機関	土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

阪神大震災、東日本大震災、熊本地震の震災や自然災害等を踏まえ、災害に強い安全な道路づくりを目指す。

平成8年度道路防災総点検において落石崩壊等の危険があると認められた要対策箇所にて災害防除事業を実施する。

2 計画の内容

災害発生等に備えた安全の確保

(単位：千円)

工 種	補 助 事 業	
	箇所数	事業費
災 害 防 除	17	860,727

種 別	(12)総合的な駐車対策の推進
実施機関	警察本部交通指導課

1 計画の実施方針および重点

違法駐車対策

- (1) 放置駐車違反に対する取締り活動の強化と駐車秩序の確立
- (2) 放置駐車違反となっている車両の使用者に対する責任追及
- (3) 悪質滞納者に対する居宅搜索差押えおよび銀行預貯金差押えの強制徴収の推進

2 計画の内容

違法駐車対策

(1) 放置駐車違反に対する取締り活動の強化と駐車秩序の確立

放置駐車違反となっている車両の使用者に対する責任追及と、放置車両の確認と標章の取付けに関する事務（確認事務）の委託業務の導入から14年が経過し、放置駐車車両の抑制および交通事故の減少など駐車環境が改善されてきたものと評価できる。

放置駐車対策は歩行者等の安全空間確保および交通の円滑等の良好な道路交通環境の整備を確立するうえで重要であり、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を指向して、地域の実態に応じたメリハリを付けた取締りを実施するため

- ・ 駐車監視員活動ガイドラインの見直し（取付けエリアの変更）
- ・ 地域の意見要望、駐車実態の把握

・交差点、横断歩道等の迷惑性の高い路線での取締りの強化を推進する。

(2) 放置駐車違反車両の使用者に対する責任追及

運転者責任を追及できない放置車両については、使用者に対する責任追及として

- ・定期的な訪問徴収活動
- ・車検拒否制度と使用制限命令の確実な執行
- ・任意納付が望めない悪質滞納者に対する居宅搜索差押えおよび銀行預貯金差押えの強制徴収の推進を図る。

種 別	(12)総合的な駐車対策の推進
実施機関	警察本部交通規制課、商工観光労働部中小企業支援課

1 計画の実施方針および重点

- (1) きめ細かな駐車規制の推進
- (2) 補助制度を利用した駐車場の整備の推進

2 計画の内容

- (1) 地域住民や運輸事業者の要望と交通環境に応じたきめ細かな駐車規制の推進を図る。
- (2) 自治振興交付金（商店街基盤施設等整備事業）により商店街顧客専用駐車場の借地料および共同駐車場の設置に対して支援を行う。

種 別	(13)道路交通情報の充実
実施機関	近畿総合通信局

1 計画の実施方針および重点

道路利用者に対し必要な道路交通情報を提供することにより、安全かつ円滑な道路交

- (1) 情報収集・提供体制の充実
- (2) ITSを活用した道路交通情報の高度化

2 計画の内容

(1) 情報収集・提供体制の充実

- ・中波カーラジオを活用した道路交通情報を提供する路側通信システムの適切な運用を推進する。
- ・各種イベント会場周辺の交通安全確保等の有効な情報提供手段として、会場における臨時の放送局の開設を推進する。
- ・コミュニティ放送局は、市町の一部地域を対象に放送を行うFM放送で、当該地域に密着したきめ細やかな道路交通情報や商店街等の駐車場情報をリアルタイムで提供できるため、円滑な交通の確保に寄与している。

滋賀県内では、令和2年4月1日までに4局が開局し、今後も周波数事情が許す限りの普及を図る。

(2) ITSを活用した道路交通情報の高度化

交通の分散による交通渋滞の解消、交通の安全と円滑化を図るため、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供するVICSやITSスポット等の整備・拡充を推進する。

種 別	(13)道路交通情報の充実
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

- (1) 利用者サービスの向上を図るため、インターネット等広く普及している情報通信を活用して即時に道路交通情報提供を行う利用者サービスの向上に努める。
- (2) 分かりやすい道路交通環境の確保を行う。

2 計画の内容

- (1) 冬期積雪箇所CCTV画像のインターネット提供を継続して実施する。
- (2) 主要な幹線道路の交差点および交差点付近において、ルート番号等を用いた案内標識の設置の推進、案内標識の英語表記改善の推進により、国際化の進展への対応に努める。

種 別	(13)道路交通情報の充実
実施機関	警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 情報収集・提供体制の充実
- (2) ITSを活用した道路交通情報の高度化

2 計画の内容

- (1) 情報収集・提供体制の充実
多様化する道路利用者のニーズに即した交通情報を提供するため、交通情報収集・提供体制の充実を図る。
- (2) ITSを活用した道路交通情報の高度化
的確な交通情報の提供により交通渋滞を解消するため、交通管制システムの適正な管理と整備を推進する。

種 別	(13)道路交通情報の充実
実施機関	土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 多様化するドライバーのニーズにこたえるとともに安全かつ円滑な道路交通を確保するため、道路情報提供装置の整備と提供体制の充実を図る。

2 計画の内容

- (1) 必要に応じ適切な箇所に道路情報提供装置の新設、あるいは既設設備の更新を行い情報提供体制の充実を図る。

種 別	(13)道路交通情報の充実
実施機関	西日本高速道路(株)関西支社

1 計画の実施方針および重点

道路交通情報の充実

2 計画の内容

道路利用者に対し必要な道路交通情報を提供することにより安全かつ円滑な道路交通を確保するため、道路情報板、路側通信システム、交通情報携帯サイト（アイハイウェイ）等により、情報提供体制の充実に努める。

また、お客様センターにて24時間体制でお客様の問い合わせに対応する。

種 別	(14)交通安全に寄与する道路交通環境の整備
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

道路利用の適正化を推進するために、不法占用調査および指導、特殊車両の指導取締を引き続き実施する。

2 計画の内容

- (1) 不法占用を調査し、適正化の指導を行う。
- (2) 豊郷計量所において12回の特殊車両指導取締を行う。

種 別	(14)交通安全に寄与する道路交通環境の整備
実施機関	警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 道路の使用および占用の適正化等
- (2) 気象に応じた安全の確保

2 計画の内容

- (1) 道路の使用および占用の適正化等
安全かつ円滑な道路交通を確保する道路使用許可の適正な運用を行う。
- (2) 地域に応じた安全の確保
冬期の安全な道路交通を確保するため、気象・路面状況等の的確な収集による適切な情報提供を行う。

種 別	(14)交通安全に寄与する道路交通環境の整備
実施機関	土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、道路が破損していたり、異常気象等により被害が予想されたりする場合等には、道路法に基づき通行の禁止または制限を行う。また、冬期の安全な道路交通を確保するため、気象、路面状況等の情報を収集し、道路利用者へ提供する。

種 別	(14)交通安全に寄与する道路交通環境の整備
-----	------------------------

1 計画の実施方針および重点

路上遊戯等による子どもの交通事故防止を図るため、近隣公園、地区公園、運動公園等の整備を推進する。

2 計画の内容

子どもの遊び場等の確保

(単位：千円)

種 別		箇所数	事業費
市町事業	街区公園	0	0
	近隣公園	2	243,714
	総合公園	2	130,000
	運動公園	1	629,252
県事業	総合公園	1	2,190,000
計		6	3,192,966

第 2 節 交通安全思想の普及徹底

種 別	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
実施機関	健康医療福祉部子ども・青少年局、土木交通部道路保全課、警察本部交通企画課

1 計画の実施方針および重点

〔ア 幼児に対する交通安全教育〕

- (1) 幼児交通安全クラブ（カンガルークラブ）の結成促進と育成の強化
- (2) 指導者の育成と資質の向上
- (3) 幼児に対する交通安全教育の教材の充実
- (4) 幼児を持つ親を対象に学習の機会提供と指導の徹底
- (5) 児童館および保育所等における交通安全指導の強化

2 計画の内容

(1) 幼児交通安全クラブ（カンガルークラブ）の結成促進と育成の強化

就学前の幼児と母親を対象とした幼児交通安全クラブ（カンガルークラブ）の結成を促進するとともに、既成クラブに対する育成指導を強化する。

(2) 指導者の育成と資質の向上

市町交通指導員、各クラブ指導者を対象に合同研修会を開催するほか、指導資料を作成して資質の向上を図る。

(3) 幼児に対する交通安全教育の教材の充実

市町、幼児交通安全クラブ（カンガルークラブ）等を通じて、交通安全教育を効率的に実施するためのビデオ、DVDおよび資料等を提供し、幼児に対する交通安全教育を推進する。

基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な知識・技能を習得させるため、幼稚園、保育所、認定こども園等と連携して紙芝居やDVD等の視聴覚教材を活用した交通安全教室等の実施に努めるほか、保育士等や保護者に対しても、研修会や親子で実習する交通安全講習会等を開催し、園外保育を重点とした安全教育や家庭での安全教育の必要性・重要性を強く訴える。

(4) 幼児を持つ親を対象に学習の機会提供と指導の徹底

県が実施する幼児を持つ親を対象とする事業の中で、交通安全の重要性を指導する。

(5) 児童館および保育所等における交通安全指導の強化

日常の保育活動や遊びの中で、交通安全に関する注意力、事故防止等、幼児の交通安全教育を推進する。

また、保育所等の通所時および所外活動における安全の確保等について、指導監査時や通知等により要請する。

種 別	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
実施機関	教育委員会事務局幼小中教育課、教育委員会事務局生涯学習課、教育委員会事務局保健体育課、警察本部交通企画課

1 計画の実施方針および重点

〔イ 児童に対する交通安全教育〕

(1) 児童の発達段階に応じた交通安全教育の推進

児童に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者および自転車利用者としての必要な技能と知識を習得させるとともに、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識および能力を高める。

(2) 交通安全教育に対する教職員の資質向上を図るための講習会等の充実

(3) 児童の安全能力や態度の育成を図るための効果的な安全指導の実施

(4) 交通事故防止と管理・指導体制の確立

(5) 児童に対する啓発の推進

児童が交通ルールの順守等規範意識を高め、被害者にも加害者にもならないように啓発を進める。特に、自転車による事故を防止するために、自転車運転のマナー指導を進める。

2 計画の内容

(1) 交通安全指導の充実

ア 交通安全教育は、学校教育活動全体を通じて指導することになっているが、特に、教科「体育・保健体育」、学級活動（ホームルーム活動）および学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間、生活科等を中心とした指導の充実とその時間の確保に努める。

イ 教職員の資質の向上を図るための研修会、講習会を開催する。

・交通安全教育指導者講習会 令和2年8月4日開催予定

内容：一般教員を対象とし、交通安全教育を含む学校安全に関わる講習会

・子どもの安全確保に関する連絡協議会 令和2年6月26日開催予定

令和3年2月4日開催予定

内容：市町安全担当者、関係機関により交通安全・災害安全・生活安全の3点について協議を行う。

ウ 滋賀県学校安全調査により、警察による交通安全教室の実施状況を調べ、研修会等で状況報告と交通安全教育の推進をする。

エ 県内の交通事故状況を市町教育委員会や市町小中学校、県立学校に周知し交通安全の啓発を行う。交通事故速報に関する統計資料を12月末と3月末に通知する。

オ 市町立小・中学校・義務教育学校および県立学校生徒指導・教育相談担当連絡協議会、高等学校等生徒指導連絡協議会、生徒指導上の課題解決に係る管理職研修などの機会に管理職や生徒指導主任・主事に対して、発達段階に応じて授業やホームルーム活動で交通安全について啓発・指導を行うよう依頼する。

カ 歩行者および自転車利用者として必要な技能・知識を習得させるとともに、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識および能力を高めるため、小学校、PTA等と連携して、学校周辺等の道路や模擬交差点等を利用し、具体的な危険箇所を取り上げ関心を持たせる工夫を凝らすなど、実技を取り入れた効果的な参加・体験・実践型の交通安全教育の実施に努める。

(2) 交通安全管理指導体制の確立

ア 各学校における安全主任の設置と校務分掌における位置付け

イ 通学路の安全点検、危険箇所の整備

ウ 通学用自転車の点検整備の徹底

エ 校内研修の充実と交通安全指導体制の確立

オ P T A、地域、関係団体との連携

(3) 児童に対する啓発の推進

ア 長期休業前に「交通安全県民運動実施要綱」等を添付した「児童生徒の指導・保護者への啓発等について」（通知）をすべての公立小学校に送付して、その中で交通安全について児童・保護者への啓発を依頼し、児童が被害者にも加害者にもならないようにする働きかけを行う。

イ 「学校支援メニュー」に登録されている「安全」に関する「交通安全教室」等について、学校での活用促進を図り、マスコミ等への資料提供を積極的に行う。

ウ 「しが学校支援メニューフェア」等の機会を通じた啓発の促進を行う。

(4) 学校、P T A等に対する「交通安全子供自転車大会」への参加要請

(5) 自転車損害賠償保険加入と自転車乗車時のヘルメット着用の推進

種 別	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
実施機関	教育委員会事務局幼小中教育課、教育委員会事務局生涯学習課、教育委員会事務局保健体育課、警察本部交通企画課

1 計画の実施方針および重点

〔ウ 中学生に対する交通安全教育〕

(1) 生徒の発達段階に応じた交通安全教育の推進

中学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する際は、思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようにする。

(2) 交通安全教育に対する教職員の資質向上を図るための講習会等の充実

(3) 生徒の安全能力や態度の育成を図るための効果的な安全指導の実施

(4) 交通事故防止と管理指導体制の確立

(5) 生徒に対する啓発の推進

生徒が交通ルールの順守等規範意識を高め、被害者にも加害者にもならないように啓発を進める。特に自転車による事故を防止するために、自転車運転のマナー指導を進める。

2 計画の内容

(1) 交通安全指導の充実

ア 交通安全教育は、学校教育活動全体を通じて指導することになっているが、特に、教科「体育・保健体育」、学級活動（ホームルーム活動）および学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間、生活科等を中心とした指導の充実とその時間の確保に努める。

イ 教職員の資質の向上を図るための研修会、講習会を開催する。

- ・交通安全教育指導者講習会 令和2年8月4日開催予定

内容：一般教員を対象とし、交通安全教育を含む学校安全に関わる講習会

- ・子どもの安全確保に関する連絡協議会 令和2年6月26日開催予定

令和3年2月4日開催予定

内容：市町安全担当者、関係機関により交通安全・災害安全・生活安全の3点について協議を行う。

ウ 滋賀県学校安全調査により、警察による交通安全教室の実施状況を調べ、研修会

等で状況報告と交通安全教育の推進をする。

エ 県内の交通事故状況を市町教育委員会や市町小中学校、県立学校に周知し交通安全の啓発を行う。交通事故速報に関する統計資料を12月末と3月末に通知する。

オ 市町立小・中学校・義務教育学校および県立学校生徒指導・教育相談担当連絡協議会、高等学校等生徒指導連絡協議会、生徒指導上の課題解決に係る管理職研修などの機会に管理職や生徒指導主任・主事に対して、発達段階に応じて授業やホームルーム活動で交通安全について啓発・指導を行うよう依頼する。

カ 自転車で安全に道路を通行するために必要な技能・知識を習得させるとともに、自己の安全だけでなく他人の安全にも配慮できるようにするため、中学校、PTA等と連携した自転車教室等の実施に努める。

(2) 交通安全管理指導体制の確立

ア 各学校における安全主任の設置と校務分掌における位置付け

イ 通学路の安全点検、危険箇所の整備

ウ 通学用自転車の点検整備の徹底

エ 校内研修の充実と交通安全指導体制の確立

オ PTA、地域、関係団体との連携

(3) 生徒に対する啓発の推進

長期休業前に「交通安全県民運動実施要綱」等を添付した「児童生徒の指導・保護者への啓発等について」（通知）をすべての公立中学校に送付して、その中で交通安全について生徒・保護者への啓発を依頼し、生徒が被害者にも加害者にもならないようにする働きかけを行う。

(4) 関係機関との連携

ア 「学校支援メニュー」に登録されている「安全」に関する「交通安全教室」等について、学校での活用促進を図り、マスコミ等への資料提供を積極的に行う。

イ 「しが学校支援メニューフェア」等の機会を通じた啓発の促進を行う。

(5) 学校、PTA等に対する「交通安全子供自転車大会」への参加要請

(6) 自転車損害賠償保険加入と自転車乗車時のヘルメット着用の推進

種 別	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
実施機関	教育委員会事務局幼小中教育課、教育委員会事務局生涯学習課、教育委員会事務局保健体育課、警察本部交通企画課

1 計画の実施方針および重点

〔エ 高校生に対する交通安全教育〕

(1) 生徒の発達段階に応じた交通安全教育の推進

高校生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車の利用者として安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し自他の生命を尊重するなど、責任をもって行動することができる健全な社会人を育成する。

(2) 交通安全教育に対する教職員の資質向上を図るための講習会等の充実

(3) 生徒の安全能力や態度を育てる効果的な安全指導の実施

(4) 交通事故防止と管理・指導体制の確立

(5) 生徒に対する啓発の推進

生徒が交通ルールの順守等規範意識を高め、被害者にも加害者にもならないよ

うに啓発を進める。特に自転車による事故を防止するために、自転車運転のマナー指導を進める。また、滋賀県公立高等学校PTA連合会からの要請を受けて、連携して「3+1ない運動」を進め、自動二輪車等の事故防止に努める。

(6) 視聴覚教材の活用による効果的な交通教育の推進

2 計画の内容

(1) 交通安全教育の実施

ア 交通安全教育は、学校教育活動全体を通じて指導することになっているが、特に、教科「体育・保健体育」、学級活動（ホームルーム活動）および学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間、生活科等を中心とした指導の充実とその時間の確保に努める。

イ 教職員の資質の向上を図るための研修会、講習会を開催する。

・交通安全教育指導者講習会 令和2年8月4日開催予定

内容：一般教員を対象とし、交通安全教育を含む学校安全に関わる講習会

・子どもの安全確保に関する連絡協議会 令和2年6月26日開催予定

令和3年2月4日開催予定

内容：市町安全担当者、関係機関により交通安全・災害安全・生活安全の3点について協議を行う。

ウ 滋賀県学校安全調査により、警察による交通安全教室の実施状況を調べ、研修会等で状況報告と交通安全教育の推進をする。

エ 県内の交通事故状況を市町教育委員会や市町小中学校、県立学校に周知し交通安全の啓発を行う。交通事故速報に関する統計資料を12月末と3月末に通知する。

オ 二輪車の運転者および自転車利用者として必要な技能・知識を習得させるとともに、交通社会の一員としての責任を持った行動ができるよう、高校、関係団体等と連携した自転車教室や、二輪車の運転免許取得者を対象とした実技講習会等の実施に努める。

カ 市町立小・中学校・義務教育学校および県立学校生徒指導・教育相談担当連絡協議会、高等学校等生徒指導連絡協議会、生徒指導上の課題解決に係る管理職研修などの機会に管理職や生徒指導主任・主事に対して、発達段階に応じて授業やホームルーム活動で交通安全について啓発・指導を行うよう依頼する。

(2) 交通安全管理指導体制の確立

ア 各学校における安全主任の設置と校務分掌における位置付け

イ 通学路の安全点検、危険箇所の整備

ウ 通学用自転車の点検整備の徹底

エ 校内研修の充実と交通安全指導体制の確立

オ PTA、地域、関係団体との連携

(3) 生徒に対する啓発の推進

長期休業前に「交通安全県民運動実施要綱」等を添付した「児童生徒の指導・保護者への啓発等について」（通知）をすべての県立高等学校に送付して、その中で交通安全について生徒・保護者への啓発を依頼し、生徒が被害者にも加害者にもならないようにする働きかけを行う。

(4) 関係機関との連携

ア 「学校支援メニュー」に登録されている「安全」に関する「交通安全教室」等について、学校での活用促進を図り、マスコミ等への資料提供を積極的に行う。

イ 「しが学校支援メニューフェア」等の機会を通じた啓発の促進。

- (5) 学校、PTA等に対する「交通安全子供自転車大会」への参加要請
- (6) 自転車損害賠償保険加入と自転車乗車時のヘルメット着用の推進
県立高校1年生に自転車ヘルメット着用啓発チラシを配布する。

種 別	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部道路保全課、教育委員会事務局生涯学習課

1 計画の実施方針および重点

〔オ 成人に対する交通安全教育〕

- (1) あらゆる機会を利用しての交通安全教育の推進
- (2) 関係団体等に対する交通安全の呼びかけ
- (3) 関係機関・団体等に対する交通安全活動の指導強化
- (4) 効果的な交通安全教育の推進

2 計画の内容

(1) あらゆる機会を利用しての交通安全教育の推進

県が実施する研修会等において交通安全に対する認識を深めるように呼びかける。

(2) 関係団体等に対する交通安全の呼びかけ

関係機関・団体等において、幼児から高齢者に至るまでの年齢層、道路利用形態別に応じた交通安全教育が推進されるよう呼びかける。

(3) 関係機関・団体等に対する交通安全活動の指導強化

関係機関・団体等において、幼児から高齢者に至るまでの年齢層、道路の利用形態別に応じた交通安全教育が総合的、組織的に行われるよう指導を強化するとともに、交通安全に関する資料の提供など積極的な支援を行う。

(4) 効果的な交通安全教育の推進

ア 対象別に、より交通実態に即した実践的な交通安全教育を継続的に推進する。

イ 関係機関・団体等との連携による計画的な交通安全教育を推進する。

ウ 成人から高齢者に至るまでの段階的に創意工夫した交通安全教育を実施する。

エ 県、市町、学校、関係民間団体および家庭が互いに連携を図る。

オ 指導者の育成、教材等の充実、ホームページやしらがメールを活用して情報発信を行い、交通安全意識を高める。

カ 運転者教育に関しては、安全運転意識の醸成および危険予測・回避能力の向上を図る観点から、免許取得前教育、免許取得時教育、免許取得後の再教育の充実を図る。

キ 「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知と正しい自転車の乗り方、マナーの徹底および自転車の損害賠償責任保険の普及促進を図る。

ク 事業所主体による自動車および自転車安全教育の支援を行う。

ケ 講習は、安全運転に必要な技能・技術および危険予測・回避能力に関する講習、交通事故被害者の心情等、交通事故の悲惨さを理解させる講習、交通安全意識・交通マナーの向上および交通ルールを遵守させるための講習等を行う。

コ 自動車等の安全運転の確保の観点から、免許取得時および免許取得後の運転者の教育を中心として行うほか、社会人、大学生等に対する交通安全教育の充実に努めるとともに、高齢者や子どもをはじめとする歩行者等に対する保護意識の更なる醸成を図るための効果的な広報啓発活動および運転者教育を推進する。

サ 視聴覚ライブラリー（しが生涯学習スクエア）において、交通安全や自転車の

正しい乗り方に関する視聴覚教材を整備・貸出。

種 別	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
実施機関	警察本部交通企画課、健康医療福祉部医療福祉推進課、土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

〔カ 高齢者に対する交通安全教育〕

- (1) 滋賀県レイカディア大学の取り組み（医療福祉推進課）
- (2) 老人クラブ等の関係団体を通じた取り組みの強化（医療福祉推進課）
- (3) 高齢者のための実践的な交通安全教育の推進（道路保全課）
- (4) あわない・起こさないシルバー無事故・無違反運動の実施（道路保全課）
- (5) 参加・体験・実践型交通安全教育の推進（交通企画課、道路保全課）
- (6) 民間の交通安全教育チームによる交通安全教室、訪問指導活動の実施（交通企画課、道路保全課）

2 計画の内容

(1) 滋賀県レイカディア大学の取り組み

「高齢者の交通事故防止」をレイカディア大学必修講座として開講し、「自分の身は自分で守る」という意識を高めるとともに交通安全思想の普及を図る。

講座名「高齢者の交通安全」

時間数：草津校・米原校それぞれ2時間

(2) 老人クラブ等の関係団体を通じた取り組みの強化

ア 県老人クラブ連合会が開催する滋賀県老人クラブ大会や各種研修会等において、高齢者の交通事故防止について啓発して会員の意識高揚を図るとともに、各市町の老人クラブ連合会等での積極的な交通安全研修会の実施につなげていく。

イ 県老人クラブ連合会が発行する広報紙「いきいき近江」等を活用して交通安全県民運動の関連記事等を紹介する等、注意喚起するとともに、安全意識の高揚に向けて広報活動を実施する。

(3) 高齢者のための実践的な交通安全教育の推進

高齢者の交通安全指導員によって地域の高齢者を対象とした実地体験学習事業が開催されるよう支援する。

(4) あわない・起こさないシルバー無事故・無違反運動の実施

高齢者自らが交通事故防止活動に積極的に参画し、地域ぐるみで交通安全意識を高めることにより交通事故防止を図るため、7月から10月までの4ヶ月間、無事故・無違反運動を実施する。

(5) 参加・体験・実践型交通安全教育の推進

加齢に伴う身体機能の変化が行動に及ぼす影響や通行車両の直前直後に横断する高齢歩行者による法令違反に起因する死亡事故が多いことを理解させるように努める。

運転免許を保有していないなど交通安全教育を受ける機会が少なく、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、歩行者および自転車利用者の心得や、運転者側から見た歩行者および自転車の危険行動等について理解の促進を図る。

高齢運転者に対しては、安全な運転に必要な技能・知識を再確認させるため、危険予測トレーニング装置（KYT）や運転技能自動評価システム（オブジェ）等の機器を積極的に活用した参加・体験・実践型の交通安全教育の実施に努める。

電動車椅子を利用する高齢者に対しては、電動車椅子の製造メーカーで組織される

団体等と連携して、購入時等における安全利用に向けた指導・助言を徹底するとともに、継続的な交通安全教育の促進に努める。

(6) 地域の関係機関・団体等と連携した交通安全教室、訪問指導活動の実施

交通安全団体で組織された民間の交通安全教育チーム等関係機関・団体と連携した交通安全教室の開催や、各地域において交通安全教育の受講機会が少ない高齢者を重点とした家庭訪問を実施し、事故実態に応じた具体的な個別指導・助言を行い、交通安全パンフレット、反射材用品等を配布する。

種 別	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
実施機関	警察本部交通企画課、健康医療福祉部障害福祉課

1 計画の実施方針および重点

〔キ 障害者に対する交通安全教育〕

障害者に対する実践的な交通安全教育の推進

2 計画の内容

障害者等に対する生活訓練の一環として、歩行訓練、体験会の開催など、関係機関・団体等と連携し、実践的な交通安全教育を実施する。また、関係団体と協働し、通訳を通じての交通安全教室の開催や啓発チラシの配付など、障害の程度に応じたきめ細かい交通安全教育に努める。

種 別	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
実施機関	警察本部交通企画課

1 計画の実施方針および重点

〔ク 外国人に対する交通安全教育〕

外国人に対する効果的な交通安全教育の推進

2 計画の内容

日本の交通ルールに関する知識の普及による交通事故防止を目的として、母国との交通ルールの違いや交通安全に対する考え方の違いを理解させるなど、効果的な交通安全教育に努めるとともに、外国人を雇用する使用者等を通じ、外国人を対象とした講習会等への参加促進や翻訳パンフレットを配付し、知識の普及を図る。

種 別	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

〔ケ 自転車利用者に対する交通安全教育〕

自転車安全利用指導員による自転車の安全で適正な利用に向けた交通安全教育および広報啓発活動を行う。

2 計画の内容

- ・知事より委嘱を受けた「自転車安全利用指導員」が、県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、企業等で自転車交通安全教室の実施、街頭等における自転車条例の

周知を呼びかける啓発および自転車安全利用の指導の実施等を行う。

- ・学校、教育委員会等との連携を強化して、児童・生徒に対する自転車安全教育を強力に推進するとともに、スタントマンによる交通事故の再現や自転車シミュレーターの活用等による参加・体験・実践型の自転車教室を開催するなど、教育内容の充実を図る。

また、発生しやすい事故類型や交通ルールが定められている理由等の説明、児童・生徒間で交通ルールについて理解を深めるプログラム等現行の自転車安全教育の技法を参考にしつつ、さらに工夫を加えた技法で教育を行うよう努める。

さらに、自転車安全教育を受ける機会が少ない大学生、成人等に対する自転車安全教育の機会を提供するため、大学等の教育機関や企業等における教育の促進を図る。

加えて、更新時講習等の各種運転者教育の機会において、自動車等の運転者に対し、自転車の安全を確保するための留意事項に関する教育の実施に努める。

種 別	(2)効果的な交通安全教育の推進
実施機関	警察本部交通企画課

1 計画の実施方針および重点

自転車の交通安全教育の充実

2 計画の内容

- ・子どもの自転車の安全利用を推進するため、学校における自転車安全教育の充実と「子供自転車大会」への積極的な参加要請を行う。
- ・小学校、中学校および高等学校等の教育機関における自主的な自転車安全教育の実施や警察と連携した自転車教室の授業等への組み込みについて、教育委員会や各学校に強く要請する。
- ・自転車利用者には、ルールを守らなかった場合の罰則や事故発生のリスク、事故の加害者になった場合の責任の重大性および損害賠償保険等への加入の必要性について理解させるため、具体的な事故・損害賠償事例を示すなど、効果的な活動となるよう工夫する。
- ・事故が発生した場合の被害軽減対策として、幼児・児童およびその保護者はもちろんのこと、広く自転車利用者へヘルメットおよび幼児を自転車の幼児用座席に乗車させる際のシートベルトの着用を促すため、映像や資料等を効果的に活用し、被害軽減効果の周知活動を推進する。

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	土木交通部道路保全課、警察本部交通企画課

1 計画の実施方針および重点

〔ア 交通安全県民総ぐるみ運動の推進〕

- (1) 交通安全県民総ぐるみ運動の効果的な推進
- (2) 横断歩道利用者ファースト運動の実施
- (3) 近江路交通マナーアップ運動の実施
- (4) ハイビーム切替え運動の実施
- (5) 前照灯早め点灯運動の実施
- (6) 自転車安全利用の推進

2 計画の内容

(1) 交通安全県民総ぐるみ運動の効果的な推進

春・秋の全国交通安全運動のほか、夏期、年末等交通事故が多発する時期に運動を強力に推進する。

なお、実施に当たっては、より多くの県民が自発的に参加し、地域ぐるみの運動として展開されるよう推進体制を確立するとともに、関係機関・団体の主体的活動を促進し、効果的な推進に努める。

ア 年間を通じて実施する強調日（月）

・交通安全啓発日	毎月1日※
・自転車安全利用日	毎月1日※
・近畿交通安全日	毎月15日
・高齢者交通安全の日	毎月15日
・シートベルト・チャイルドシート着用啓発日	毎月20日※
・横断歩道利用者ファースト運動啓発日	毎月25日※
・近江路交通マナーアップ啓発日	毎月25日※
・ノーマイカーデー(公共交通機関利用促進日)	毎週金曜日
・飲酒運転根絶啓発日	毎月第4金曜日
・飲酒運転について考える日	毎月第4金曜日
・交通事故死ゼロを目指す日	4月10日・9月30日
・自転車安全利用月間	5月（1か月間）

(※ ただし、実施日が土日祝日に当たる場合は次の平日に当たる日とする)

イ 期間を定めて実施する運動

運 動 名	期 間
春の全国交通安全運動	4月6日（月）～4月15日（水）
夏の交通安全県民運動	7月1日（水）～7月10日（金）
秋の全国交通安全運動	9月21日（月）～9月30日（水）
年末の交通安全県民運動	12月1日（火）～12月31日（木）
新入学（園）児と高齢者の交通事故防止運動	令和3年3月15日（月）～ 4月15日（木）

(2) 横断歩道利用者ファースト運動の実施

信号機のない横断歩道上における交通事故を未然に防ぐためには、交通ルールの遵守はもとより、ドライバーによる歩行者保護の運転、歩行者による安全確認が求められるほか、道を譲られた際のドライバーに対する謝意など、ドライバーと歩行者双方がコミュニケーションを取り合うことが必要であることから、広報啓発活動などを交通安全県民総ぐるみ運動として実施する。

(3) 近江路交通マナーアップ運動の実施

滋賀県内の幹線道路および主要路線において、関係機関と連携して道路利用者に対し、前照灯の早めの点灯や後部座席を含めた全席シートベルトの着用、自転車の安全利用など、交通法令の遵守や交通マナーの実践を街頭や個別機関、団体等と呼びかけを行い、交通事故総量と交通事故死者数が減少するよう交通安全県民総ぐるみ運動として実施する。

運動実施日：県下一斉街頭啓発日…5月25日・10月26日

通常月の啓発日…原則として毎月25日

実施時間：県下一斉街頭啓発日…それぞれの地域の交通実態に応じた概ね1時間

通常月の啓発日…各機関・団体の実情に応じ実施

(4) ハイビーム切替え運動の実施

夜間における歩行者、自転車事故を防止するため、他の車両等の交通を妨げるおそれのない時は、前照灯をこまめにハイビームに切り替えることによりドライバーの視認性を確保し、交通事故を抑止し重大事故を防止できるよう交通安全県民総ぐるみ運動として実施する。

運動の期間：令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(5) 前照灯早め点灯運動の実施

特に夕暮れ時は、車両の視認性の低下や、前照灯点灯のタイミングの遅れから、交通事故が多発傾向にあるため、車両の視認性の向上と、ライト点灯という能動的な交通安全行動により運転者の安全意識を高め、交通事故の総量を抑制し重大事故を防止できるよう交通安全県民総ぐるみ運動として実施する。

運動の期間：令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(6) 自転車安全利用の推進

「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定されたことから、一層の自転車の安全利用を推進するため、毎月1日の「自転車安全利用日」と5月の「自転車安全利用月間」に、自転車の安全利用に関する啓発活動を実施する。

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	滋賀運輸支局、警察本部交通企画課、土木交通部道路保全課、中日本高速道路(株)名古屋支社、西日本高速道路(株)関西支社

1 計画の実施方針および重点

〔イ 交通安全運動の推進〕

- (1) 交通安全運動の推進
- (2) 交通安全推進機関・団体との連携による効果的な運動の推進
- (3) 高速道路における交通安全運動の推進

2 計画の内容

(1) 交通安全運動の推進

ア 交通安全運動の実施にあたっては、事前に、運動の趣旨、実施期間、運動重点、実施計画等について広く住民に周知し、住民参加型の交通安全運動を県民総ぐるみにより実施する。

また、地域の実情に即した効果的な運動を実施するため、事故実態、住民や交通事故被害者等のニーズなどを踏まえた地域の運動重点を定め、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体および交通ボランティアの参加を得て、参加・体験・実践型の交通安全教室の開催等により、交通事故を身近なものとして意識させる交通安全活動を促進する。

イ 春・秋の全国交通安全運動については、広く国民に交通安全思想の普及と浸透を図るとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるため、国民が身近で重要な問題として実感できる施策を推進するとともに、地域住民の要望・意見等を反映させ、地域住民が積極的に参加することが可能な活動および取組を推進する。

また、運動の際には、「交通事故死ゼロを目指す日」とも連動して取組を行う。

さらに、運動に当たっては、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団

体や交通ボランティアの活性化および参加促進を図る。特に、次世代の交通安全意識の向上を図るため、学生、社会人等の参加を一層促進する。

(2) 関係機関、団体との連携による効果的な運動の推進

滋賀県交通対策協議会等関係機関・団体との連携を密にして、運動の効果的な推進を図る。

(3) 高速道路における交通安全運動の推進

春・秋の全国交通安全運動、夏・年末の交通安全県民運動等を高速道路交通警察隊等と合同で実施し、高速道路における運転マナーおよび交通安全に関する啓発活動を実施する。また、横断幕・懸垂幕・道路情報板・ハイウェイラジオ・休憩施設のトイレボードを活用し、交通安全を啓発する。

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

〔ウ 自転車の安全利用の推進〕

- (1) 自転車の交通ルール・正しい乗り方の普及徹底
- (2) 自転車利用者に対する街頭指導の強化
- (3) 自転車用ヘルメットの着用促進
- (4) J A 共済主催のスクエアード・ストレイト方式による自転車安全教室の実施
- (5) 自転車シミュレーターを活用した体験型交通安全教育の推進

2 計画の内容

(1) 自転車の交通ルール・正しい乗り方の普及徹底

- ・「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」で規定される自転車交通安全教育および自転車の安全で適正な利用に関する取組を推進する。
- ・良好な自転車交通秩序の実現を図るため、自転車利用者に対するルールの周知および安全教育を推進するほか、自転車の安全利用を促進するための施策を講じる。

地方公共団体、学校、自転車関係事業者等と連携し、交通の方法に関する教則や自転車安全利用五則を活用するなどして、効果的な広報啓発活動を実施し、全ての自転車利用者に対して自転車の通行ルール等の周知を図る。

特に、自転車の運転による交通の危険を防止するための自転車運転者講習の制度を適切に運用し、自転車利用者のルールに対する遵守意識を醸成する。

また、自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、推進委員や地方公共団体の交通指導員、地域住民等と協働して街頭における指導啓発活動を積極的に推進する。

さらに、自転車事故の実態やヘルメットの被害軽減効果についての広報啓発活動を推進し、保護者に対し、幼児や児童が自転車に乗車する際のヘルメットの着用の徹底を図るほか、高齢者や中学生、高校生等の自転車利用者に対しても、ヘルメットの着用を促進する。

加えて、幼児を自転車の幼児用座席に乗車させる際のシートベルトの着用を促進するとともに、幼児二人同乗用自転車の安全利用に係る広報啓発活動を推進する。

- ・自転車の利用者が加害者となる事故が後を絶たないこと等に鑑み、自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成するとともに、具体的な事故事例を示すなどして、損害賠償責任保険等の加入の必要性について、自転車利用者に理解させるよう努める。

(2) 自転車利用者に対する街頭指導の強化

商店街、通学路など自転車通行の多い道路等で、関係機関・団体、自転車安全整備士、地域住民等が協働して自転車利用者に対する街頭指導・啓発活動を実施する。

(3) 自転車用ヘルメットの着用促進

ヘルメットの効用等についての広報啓発活動を強化し、条例に規定される自転車に乗車する幼児、児童、65歳以上の高齢者に対するヘルメットの着用を促進する。

(4) J A 共済主催のスケアード・ストレイト方式による自転車安全教室の実施

県内の中学・高校生を対象に、スタントマンを使ったスケアード・ストレイト方式（事故現場を再現してみせ、危険行為を未然に防ぐ教育手法）による自転車安全教室を実施する。

(5) 自転車シミュレーターの活用

自転車シミュレーターを活用した指導と交通安全教育を実施する。

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

〔エ すべての座席におけるシートベルト着用の徹底〕

- (1) 着用率向上対策の推進
- (2) 後部座席等におけるシートベルトの着用促進
- (3) 関係機関・団体による着用啓発活動の促進

2 計画の内容

(1) 着用率向上対策の推進

後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト着用の徹底を図るため、地方公共団体をはじめとする関係機関・団体等と連携し、交通指導取締りや各種講習等のあらゆる機会および各種広報媒体を活用して、広報啓発を図るとともに、衝突実験映像を活用するなどして、着用による被害軽減効果を実感できる交通安全教育を推進する。

特に、高速乗合バス、貸切バス等の乗客のシートベルト着用の徹底を図るため、旅客運送事業者等とも連携して、シートベルト非着用の危険性等を具体的に示した広報啓発活動を強化する。

(2) 後部座席等におけるシートベルトの着用促進

あらゆる機会、媒体を通じて、後部座席の着用率向上のための普及啓発活動を実施する。

(3) 関係機関・団体による着用啓発活動の促進

全ての座席におけるシートベルトの着用が徹底されるよう、地方公共団体、関係機関・団体等と連携し、各種講習等あらゆる機会を通じて、非着用の危険性、着用による被害軽減効果等を周知し、特に後部座席におけるシートベルト着用の必要性を訴えるなど、効果的な広報啓発を推進する。

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

〔オ チャイルドシートの正しい使用の徹底〕

- (1) チャイルドシートの必要性和正しい使用についての参加・体験型交通安全教室の実施
- (2) 啓発活動の推進

2 計画の内容

- (1) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等に適合したチャイルドシートの正しい使用方法および使用効果について、幼稚園、保育所、認定こども園、病院、自動車やチャイルドシートの販売店等と連携して保護者に対する取付け講習会や指導員育成のための研修会等を開催し、適正な使用方法について指導の徹底等を図る。特に、比較的年齢の高い幼児については、保護者はもちろん、本人に対してもその取組を強化する。

6歳以上であっても、体格等の事情により、シートベルトを適切に着用することができない子どもには、チャイルドシートを使用させることについて、広報啓発に努める。

また、地方公共団体、民間団体等がチャイルドシートの購入等に対する各種支援制度を設けているところ、これらの一層の拡充について働き掛けることで、チャイルドシートを使用しやすい環境づくりを推進する。

- (2) チャイルドシートの正しい使用が徹底されるよう、地方公共団体、関係機関・団体等と連携し、保護者等に対する効果的な広報啓発・指導を推進する。

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

〔カ 反射材の普及促進〕

2 計画の内容

- ・薄暮時・夜間において歩行者および自転車利用者が被害に遭う交通事故を防止するため、子どもや高齢者をはじめとする全ての年齢層を対象として、反射材用品、LEDライト等の視認効果や使用方法等について理解を深め、自発的な着用を促すための参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。また、関係機関・団体と連携した反射材用品等の広報啓発活動を実施する。
- ・関係機関・団体と連携した反射材用品等の広報啓発活動の実施。
- ・衣服や靴、鞆等への反射材の組み込みを推奨するとともに、適切な反射性能を有する製品についての情報提供に努める。

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	警察本部交通企画課

1 計画の実施方針および重点

〔キ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立〕

- (1) 広報啓発の推進
- (2) 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
- (3) 関係機関・団体・業界との連携の推進

2 計画の内容

(1) 広報啓発の推進

様々な広報媒体を活用して、飲酒運転の悪質性・危険性および飲酒運転による交通事故実態を積極的に周知するとともに、運転者はもちろんのこと、車両等を提供した者、酒類を提供した者および自己の運送を要求・依頼して同乗した者に対する罰則等についても周知する。

(2) 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進

飲酒が運転等に与える影響について理解を深めるため、運転シミュレーターや飲酒体験ゴーグル等の活用により、体内にアルコールを保有した状態では、安全運転に必要な能力が低下した状態になることを理解させる。

(3) 関係機関・団体・業界との連携の推進

地方公共団体、交通ボランティア、推進委員、安全運転管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店等に対して飲酒運転を防止するための取組を要請するほか、「ハンドルキーパー運動」への参加を広く県民に呼び掛けるなどして、地域や職域等における飲酒運転根絶への取組をさらに進め飲酒運転を「しない、させない」という県民の規範意識の確立を図る。

また、飲酒運転根絶の受け皿としての運転代行サービスの普及促進を図るとともに、自動車運転代行業の健全化および利用者の利便性・安心感の向上を図るための施策を推進するほか、地域の実情に応じ、アルコール依存症に関する広報啓発や、相談、指導、支援等につながるよう、関係機関・団体が連携した取組の推進に努める。

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

〔ク 交差点事故防止対策の推進〕

- (1) 交通安全教育の推進
- (2) 広報・啓発活動の推進

2 計画の内容

(1) 交通安全教育の推進

交差点での交通事故の多くは、信号無視や一時不停止、安全不確認等が原因であり、交通ルールを遵守させ交通事故を防止するため、関係機関・団体等が連携し、交通監視、街頭指導、啓発活動等を実施して、県民に「止まる、見る、待つ」の交差点通行時の基本の周知徹底を図る。

(2) 広報・啓発活動の推進

交通事故実態について、インターネットをはじめ、ラジオ放送やテレビ放送を活用して広く県民への周知を図る。

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

〔ケ 効果的な広報の実施〕

- (1) 各種広報媒体を活用した広報・啓発の推進
- (2) 交通安全情報の積極的な提供

2 計画の内容

(1) 各種広報媒体を活用した広報・啓発の推進

- ・ 県民一人一人が交通安全を自らの問題として捉え、日常生活の中で交通マナーの向上が図られるよう、地方公共団体をはじめとする関係機関・団体等と連携して、各種交通安全キャンペーン等を積極的に展開するほか、対象に応じたチラシ、パンフレットの配布や、交通安全ファミリー作文コンクール等の県民の参加を得て行う広報啓発活動等を推進する。
- ・ 新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に対しては、交通安全関係資料を積極的に、時機を逸することなく提供するなどして、交通安全広報について十分な協力を得られるよう努めるとともに、関係機関・団体等に対してもこれらの資料を積極的に提供し、自主的な交通安全活動の効果的な展開を促進する。
- ・ 交通警察と県民との相互理解の場としての懇談会を開催したり、県民から電子メール等により意見・要望を受けるなどして、県民の意見・要望を交通警察の運営に積極的に反映させる。
- ・ 交通事故の実態について県民の理解を深め、交通事故防止に資する意識の啓発等を図ることができるよう、GIS（地理的情報システム）を活用するなどして、交通事故分析に基づく事故類型別、年齢層別等の様々な交通事故データや事故多発地点等に関する情報を分かりやすく公表し、その実態等についての周知を図る。
- ・ 先進安全自動車（ASV）に関する技術の開発・普及が促進されていることを踏まえ、技術に対する過信による事故を防止するため、販売事業者を通じた周知を含む広報啓発活動により、技術の限界や使用上の注意点等の理解の促進を図る。
- ・ 死亡事故多発警報啓発放送など、テレビ・ラジオを通して県民の交通マナーの向上を訴える。
- ・ 交通事故事例、交通危険箇所等の身近な問題を取り上げ、理解しやすい内容の広報・啓発について各種広報媒体を活用して推進する。

(2) 交通安全情報の積極的な提供

- ・ インターネットやラジオ・テレビの広報媒体を活用して実効の挙がる広報を行う。
- ・ 県下の交通事故の発生件数や重大事故の発生状況等について、タイムリーかつ効果的な広報を行う。

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

〔コ その他の普及啓発活動の推進〕

- (1) 普及啓発活動の実施
- (2) 滋賀県交通安全推進大会の開催

2 計画の内容

(1) 普及啓発活動の実施

- ・高齢者の交通安全意識を高めるため、加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響等について科学的な知見に基づいた広報を積極的に行う。
- ・薄暮時から夜間における歩行者や対向車の早期発見による交通事故防止対策として、前照灯の早めの点灯や上向き点灯（対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用）について、広報啓発を強化する。

(2) 滋賀県交通安全推進大会の開催

県民総ぐるみによる交通安全意識を高め、「交通事故のない滋賀」実現のための新たな決意の場とする「滋賀県交通安全推進大会」を開催する。

種 別	(4)交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 関係機関・団体等の指導・育成と主体的活動の促進
- (2) 各種民間団体による交通安全活動の推進

2 計画の内容

- (1) 関係機関・団体等の指導・育成と主体的活動の促進

市町、市町交通安全対策会議、市町交通対策協議会の交通安全計画に基づく交通安全活動が行われるよう、交通安全に関する情報をタイムリーに提供するとともに、積極的な指導と支援を行う。

- (2) 各種民間団体による交通安全活動の推進

ア 民間の交通安全教育チームの支援を行う。

イ 地区交通安全協会、安全運転管理者協会等が実施する交通安全推進事業の支援を行う。各種民間団体に対して、交通安全活動への参加と実践を働きかけ、地域ぐるみの交通安全活動推進体制の確立に努める。

ウ 地区交通安全協会等が実施する交通安全推進事業に対して支援する。

地区交通安全協会(12協会)

高速道路交通安全協議会

滋賀県交通安全女性団体連合会

エ 自動車運転代行業の業界団体による業界健全化に向けた自主的な取組（街頭パトロールおよび違反防止キャンペーン等）に対する支援・協力を行うことにより、その健全化を図る。

種 別	(5)住民の参加・協働の推進
実施機関	総合企画部県民活動生活課、健康医療福祉部健康福祉政策課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 地域住民との協働による地域での子ども見守り活動等における交通安全対策の推進
- (2) ユニバーサルデザインの普及啓発の推進

2 計画の内容

- ・各地域の自主防犯活動団体等の住民により実施されている「子ども見守り活動」や青色回転灯装着車によるパトロール活動、普段の生活で防犯意識を持ち子どもや地域のことを気にかける「ながら見守り」を通じて、犯罪被害防止の広報や啓発を行

うとともに、交通事故抑止等の交通安全対策の重要性を呼びかける。

- ・滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例では、自転車の安全で適正な利用に加え、自転車の防犯対策についても定めていることから、自主防犯活動団体、警察、市町等と協力し、街頭啓発を中心とする各種活動を通じて、自転車盗難被害防止対策、自転車交通ルール遵守の徹底を自転車利用者に呼びかける。
- ・だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例に基づき、はじめからすべての人を考えに入れて計画し、実施することにより障壁を作らないというユニバーサルデザインの考え方について普及啓発を図る。

第3節 安全運転の確保

種 別	(1)運転者教育等の充実
実施機関	警察本部交通企画課、警察本部運転免許課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 高齢運転者対策の充実
- (2) 運転免許自主返納者に対する支援の推進
- (3) 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実
- (4) 運転者に対する再教育等の充実
- (5) 二輪車安全運転対策の推進
- (6) シートベルト・チャイルドシートおよび乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底
- (7) 自動車安全運転センターが行う事業の利用促進
- (8) 自動車運転代行業の指導育成等
- (9) 危険な運転者の早期排除

2 計画の内容

(1) 高齢運転者対策の充実

ア 高齢運転者に対する教育の充実

- ・平成29年3月に施行された改正道路交通法により、一層充実された高齢者講習の内容が委託先の自動車教習所等で適切に実施されているか随時指導監督を行う。
- ・上記改正法の施行により新設された臨時認知機能検査および臨時高齢者講習（公安委員会直営）を適切に実施し、臨時高齢者講習については、実車指導時に記録したドライブレコーダーの映像を効果的に活用して個人の運動能力に応じた個別指導を実施するなど、きめ細かな交通安全教育を推進する。

イ 臨時適性検査の確実な実施

- ・高齢運転者に対する教育の充実を図るため、75歳以上の運転者に対する認知機能検査の適切な運用を図るとともに、同検査に関する問合せ、相談等への対応に当たっては、本人およびその家族の心情に配慮した対応に努める。

さらに、関係機関・団体等と連携し、安全運転サポート車について、各種機会を利用して普及啓発に努めるほか、先進安全技術の限界や使用上の注意点等に対する理解の促進を図る。

- ・認知機能検査の機会等を通じて、認知症のおそれがある運転者の早期把握に努め、

臨時適性検査の確実な実施等により、安全な運転に支障のある者については運転免許の取消等の行政処分を行うとともに、臨時適性検査の円滑な実施のため、認知症専門医等との連携を強化するなど態勢の強化を図る。

ウ 運転免許証の自主返納の推進

- ・加齢に伴う身体機能の低下等により自動車等の安全な運転に不安のある高齢ドライバーやそのご家族が相談することができる窓口の設置や運転免許課における自主返納窓口を拡充し、自主的に運転免許証を返納しやすい環境づくりを推進するとともに、運転免許証を自主返納する意思がありながら諸事情により、窓口に出向くことが困難な方に対して代理人による申請を受け付けるなど、高齢者運転が自主的に運転免許を返納しやすい環境づくりを推進する。

エ 高齢者運転者標識の普及と保護する規定の周知徹底

オ 参加・体験・実践型交通安全教育の推進

- ・指定自動車教習所の施設・機器を活用した安全運転実技講習の開催
- ・視聴覚教材、自動車シミュレーター等を活用した交通安全教育の実施

(2) 運転免許自主返納に対する支援の推進

公共団体、民間企業等の協力を得て、運転免許証を返納した者に対する公共交通機関の運賃割引、協賛店における割引等の支援措置を充実させ、身体機能の低下等により自動車等の運転に不安を覚える高齢者が自主的に運転免許証を返納しやすい環境づくりを推進する。

(3) 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実

ア 自動車教習所における教育の充実

指導（検定）員に対する指導教養の充実や、各自動車教習所に対する随時検査の実施等により、教習および検定等に係る水準の向上を図る。

イ 運転免許取得時における教育の実施

運転免許を新規に取得した者に対して「合格者のしおり」（運転免許課作成）を配布し、運転免許の更新、記載事項の変更、初心運転者期間制度の内容、安全運転のポイント等の教育を実施する。

(4) 運転者に対する再教育等の充実

ア 運転免許の取消処分者講習、停止処分者講習、違反者講習、初心運転者講習および更新時講習等については、運転者に対する再教育が効果的に行われるよう、講習内容の充実を図るとともに各種講習用資器材や実車を活用した参加・体験・実践型の運転者教育を推進する。

イ 飲酒運転撲滅のために、取消処分者講習（飲酒取消講習のみ）において、飲酒運転防止DVDを上映するほか、受講者に対し、アルコールのスクリーニングテストを実施し、その結果を踏まえ、必要に応じアルコール依存症に関する相談窓口の記載されたパンフレットを配布する。

ウ 長期（90日以上）の停止処分者講習の受講者を対象に、月に一回、部外講師（滋賀県断酒同友会）を招き、飲酒による健康被害や運転への悪影響など講師自身の経験談を交えながら、心に響く講習（飲酒学級）を実施する。

(5) 二輪車安全運転対策の推進

ア 二輪車安全運転推進委員会が行う二輪車安全運転講習等に対する積極的な支援等を行うなど、二輪車運転者に対する教育の充実を図る。

イ 指定自動車教習所および原付免許取得時講習の委託事業者に対して、二輪車の事故事例や発生実態等を取り入れた教習を実施するよう指導する。

(6) シートベルト・チャイルドシートおよび乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底

ア 更新時講習、停止処分者講習等において、シートベルトの着用効果やシートベルトの非着用時の事故事例等に基づいた講習を実施して着用の必要性を呼びかけ、着用の徹底を図る。関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動等あらゆる機会を通じて、着用効果についての指導を徹底する。

イ 道路管理者、高速道路交通安全協議会等の関係機関・団体と連携し、サービスエリアおよびパーキングエリアにおける交通安全キャンペーン等において、車外放出事故の実態やシートベルト着用およびチャイルドシート使用による被害軽減効果等を周知するとともに、あらゆる機会や広報媒体を活用し、全ての座席におけるシートベルト着用等の普及啓発活動を推進する。

ウ バスやタクシー等の乗客に対するシートベルト着用の徹底を図るため、関係事業者等と連携した取組を推進する。

特に、高速乗合バス、貸切バス等の乗客のシートベルト着用の徹底を図るため、旅客運送事業者等とも連携して、シートベルト非着用の危険性等を具体的に示した広報啓発活動を強化する。

エ 警ら、検問等の街頭活動を強化し、全ての座席におけるシートベルト装着等義務違反の指導取締りを推進する。

(7) 自動車安全運転センターが行う事業の利用促進

自動車安全運転センター安全運転中央研修所における各種の訓練施設を活用し、高度の運転技能と専門的知識を必要とする安全運転指導者や職業運転者、青少年運転者等に対する参加・体験・実践型の交通安全教育の充実を図る。

また、安全運転優秀事業所に対しては、自動車安全運転センターと連名の表彰を授与する等、SDカード等の普及促進を図る。

(8) 自動車運転代行業の指導育成等

業務の適性化および利用者保護を推進するため、自動車運転代行業者に対し定期的な立入検査や街頭パトロール等を行うほか、無認定営業、損害賠償措置義務違反、無免許運転等の違法行為の厳正な取締りを強化し、事業者に対する指導監督を強化する。

(9) 危険な運転者の早期排除

交通事故や交通違反にかかる行政処分対象事案の早期上申・早期執行を図り悪質危険な運転者の早期排除を推進する。

種 別	(2)運転免許制度の改善
実施機関	警察本部運転免許課

1 計画の実施方針および重点

県民の立場に立った運転免許業務

2 計画の内容

(1) 更新時講習の適切な運用と充実・強化

更新時講習については、守山免許センター、米原サブセンターおよび各警察署で行っているが、同講習のうち警察署で実施している優良および一般運転者講習については、守山運転免許センターから専従の講師（警察官）を派遣して講習内容の充実を図る。

また、守山免許センター、米原サブセンターにおいて実施している更新時講習において、講師に対する研修会を開催するなどして、講師の資質向上、教育技術の向上に努める。

(2) 各種運転免許申請書のダウンロードサービスの実施

滋賀県警察公式ホームページから運転免許申請にかかる各種様式(運転免許申請書、更新申請書、記載事項変更届など)をダウンロードできるようにしているところであるが、定期的に構成を改善するなど、申請者の利便性を図る。

(3) 運転適性相談の適切な運用

一定の病気にかかっている者等に対する運転適性相談は、個人のプライバシーに深く関わるとともに、個人の権利・利益に直結する免許の継続の可否判断の基礎となるものであることから、県民の立場に配慮した適切な運用に努める。

(4) 聴覚障害者の運転免許の取得

聴覚障害者が普通自動車を運転する場合、「聴覚障害者標識」を貼付するとともに、乗用車は車室内に、普通貨物自動車はサイドミラーに特定後写鏡を適切に取り付けることにより、運転することができる。また、原動機付自転車、小型特殊自動車、普通自動二輪車、大型自動二輪車については直接目視することにより、安全が確保できることから、特定後写鏡が無くても運転することができる。

これらの制度周知を図るため、補聴器条件を付された運転免許保有者が、補聴器を使用せずに運転することを希望する場合の手続き等について情報発信を行う。

なお、補聴器条件の保有者が、補聴器を使用せずに運転することを希望する場合には、申出により臨時適性検査と安全教育を受けて、特定後写鏡を活用した普通自動車を運転することが出来ることから、希望者に対する安全教育を実施する。

種 別	(3)安全運転管理の推進
実施機関	警察本部交通企画課

1 計画の実施方針および重点

安全運転管理の徹底

2 計画の内容

(1) 安全運転管理の適正化に向けた強力な指導等

企業等における自主的な安全運転管理の推進および安全運転管理者等の資質の向上を図るため、安全運転管理者等の組織化の促進、安全運転中央研修所での研修課程の受講、各種運転経歴証明書の活用等による安全運転管理者等の管理下にある運転者の把握、自主的な検討会の開催、無事故無違反運動の実施等について指導を強化する。

特に、交通事故多発事業所、道路交通法に定められた安全運転管理者等講習の未受講事業所、放置駐車・過積載運転等に関する指示や自動車の使用制限命令を受けた事業所等安全運転管理上問題のある事業所については、随時、公安委員会に対する報告又は資料提出の要求や個別の巡回指導等の実施により、運転管理の体制および方法の改善等の指導を強化する。

また、安全運転管理者等の選任状況を的確に把握し、未選任事業所に対して、適切に対処する。安全運転管理者等の選任に当たっては、安全運転管理者制度の目的を踏まえ、使用者に代わるべきものとして、安全運転管理業務を強力かつ効果的に遂行することができる職務上の地位と管理能力を有する者を選任するよう、事業所に対する指導を強化する。

さらに、事業活動に伴う交通事故の防止を一層推進するため、安全運転サポート車、ドライブレコーダー、安全運転サポート車以外の車両にも装着が可能な安全装置の利用を働き掛ける。

- ア 安全運転管理者、副安全運転管理者の未選任事業所の一掃を図る。
- イ 安全運転管理者等による安全運転管理業務等の活動に対する支援を行う。
- ウ 安全運転管理者等講習の充実に努め、安全運転管理の向上を図る。
- エ 飲酒運転の根絶に取り組む事業所等に対する支援を行う。
- オ 自動車運転代行業の業務の適正化を図るため、指導監督の強化に努める。

(2) 効果的かつ適正な安全運転管理者等講習の実施

安全運転管理者等講習の効果を上げるため、講師の選定や事業所の規模、安全運転管理者等の経験年数に応じた講習区分に配慮するほか、視聴覚教養、受講者による討議、安全運転実技指導等を実施し、より効果的な方法による講習の実施を推進する。

また、講習の中で交通安全教育指針の内容やそれに基づく具体的な教育実施例を説明するなど、安全運転管理者等が事業所の運転者に対して行う同指針に従った交通安全教育に必要な指導・助言に努める。

(3) 使用者等への責任追及の徹底

企業等の事業活動に関してなされた道路交通法違反等について、車両の使用者等への通報制度を十分に活用するとともに、過積載運転、過労運転等については、違反者の取締りにとどまらず、その使用者・荷主等に対する背後責任の追及を徹底する。併せて、自動車の使用者に対する指示および使用制限命令を迅速かつ的確に行い、再発防止の徹底を図る。

また、交通指導取締りおよび交通事故事件捜査の結果に基づき、所要の事項を関係機関・団体に通報・提言し、適切な行政措置と関係団体等による自主的な改善措置が講じられるよう積極的に働き掛けを行う。

種 別	(4)事業用自動車の安全プランに基づく安全対策の推進
実施機関	滋賀運輸支局

1 計画の実施方針および重点

- (1) 運輸マネジメント等を通じた安全体質の確立
- (2) 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底
- (3) 飲酒運転の根絶
- (4) 新技術を活用した安全対策の推進
- (5) 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策
- (6) 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等

2 計画の内容

(1) 運輸マネジメント等を通じた安全体質の確立

事業者の安全管理体制の構築・改善状況に対する運輸安全マネジメント評価にて、事業者によるコンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取組を適確に確認する。

自動車運送事業等の運行管理者に対する指導講習については、自動車運送事業等の安全を確保するため、事業者に対し、運行管理者に受講させるよう義務付けるとともに、講習の実施者への民間参入を促進する。

(2) 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底

道路運送法等の関係法令等の履行および運行管理の徹底を図るため、飲酒運転等の悪質違反を犯した事業者、重大事故を引き起こした事業者および新規参入事業者等に

対する監査を徹底するとともに、関係機関合同による監査・監督を実施し、不適切な事業者に対しては、厳格化された基準に基づき厳正な処分を行う。

さらに、バス事業における交替運転者の配置、運転者の飲酒・過労等の運行実態を把握するため、街頭監査を進めていく。

また、事業者団体等関係団体による指導として、国が指定した機関である、適正化実施機関を通じ、過労運転・過積載の防止等、運行の安全を確保するための指導の徹底を図る。

(3) 飲酒運転の根絶

点呼時にアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認を徹底するよう指導するとともに、常習飲酒者を始めとした運転者や運行管理者に対し、アルコールの基礎知識や節酒方法等の飲酒運転防止の専門的な指導を実施するアルコール指導員の普及促進を図り、事業者における飲酒運転ゼロを目指す。

また、危険ドラッグ等薬物使用による運行の絶無を図るため、危険ドラッグ等薬物に関する正しい知識や使用禁止について、運転者に対する日常的な指導・監督を徹底するよう、事業者や運行管理者等に対し指導を行う。

(4) 新技術を活用した安全対策の推進

事業者による事故防止の取組を推進するため、衝突被害軽減ブレーキ等のA S V装置や運行管理に資する機器等の普及促進に努める。

(5) 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策

輸送の安全を図るため、トラック・バス・タクシーの業態毎の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組を現場関係者とも一丸となって実施させるとともに、新たな免許区分である準中型免許の創設を踏まえ、初任運転者や高齢運転者等に対する、より効果的な指導方法の確立など、更なる運転者教育の充実・強化を検討・実施する。

(6) 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等

県、市町および民間団体等において、貨物自動車運送を伴う業務を発注する際には、それぞれの業務の範囲内で道路交通の安全を推進するとの観点から、安全性優良事業所（通称Gマーク認定事業所）の認定状況も踏まえつつ、関係者の理解も得ながら該当事業所が積極的に選択されるよう努める。

種 別	(4)事業用自動車の安全プランに基づく安全対策の推進
実施機関	警察本部交通企画課

1 計画の実施方針および重点

業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策

2 計画の内容

貨物・旅客運送等の事業用自動車については、交通事故の発生時における被害が大きいため、事業者による企業内研修等の職業運転者対策の充実を図るため、関係団体との連携を強化する。

特に、高速道路交通安全協議会等の活動の活発化を促し、協議会等に参加する事業者の事業活動における過積載、過労運転、速度超過等の防止を図るとともに、職業運転者が他の運転者の模範となるよう教育等を行う。

種 別	(5)交通労働災害の防止等
-----	---------------

実施機関	滋賀労働局
------	-------

1 計画の実施方針および重点

- (1) 交通労働災害防止対策の周知および指導
- (2) 交通労働災害防止対策を効果的に推進するための関係団体との連携
- (3) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」等の履行を確保するための監督指導および関係機関との連携

2 計画の内容

- (1) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成20年4月3日付け基発第0403001号）に基づく交通労働災害防止対策について、「交通労働災害防止対策の徹底について」（平成28年2月24日付け滋労発基0224第2号）による指導の徹底を図る。
- (2) 交通労働災害の発生時においては、滋賀県警察本部交通部と連携し、原因の究明や同種災害の再発防止対策を図る。
- (3) 一般社団法人滋賀県トラック協会主催の交通安全フェアを後援し、参加勧奨を行うことで、交通労働災害防止のための意識啓発を行う。
また、陸上貨物運送事業労働災害防止協会滋賀県支部主催の安全衛生教育講習会等に講師として参加する。
- (4) 労働基準関係法令および「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に基づく自動車運転者の労働時間、休日、割増賃金、賃金形態等の労働条件の確保・改善を図るため、労働基準監督署による監督指導を実施するとともに、地方運輸機関等との連携を図る。

種 別	(6)道路交通に関する情報の充実
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

気象情報（自然現象）における道路交通に向けた取組として、道路情報板等を活用し、広く情報発信を行う。

2 計画の内容

インターネットを通じたCCTV画像の公開や道路情報板による注意喚起等を引き続き実施する。

種 別	(6)道路交通に関する情報の充実
実施機関	彦根地方气象台

1 計画の実施方針および重点

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やICTの活用等に留意し、主に次のことを行う。

- (1) 気象観測予報体制の整備等
- (2) 地震の監視・警報体制の整備等
- (3) 情報の提供等

(4) 気象知識等の普及

2 計画の内容

(1) 気象観測予報体制の整備等

台風、大雨、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、観測予報体制の強化を図る。

(2) 地震の監視・警報体制の整備等

地震による災害を防止・軽減するため、地震活動を常時監視して地震に関する防災情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、主に次のことを行う。

○ 緊急地震速報（予報および警報）の利活用の推進

緊急地震速報（予報および警報）について、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発および精度向上に取り組む。

(3) 情報の提供等

交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供する。

ア 気象特別警報・警報・予報等

気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。また、雨による災害発生危険度を地図上にリアルタイムに表示する「大雨・洪水警報の危険度分布」や積雪・降雪の面的な状況を示す「現在の雪（解析積雪深・解析降雪量）」についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知する。さらに、特に大雪により深刻な道路交通障害が見込まれる場合は、国土交通省と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼びかける。

イ 緊急地震速報（予報および警報）等

地震による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報および警報）、地震情報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

ウ 南海トラフ地震に関連する情報

気象庁長官は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策強化地域にかかる大規模な地震が発生するおそれがあると認める時は、直ちに地震予知情報を内閣総理大臣に報告する。

また、南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合や、南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合等には「南海トラフ地震臨時情報」を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(4) 気象知識等の普及

気象、地象、水象に関する知識の普及のため、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布などを行うほか、防災機関の担当者を対象に、特別警報・警報・予報等の伝達などに関する説明会および気象防災ワークショップを開催する。

種 別	(6)道路交通に関する情報の充実
実施機関	警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

交通の円滑に資する交通情報の迅速な収集・提供

2 計画の内容

交通情報を適正に収集・提供するための交通安全施設の整備

種 別	(6)道路交通に関する情報の充実
実施機関	土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

道路の降雪状況や路面状況等を収集し、道路利用者に情報提供する。

2 計画の内容

冬期については、道路総合管理システムにより、県内の路面状況や積雪情報等の情報提供を行う。また、道路が被災した場合については、速やかに道路情報提供装置で情報提供を行う。

第4節 車両の安全性の確保

種 別	(1)自動車の検査および点検整備の充実
実施機関	滋賀運輸支局

1 計画の実施方針および重点

- (1) 自動車の検査の充実
- (2) 自動車点検整備の充実

2 計画の内容

(1) 自動車の検査の充実

道路運送車両（自動車、原動機付自転車、軽車両）の保安基準の拡充・強化に合わせて進化する自動車技術に対応するため、電子化された安全装置の故障診断検査機器の開発、IT化による自動車検査情報の活用等の検査の高度化を進めるなど、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく新規検査等の自動車検査を確実に実施する。

また、指定自動車整備事業制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導を強化する。さらに、軽自動車の検査については、その実施機関である軽自動車検査協会における検査の効率化および検査体制の充実・強化を図る。

(2) 自動車点検整備の充実

ア 自動車点検整備の推進

自動車ユーザーの保守管理意識を高揚させ、点検整備の確実な実施を図るため「自動車点検整備推進運動」を関係者と協力して展開するなど、自動車ユーザーによる

保守管理の徹底を強力に促進する。

また、自動車運送事業者の車両の安全性を確保するため、自動車運送事業者監査、整備管理者研修等のあらゆる機会に、関係者に対し車両の保守管理について指導する。

なお、車両不具合による事故については、その原因の把握・究明に努めるとともに、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止を図る。

イ 不正改造車の排除

暴走族の不正改造車や過積載を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全運行を確保するため、関係機関および自動車関係団体と連携を図り「不正改造車を排除する運動」を全県的に展開し、広報活動の推進、関係者への指導、街頭検査等を強化し、自動車ユーザーおよび自動車関係事業者等の不正改造防止の意識高揚を図る。

また、不正改造行為の禁止および不正改造車両に対する整備命令制度について、適確な運用に努める。

ウ 自動車分解整備事業の適正化および近代化

点検整備に対する自動車ユーザーの理解と信頼を得るため、自動車分解整備事業者に対し、整備料金、整備内容の適正化について、消費者保護の観点も含め指導する。

また、自動車分解整備事業者における経営管理の改善や整備の近代化等への支援を進める。

エ 自動車の新技術への対応等整備技術の向上

自動車新技術の採用・普及、車社会の環境の変化に伴い、自動車を適切に維持管理するためには、自動車整備事業がこれらの変化に対応する必要があることから、関係団体からのヒアリングを通じ自動車整備事業の現状について把握するとともに自動車整備事業が自動車の新技術および多様化するユーザーニーズ(使用者の求め)に対応するための環境整備・技術の高度化を推進する。

また、整備主任者等を対象とした技術研修等により、整備要員の技術の向上を図るとともに、新技術が採用された自動車の整備や自動車ユーザーに対する自動車の正しい使用についての説明等のニーズに対応するため、一級整備士制度の活用を推進する。

オ ペーパー車検等の不正事案に対する対処の強化

民間能力の活用等を目的として、指定自動車整備事業制度が設けられているが、ペーパー車検等の不正事案が発生しており、制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を強化する。

種 別	(2)自転車の安全性の確保
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

自転車の安全性の確保

2 計画の内容

- ・薄暮時から夜間における自転車事故の防止を図るため、灯火の点灯の徹底と反射材用品の取付けの促進により、自転車の被視認性の向上を図る。

また、駆動補助機付自転車および普通自転車の型式認定制度を活用する。

さらに、近年、自転車と衝突した歩行者等が死傷する重大事故が後を絶たないこと等に鑑み、関係団体と連携し県内の学校等で自転車の安全点検促進活動や安全利用講習を行うなど、自転車利用者が定期的に制動装置、ハンドル等の点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成するとともに、具体的な事故事例を示すなどして、損害賠償責任保険等の加入の必要性について、自転車利用者に理解させるよう努める。

自転車販売店等に対し、自転車の点検整備の励行や自転車に関するルールの周知等を通じて、地域における自転車の安全利用の中核として活動するよう、あらゆる機会を通じて啓発に努める。

- ・夜間における交通事故防止を図るため、灯火の取付けの徹底と反射器材等の普及を促進し、自転車の被視認性の向上を図る。
- ・自転車事故により被害が大きくなりやすい、幼児、児童、生徒および高齢者の乗車用ヘルメットの着用を促進する。

種 別	(3)交通関係用品の安全性の確保および向上
実施機関	近畿経済産業局

1 計画の実施方針および重点

利用者の生命または身体に対する危険の発生を防止するため、乗車用ヘルメットの安全性を確保する。

2 計画の内容

利用者の生命または身体に対する危険の発生を防止するとの観点から、現在、自動二輪乗車用ヘルメットおよび原動機付自転車乗車用ヘルメットを、消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）に規定する特定製品に指定しており、基準に適合しない製品の製造・輸入・販売を禁止している。同法に基づく製造・輸入事業者の届出等の受理、届出事業者に対する報告徴収・立入検査等を通じて、こうした製品の安全性を確保する。

第5節 道路交通秩序の維持

種 別	(1)交通の指導取締りの強化等
実施機関	警察本部交通指導課

1 計画の実施方針および重点

効果的な指導取締りの強化

2 計画の内容

(1) 交通事故抑止に資する指導取締りの強化

交通事故実態の分析結果等を踏まえ、事故多発路線等における街頭指導活動を強化するとともに無免許運転、飲酒運転、著しい速度超過、横断歩行者等妨害、交差点関連違反等の交通事故に直結する悪質性、危険性の高い違反、また県民から取締り要望

の多い、迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する。

特に、飲酒運転および無免許運転については、取締りにより常習者を道路交通の場から排除するとともに、周辺者に対する捜査を徹底するなど、飲酒運転および無免許運転の根絶に向けた取組みを推進する。

また引き続き、子ども、高齢者、障害者等の交通弱者の安全を確保するため、取締り場所の確保が困難な通学路や未就学児等が日常的に使用する道路において、歩行者保護対策の一環として可搬式速度違反自動取締装置を活用した交通指導取締りを推進する。

さらに、地理的情報等に基づく交通事故分析の高度化を図り、交通指導取締りの実施状況について、交通事故実態の分析結果等を検証し、取締り計画に反映させるPDCAサイクルをより一層進める。

(2) 背後責任の追及

事業活動に関してなされた過積載、過労運転等の違反については、自動車の利用者等に対する責任追及を徹底するとともに、必要に応じて自動車の使用制限命令や荷主等に対する再発防止命令を行う。また、事業者の背後責任が明らかとなった場合は、それらの者に対する指導監督処分等を行うことにより、この種違反の防止を図る。

(3) 自転車利用者に対する指導取締りの推進

自転車利用者による飲酒運転、無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等の危険性、迷惑性の高い違反行為に対して積極的に指導警告を行うとともに、指導警告に従わず違反を継続するなど悪質、危険な自転車利用者に対しては、検挙措置を推進する。

(4) 高速自動車国道等における指導取締りの強化等

高速自動車国道等においては、重大な違反行為はもちろんのこと、軽微な違反行為であっても重大事故に直結するおそれがあることから、交通指導取締り体制の整備に努め、交通流や交通事故発生状況等の実態に即した効果的な機動警ら等を実施することにより、違反の未然防止および円滑な交通を実現する。

また、交通指導取締りは、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反を重点とし、特に著しい速度超過、車間距離不保持、通行帯違反、積載重量違反等の取締りを強化する。

種 別	(2)交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進
実施機関	警察本部交通指導課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底
- (2) 交通事故事件等に係る捜査力の強化
- (3) 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進

2 計画の内容

(1) 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底

交通事故事件等の捜査においては、初動捜査の段階から自動車運転死傷処罰法第2条または第3条（危険運転致死傷罪）の立件も視野に入れた捜査の徹底を図る。

(2) 交通事故事件等に係る捜査力の強化

交通事故事件等の捜査力を強化するため、捜査体制の充実および研修等による捜査員の捜査力の一層の向上に努める。

(3) 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進

ひき逃げ事件等の被疑車両の特定に資する捜査支援システム等、科学的捜査を支える装備資機材等の整備を進め、客観的な証拠に基づいた科学的な交通事故事件等の捜査を推進する。

種 別	(3)暴走族対策の推進
実施機関	滋賀運輸支局、警察本部交通指導課、健康医療福祉部子ども・青少年局

1 計画の実施方針および重点

暴走族および違法行為を敢行する旧車會対策の推進

- (1) 取締り等の強化
- (2) 行政処分および再犯防止措置の徹底
- (3) 総合的施策の推進

2 計画の内容

(1) 取締り等の強化

ア 積極的な検挙等による暴走行為等の封じ込め

共同危険行為等を始めとする暴走行為に対しては、暴走族阻止・検挙用資機材や暴走行為採証用資機材の効果的活用を図るとともに、あらゆる法令を適用した検挙の徹底を図る。

また、大規模集会・集団走行に関する事前情報を入手した場合には、管区警察局、関係都道府県警察間で情報の共有を図り、集会等の主催者に対する個別指導、検問、よう撃活動等を強化することにより、暴走行為等の封じ込め、検挙の徹底を図る。

イ 不正改造車両等に対する取締り

騒音に係る整備不良車両運転、消音器不備、番号標表示義務違反、車両の不正改造等の取締りを推進する。

また、車両の不正改造事案については、確実に整備通告を実施するとともに、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）による整備命令制度の効果的な運用が図られるよう関係機関との連携を強化し、さらに、不正改造業者に対する取締りを強化する。

ウ 暴走族グループ等の新規結成および再結成防止に向けた取組の推進

あらゆる活動を通じて暴走族に関する情報収集を行い、実態を把握するとともに、組織的に個別指導・補導を実施するなどして、新規結成および再組織化の防止を図る。

また、旧車會グループの中には、暴走族風に改造した旧型自動二輪車等を連ねて、大規模な集会を行うなど、迷惑性が高いものもあることから、その実態の把握に努めるとともに、整備不良車両運転、消音器不備、騒音運転、番号標表示義務違反等の各種法令違反行為に対する徹底した取締りを行い、その解体を推進する。

(2) 行政処分および再犯防止措置の徹底

暴走行為に対する運転免許に係る行政処分を迅速かつ厳正に実施する。

特に、共同危険行為等の重大違反の唆し行為による運転免許の取消処分等の的確な実施に努める。

また、再犯防止を徹底するため、暴走行為に使用された車両の没収（没取）措置について検察庁等への働き掛けを促進する。

(3) 総合的施策の推進

ア 関係機関等との連携強化

暴走族および少年の非行防止に係る機関・団体等との連携を強化し、暴走族対策会議の活性化を図る。

また、各種交通規制を実施するとともに、道路構造面から暴走しにくい道路環境の整備、い集場所として利用されやすい施設の適切な管理、暴走行為を助長する車両の不正改造の防止等の措置について積極的に働き掛ける。

イ 暴走族への加入防止対策の推進

暴走族への人的供給を遮断するため、中学生等を対象とした暴走族加入阻止教室を開催し、暴走族の危険性・悪質性について理解を深めさせるなど効果的な暴走族加入防止対策を推進する。

ウ 暴走族追放気運の醸成

各種メディアに対して暴走族による不法行為の実態、暴走族の取締り状況等の資料提供を積極的に行うとともに、各種広報活動等を通じて、暴走族追放気運の醸成を図るなどして、暴走族対策への国民の理解と協力の確保に努める。

エ 暴走族関係事犯者の再犯防止

少年センターの相談活動や非行少年等の立ち直り支援事業（あすくる）等を活用して、県、市町、地域等がより一層連携し、暴走族少年を含めた非行少年等に対する立ち直りに向けた支援を実施し、再非行の防止を図る。

第6節 救助・救急活動の充実

種 別	(1)救助・救急体制の整備
実施機関	知事公室防災危機管理局、西日本高速道路（株）関西支社

1 計画の実施方針および重点

- (1) 救助体制の整備・拡充
- (2) 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実
- (3) 救急救命士の養成・配置等の促進
- (4) 救助・救急用資機材の整備の推進
- (5) 防災ヘリコプターによる救急業務の推進
- (6) 救助隊員および救急隊員の教育訓練の充実
- (7) 高速自動車国道における救急業務実施体制の整備
- (8) 鉄道における救助・救急活動の充実

2 計画の内容

(1) 救助体制の整備・拡充

交通事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、高度な救助資機材や救助工作車の整備を支援するなど救助体制の充実を図る。

(2) 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実

交通事故等により多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、防災ヘリコプターを効率的に運用するとともに、消防等の関係機関と訓練を実施するなど連携して救助・救急体制の充実を図る。

(3) 救急救命士の養成・配置等の促進

プレホスピタルケア（救急現場および搬送途上における応急処置）の充実のため

、（一財）救急振興財団が実施する救急救命士養成講習等を活用し、各消防本部において救急救命士を計画的に配置できるようその養成を図り、救急救命士が行える気管挿管、薬剤投与および輸液などの特定行為を円滑に実施するための講習および実習の実施を推進する。また、医師の指示または指導・助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図る。

(4) 救助・救急用資機材の整備の推進

消防学校における救助救急訓練用資機材の整備を図るとともに、消防本部への救助工作車、救助資機材、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備を推進する。

(5) 防災ヘリコプターによる救急業務の推進

消防本部が、交通事故等による負傷者の搬送で防災ヘリコプターを活用することが有効と判断し出動要請した場合は、緊急運航要項および救急活動基準に基づき防災ヘリコプターを運航し、救急業務の推進を図る。

(6) 救助隊員および救急隊員の教育訓練の充実

救助・救急隊員の知識、技術の向上を図るため、最新の救助・救急技術等を取り入れるなど、消防学校における教育訓練の一層の充実を図る。

(7) 高速自動車国道における救急業務実施体制の整備

高速道路沿線の市町で組織する協議会の活動を支援し、高速道路における沿線市町の協力体制の強化および適切かつ効果的な救急業務の実施を推進する。

(8) 鉄道における救助・救急活動の充実

鉄道の重大事故等の発生に備え、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、異常時を想定した訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図る。

種 別	(2)救急医療体制の整備
実施機関	健康医療福祉部医療政策課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 救急医療機関等の整備
- (2) ドクターヘリ事業の推進

2 計画の内容

(1) 救急医療機関等の整備

- ア 小児科の病院群輪番制病院の運営に対して助成する。 (90,150千円)
- イ 救命救急センターの運営に対して助成する。 (312,164千円)
- ウ 円滑な救急医療体制を確保するため、救急医療情報システムの運営を行う。 (38,327千円)

(2) ドクターヘリ事業の推進

京滋ドクターヘリが円滑に運航できる環境を整えるため、啓発活動等を実施し、県民のドクターヘリ活動に対する理解を得る。 (480千円)

種 別	(3)救急関係機関の協力関係の確保等
実施機関	知事公室防災危機管理局、健康医療福祉部医療政策課

1 計画の実施方針および重点

救急関係機関の協力関係の確保等

2 計画の内容

医療機関と消防機関の連携を強化し、「傷病者の搬送および受入れの実施に関する基準」に基づき、救急搬送から救急医療の提供まで迅速かつ適切な実施を図る。

第7節 被害者支援の充実と推進

種 別	(1)損害賠償の請求についての援助等
実施機関	警察本部交通指導課、土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 交通事故相談活動の推進
- (2) 損害賠償請求の援助活動等の強化
- (3) 自動車損害賠償責任保険の無保険（無共済）車両対策の強化

2 計画の内容

(1) 交通事故相談活動の推進

ア 地域における交通事故相談活動を充実するとともに、県内地方機関等における予約巡回相談を開設するなど、広く交通事故相談の機会を提供する。

イ 交通事故相談所業務の円滑かつ適正な運営を図るため、関係援護機関、団体等との連絡調整を促進する。

ウ 相談内容の多様化・複雑化に対処するため、研修等を通じて相談員の資質の向上を図る。

エ 交通事故相談所において各種の広報を行うほか、県ホームページやしらがメールおよび市町等の広報紙（誌）等の積極的な活用等により交通事故相談活動の周知徹底を図り、事故当事者に広く相談の機会を提供する。

(2) 損害賠償請求の援助活動等の強化

交通事故被害者に対する適正かつ迅速な救助の一助とするため、救済制度の教示等を積極的に推進する。

(3) 自動車損害賠償責任保険の無保険（無共済）車両対策の強化

取締りを強化する。

種 別	(2)交通事故被害者支援の充実強化
実施機関	警察本部交通指導課、土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実
- (2) 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進
- (3) 自転車損害賠償保険等への加入促進

2 計画の内容

(1) 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実

交通遺児援護団体である「公益財団法人おりづる会」の交通遺児援護事業の充実と運営の健全化を図るための補助を行う。

(2) 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

交通課被害者支援係による交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務を実施する。交通事故被害者等に対して交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供するとともに、刑事手続きの流れ等をまとめた「交通事故被害者の手引き」を作成し、活用する。

特にひき逃げ事件、交通死亡事故等の交通事故事件の被害者等については、被疑者の検挙、送致状況等を連絡する被害者連絡制度の充実を図る。

また、死亡事故等の被害者からの加害者の行政処分に係る意見聴取等の期日や行政処分結果についての問い合わせに応じ、適切な情報の提供を図る。

さらに交通指導課に設置した被害者連絡調整官等が各警察署等で実施する被害者連絡について指導を行うほか、自ら被害者連絡を実施するなどして組織的な対応を図るとともに、職員に対し交通事故被害者等の心情に配慮した対応について徹底を図る。

(3) 自転車損害賠償保険等への加入促進

「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が平成28年2月26日に施行され、令和2年4月および10月には順次改正条例が施行されることから、条例の内容を県民に広く周知するために引き続きチラシやホームページによる情報発信と各市町、県警と連携し、毎日1日に街頭啓発を実施する等自転車の安全利用の啓発を行い、自転車の交通事故防止をさらに促進する。

また、同条例には自転車賠償保険の加入義務が規定されていることから、県内で自転車を利用する人が自転車賠償保険に加入するよう、より一層の周知を図る。

第8節 研究開発および調査研究の充実

種 別	(1)道路交通の安全に関する研究開発の推進 (2)道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化
実施機関	滋賀国道事務所、警察本部交通企画課、警察本部交通規制課、土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 交通事故分析の高度化等および道路交通の安全、円滑等に関する研究の推進
- (2) 交通事故の実態把握と効果的な対策検討立案に向けた調査・研究を推進
- (3) 交通管理の最適化
- (4) 事故危険箇所の対策検討

2 計画の内容

(1) 交通事故分析の高度化等および道路交通の安全、円滑等に関する研究の推進

ア 効果的な交通事故防止対策

効果的な交通事故防止対策を講じていくためには、複雑多様な交通事故の要因を総合的・科学的に分析し、交通事故の実態を的確に把握することが必要不可欠であ

ることから、交通事故統計に車両走行に関するプローブデータ等、ビッグデータを取り入れるなど詳細に分析して交通事故の発生の傾向等を把握するほか、GISを活用するなどして交通事故分析の高度化・精緻化を図る。

そのために、専門的な知見を有する大学や自動車メーカーなどとの情報交換・共同研究を行うなどの産学官連携を推進する。

交通事故分析の成果については、各種施策の企画・立案に活用するほか、県民に対する情報提供を積極的に行い、関係機関・団体等による効果的な交通安全対策の推進に資するよう配慮する。

イ 高度道路交通システム（ITS）に関する調査研究

（ア）安全運転の支援

路車間通信、路路間通信等の通信技術を活用した運転支援システムの実現に向けた調査・研究を行う。

（イ）交通管理の最適化

交通流・量の総合的な管理を行い、交通の安全性・円滑性の向上を図るため、管制エリア内の新しい信号制御方法の調査・研究を行う。

(2) 交通事故の実態把握と効果的な対策検討立案に向けた調査・研究を推進

- ・道路交通の安全と円滑および交通に起因する障害の防止に資するための研究を推進し、交通安全対策に反映させる。
- ・交通事故多発場所を抽出し、その地域を重点とした施策を講じる。施策については、過去に実施した施策の効果検証を踏まえ、効率の上がるものを重点に行うなどPDCAサイクルを回す。
- ・滋賀県道路交通環境安全推進連絡会議を開催する他、同会議作業部会（現地検討会）やアドバイザー会議を実施・活用し、学識経験者、道路管理者、交通管理者等々による現地検討会や対策検討立案を実施する。
- ・事故危険箇所、事故ゼロプラン等における対策効果検証を実施する。
- ・交通安全総点検を実施する。

(3) 交通管理の最適化

- ・道路交通の安全・円滑に資することが見込まれる自動運転について、安全を確保しつつ、その実現が図られるよう、自動車メーカー、システム開発者等からの意見聴取を行うなどし、技術開発の方向性に即した自動運転の段階的実現に向けた法制度面を含む課題の整理・検討を行う。
- ・交通の安全性・快適性の向上と環境の改善を図るため、安全と円滑な交通管理を研究する。

(4) 事故危険箇所の対策検討

事故危険箇所対策を実施

第2章 鉄道交通の安全

第1節 鉄道交通環境の整備

種 別	(1)鉄道施設等の安全性の向上
実施機関	近畿運輸局

1 計画の実施方針および重点

鉄道施設の維持管理および補修を適切に実施するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良を進める。特に、人口減少等による輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられている地域鉄道については、安全性の向上に必要な施設・設備の更新等に対して支援を実施する。研究機関の専門家による技術支援制度を活用する等して技術力の向上についても推進する。

また、多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている。このため、切土や盛土等の土砂災害への対策の強化等を推進する。

南海トラフ地震等に備えて、鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能の確保等を図るため、主要駅や高架橋等の耐震対策を推進する。

さらに、平成28年度に設置した「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」においてとりまとめたホームドアの整備等のハード対策や駅員等による乗車・降車の誘導案内を始めとするソフト対策による総合的な転落防止対策の実効性を確保するため、検討会を活用した進捗管理を行い、鉄道事業者の積極的な取組を促すことで、引き続き、駅ホームの安全性確保に向けた取組を推進する。

2 計画の内容

整備事業項目		事業量	事業費（千円）
線路施設等の整備	軌道強化	4,409m	624,845
	線形	157m	18,169
	線路増設	0m	0
	橋りょう改良	2箇所	132,050
	駅改良	6箇所	132,662
	トンネル改良	0箇所	0
	防災・その他	24箇所	310,792

※事業費の欄に計上できないものは事業費のみに計上している。

種 別	(2)運転保安設備等の整備
実施機関	近畿運輸局

1 計画の実施方針および重点

曲線部等への速度制限機能付きATS等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について法令により整備の期限が定められたもの※の整備については、平成28年6月までに完了したが、整備の期限が定められていないものの整備については引き続き推進を図る。

※1時間あたりの最高運行本数が往復10本以上の線区の施設またはその線区を走行する車両もしくは運転速度が100km/hを超える車両またはその車両が走行する線区の施設について10年以内に整備するよう義務付けられたもの。

2 計画の内容

整備事業項目		事業量	事業費（千円）
運転 保安 設備 等	自動閉そく信号	0箇所	0
	CTC化等	2箇所	24,300
	連動装置	250箇所	1,700
	ATS等	0箇所	0
	列車無線装置	0箇所	0
	信号機改良等	14箇所	13,000

※事業費の欄に計上できないものは事業費のみに計上している。

第2節 鉄道の安全な運行の確保

種別	(1)保安監査の実施 (2)運転士の資質の保持 (3)安全上のトラブル情報の共有・活用 (4)気象情報等の充実 (5)大規模な事故等が発生した場合の適切な対応 (6)運輸安全マネジメント評価の実施
実施機関	近畿運輸局、彦根地方気象台

1 計画の実施方針および重点

- (1) 保安監査の実施
- (2) 運転士の資質の保持
- (3) 安全上のトラブル情報の共有・活用
- (4) 気象情報等の充実
- (5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応
- (6) 運輸安全マネジメント評価の実施

2 計画の内容

(1) 保安監査の実施

鉄道事業者に対し、計画的に保安監査を実施するほか、重大な事故、同種トラブル

等の発生を契機に臨時に保安監査を実施するなど、メリハリの効いた効果的な保安監査を実施することにより、鉄道輸送の安全を確保する。保安監査においては、輸送の安全の確保に関する取組の状況、施設および車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等を確認し、適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施する。

このほか、年末年始の輸送等安全総点検により、事業者の安全意識を向上させる。

(2) 運転士の資質の保持

運転士の資質の向上等を目的として、動力車操縦者運転免許試験の適的な実施をはじめ、動力車操縦者運転免許に関する省令に基づく取組を推進する。また、運転士が作業を行うのに必要な知識および技能を保有させるための教育および訓練が適切に実施されるよう運転管理者会議の開催等の機会を捉えて適切に指導する。さらに、入手した運転士の取扱い誤りに原因があるおそれがあると認められる事態の情報については、その情報の共有と活用を図るため、とりまとめを行い、鉄軌道事業者へ周知する。

(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用

鉄道事業者の安全担当者等による鉄軌道保安推進連絡会議を開催し、事故等およびその再発防止対策に関する情報共有等を行う。また、安全上のトラブル情報を収集し、速やかに鉄道事業者へ周知・共有することにより事故等の再発防止に活用する。

(4) 気象情報等の充実

鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、「第1章第3節(6)道路交通に関する情報の充実」で述べた気象観測予報体制の整備、地震の監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。

特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報および警報）の鉄道交通における利活用の推進を図る。

(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応

国および鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故または災害発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。

また、主要幹線における輸送障害等の社会的影響を軽減するため、鉄道事業者に対し、列車の運行状況を的確に把握して、乗客への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。

さらに、鉄道事業者に対して、降雪時等において、状況に応じて迅速な除雪が行えるよう、除雪車の出動準備、除雪体制の確認を行い、長時間にわたる駅間停車が発生すると見込まれる場合には乗客の安全確保を最優先とし、運行再開と乗客救出の対応を並行して行うことを徹底するとともに、利用者の行動判断に資する情報提供等を行うよう指導する。

(6) 運輸安全マネジメント評価の実施

事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント制度については、運輸審議会答申（平成29年7月）を踏まえて、運輸事業者の安全統括管理者や安全管理部門同士が交流を深めるための安統管フォーラム（安全統括管理者会議）を平成29年10月に創設し、引き続き「横の連携」

の場づくりを図っていく。また、運輸事業者における安全文化の構築・定着、継続的な見直し・改善に向けた取組を支援することを目的とした国土交通大臣表彰を平成29年5月に創設し、運輸安全マネジメントに関する取組に優れた事業者に対して毎年表彰を行っている。これらの取組などを行うことにより、運輸安全マネジメント制度の取組の強化・充実を図る。

第3章 踏切道における交通の安全

踏切道における交通の安全

種 別	(1)踏切道の立体交差化、構造の改良および歩行者等立体横断施設の整備促進 (2)交通実態と道路環境に応じた交通規制の実施 (3)その他踏切道の交通の安全および円滑化等を図るための措置
実施機関	近畿運輸局、西日本旅客鉄道株式会社、警察本部交通規制課、警察本部交通指導課、土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 踏切道の立体交差化、構造の改良および歩行者等立体横断施設の整備促進
- (2) 交通実態と道路環境に応じた交通規制の実施
- (3) その他踏切道の交通の安全および円滑化等を図るための措置

2 計画の内容

(1) 踏切道の立体交差化、構造の改良および歩行者等立体横断施設の整備促進

遮断時間が特に長い踏切道（開かずの踏切）や、主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、除却を促進するとともに、道路の新設・改築および鉄道の新線建設に当たっては、極力立体交差化を図る。

加えて、立体交差化までに時間の掛かる「開かずの踏切」等については、効果の早期発現を図るため各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造の改良や歩行者等立体横断施設の設置等を促進する。

なお、歩道が狭隘な踏切についても、踏切道内において歩行者と自動車等が錯綜することがないように事故防止効果の高い構造への改良を促進する。

また、立体交差化、構造の改良等に加え、当面の対策（カラー舗装等）や踏切・駅周辺対策等ソフト・ハード両面からできる対策を総動員する。

整備事業項目	事業量	事業費（千円）
踏切道の構造改良	10箇所	299,379
連続・単独立体交差の改築	1箇所	500,000

(2) 交通実態と道路環境に応じた交通規制の実施

踏切の利用実態や通行環境に応じた交通規制の見直しによる、踏切通行者の安全や通行車両等の円滑の確保。

整備事業項目	事業量	事業費（千円）
踏切道の格上げ	0箇所	0

踏切保安設備	77箇所	63,400
--------	------	--------

(3) その他の踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

緊急に対策の検討が必要な踏切道は、踏切道の諸元や対策状況等を記した「踏切安全通行カルテ」により、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。

また、踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じて、踏切道予告標、踏切信号機の設置等を進める。

自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上および踏切支障時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進する。

また、学校等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進するとともに、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進する。踏切事故による被害者等への支援についても、事故の状況等を踏まえ、適切に対応していく。

このほか、踏切道に接続する道路の拡幅については、踏切道において道路の幅員差が新たに生じないように努めるものとする。

- ・踏切事故防止キャンペーン（令和2年11月1日～11月10日）
- ・春の全国交通安全運動（令和2年4月6日～4月15日）
- ・秋の全国交通安全運動（令和2年9月21日～9月30日）

西日本旅客鉄道株式会社が管理する踏切道において、踏切の無謀横断等により列車運行に支障が生じた踏切等を選定し、通告者に対してノベルティの配布や啓発のお声かけを実施する（キャンペーン名称：踏切事故防止キャンペーン）。

第 2 部

2019年度交通安全実施計画 に 対 す る 実 績

第 1 章 道路交通の安全

第 1 節 道路交通環境の整備

種 別	(1)生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
実施機関	滋賀国道事務所

通学路緊急点検結果等を受け、危険箇所への対策等を実施し、安心安全な通学路の確保を図った。

種 別	(1)生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
実施機関	警察本部交通規制課

1 生活に密着した身近な道路の安全対策の推進について

- (1) 生活道路空間における「ゾーン 30」の更新整備と実現に向けての検討
県下 1 箇所に設置した。(草津市野路町の一部)
- (2) 高輝度道路標識・道路標示の整備、信号灯器の L E D 化等の安全対策の推進
道路標識 51 本にフラッシュデリネーターを設置するとともに、一時停止標識 10 枚、横断歩道標識 2 枚は枠発光式を設置した。
- (3) 幹線道路を中心とした、リアルタイムな交通情報提供等の交通円滑対策を進めた。
- (4) バリアフリー法に基づいた生活関連道路を中心にバリアフリー対応型信号機の整備と適正管理

2 通学路等における交通安全の確保について

- (1) 通学路等の合同点検の実施と対策の推進
通学路の合同点検の結果から、横断歩道の新規規制 2 件及び、道路標識・道路標示の補修 44 件を実施した。
- (2) 押しボタン式等信号機、歩行者用灯器の整備と適正管理
信号機 3 基の新設、歩行者用灯器 30 灯の増設を実施した。
- (3) 横断歩道の整備と適正管理
通学路の交差点 29 箇所に横断歩道を新設するとともに、1,296 箇所について補修を行った。

3 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

- (1) 高輝度標識の整備
生活道路の安全対策として道路標識 345 本の更新を行った。
- (2) 信号灯器の L E D 化
信号灯器 446 灯の L E D 化改良を実施した。
- (3) バリアフリー対応型信号機等の整備や適正管理
視覚障害者用付加装置 2 基の更新を実施した。

(4) 歩道整備と連携したエスコートゾーンの整備

種 別	(1)生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
実施機関	土木交通部道路課

平成24年度に文部科学省・国土交通省・警察庁が連携し、全国一斉に通学路を対象とした緊急合同点検を行い、短期的に対策を行う必要がある221箇所が確認された。平成24～27年度の4箇年で対策を行い、221箇所全ての対策が完了した。さらに、平成26年度には、全市町が通学路交通安全プログラムを策定した。

2019年度は、改築系事業も含めて、このプログラムに基づいた点検、対策、検証、改善といったPDCAサイクルを回すことにより、通学路の安全確保に取り組んだ。

また、歩道を設置している県管理道路を対象に、職員が年に1回程度自転車パトロールを行い、通常行っているパトロールでは見つけられない危険箇所を発見し、不具合があれば速やかに修繕を行った。

種 別	(2)高速道路の更なる活用促進による生活に密着した身近な道路等との機能分化
実施機関	土木交通部道路課

生活に密着した身近な道路等への通過交通を減少させるため、高規格幹線道路等の整備を行った。

(単位：千円)

	補助事業	
	箇所	事業費
高規格幹線道路等整備事業	2	2,732,911

種 別	(3)幹線道路における交通安全対策の推進
実施機関	土木交通部道路課

道路の改築による道路交通環境の整備

道路改築事業の実施にあたっては、必要に応じ県の道路構造条例や滋賀県歩道整備マニュアルに基づいて車両と歩行者の通行空間の分離検討を行った。

【補助事業】

(単位：千円)

工 種	国 道		地 方 道	
	箇所数	事業費	箇所数	事業費
補助道路整備事業（改築）	10	2,737,654	54	11,157,025

※補助道路整備事業の箇所数は重複箇所有り。

【単独事業】

単独道路改築事業（改築）

1,367,438千円

種 別	(3)幹線道路における交通安全対策の推進
-----	----------------------

実施機関	滋賀国道事務所
------	---------

○交通事故分析の充実および事故対策ノウハウの蓄積・活用

- ・道路交通環境安全推進連絡会議を活用し、警察その他関係機関や学識経験者と連携した事故分析及び対策立案を実施

○現道等の交通事故対策

- ・事故危険箇所の中から3箇所を選定し対策を立案

○道路網の整備

一般国道1号

- ・水口道路、栗東水口道路Ⅱ
調査設計の実施

- ・栗東水口道路Ⅰ

高架橋下部工事、改良工事、用地取得、埋蔵文化財調査、調査設計の実施

一般国道8号

- ・塩津バイパス

用地取得、調査設計の実施

- ・米原バイパス

高架橋下部工事、トンネル工事、改良工事、用地取得、埋蔵文化財調査、調査設計の実施

- ・野洲栗東バイパス

高架橋下部工事、改良工事、用地取得、埋蔵文化財調査、調査設計の実施

- ・米原貨物ターミナル

調査設計の実施

一般国道161号

- ・湖北バイパス

用地取得、調査設計の実施

- ・小松拡幅

高架橋下部工事、トンネル工事、改良工事、用地取得、調査設計の実施

- ・湖西道路（真野～坂本北）

橋梁上下部工事、改良工事、埋蔵文化財調査、調査設計の実施

一般国道307号

- ・信楽道路

調査設計の実施

種 別	(3)幹線道路における交通安全対策の推進
実施機関	警察本部交通規制課

(1) 事故危険箇所対策の推進

交通量等の交通状況および交通事故分析により、交通事故抑止に効果的な交通規制の整備を推進した。

(2) 幹線道路における適正な交通規制

道路環境と車両等の交通実態を勘案した、速度規制と追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制等の交通規制の見直しを推進した。

速度規制：

変更9区間、解除21区間

右側部分はみ出し通行禁止規制：変更4区間、解除10区間

(3) 交通安全施設等の高度化

- ア 交通実態と必要性に応じて集中制御化等の信号高度化改良
新たに5交差点の集中制御化及び集中制御機30基の更新を実施した。
- イ 信号灯器のLED化の推進
信号灯器446灯のLED化改良を実施した。
- ウ 道路標識の高輝度化、高視認性区画線等の整備
幹線道路に設置されている道路標識125本、道路標示522箇所を更新した。

種 別	(3)幹線道路における交通安全対策の推進
実施機関	中日本高速道路(株)名古屋支社

高速道路における交通安全施設等整備

安全性・快適性の向上、環境保全対策、情報提供の高度化など、多様化するニーズへの対応として、5月28日から6月9日の土日を含まない計10日間、名神高速道路において集中工事を実施した。

種 別	(4)交通安全施設等整備事業の推進
実施機関	滋賀国道事務所

(単位：百万円)

工 種		単 位	事 業 量	事 業 費
一 種 事 業	歩道等(バリアフリー化含む)	箇所	4	267
	交差点改良	箇所	6	747
	小 計			1,014
二 種 事 業	簡易パーキング(防災拠点化を含む)	式	1	560
	防護柵			
	道路標識			
	情報機器(道路情報提供装置)			
	区画線			
小 計			560	
合 計				1,574

種 別	(4)交通安全施設等整備事業の推進
実施機関	土木交通部道路課

交通事故の発生を抑止するため、交通安全を確保する必要がある道路を対象に整備を図った。

- 1 歩行者および自転車利用者の安全確保や高齢者・障害者等の社会参加を支援するため、十分な幅を確保した歩道等の整備に努めた。
- 2 事故危険箇所等の安全対策を積極的に進めた。
- 3 安全かつ円滑な自動車交通を確保するため、交通事故の集中する交差点の改良、疲労運転に伴う事故防止のための簡易パーキング等の整備を進めた。
- 4 夜間事故防止対策として道路照明灯の整備を進めた。

5 交通安全確保のため、防護柵、転落防止柵等の整備を進めた。

交通安全施設等整備事業

(単位：千円)

工種	補助事業		単独事業	
	箇所	事業費	箇所	事業費
歩道	12	467,748	14	85,779
自転車歩行者道	16	857,436	9	73,335
交差点改良	6	172,720	2	11,622
その他(道路照明灯・防護柵等)	-	271,147	-	30,311
合計	35	1,769,051	25	201,047

種別	(4)交通安全施設等整備事業の推進
実施機関	土木交通部都市計画課

〔都市計画街路事業〕

(単位：千円)

種別	箇所数	事業費
県事業	5箇所	1,254,146
市町事業	18箇所	923,633
合計	23箇所	2,177,779

種別	(4)交通安全施設等整備事業の推進
実施機関	農政水産部耕地課

〔交通安全施設等整備事業〕

(単位：千円)

工種	単位	県営事業		団体営事業	
		事業量	事業費	事業量	事業費
防護柵	m	135	1,455	0	0
道路標識	基	0	0	0	0
区画線	m	0	0	0	0
視線誘導標	基	3	34	0	0
反射鏡	基	0	0	0	0
防犯灯	本	0	0	0	0

種別	(4)交通安全施設等整備事業の推進
実施機関	警察本部交通規制課

(1)~(5)

事業		事業量	
補助事業	交通管制	端末対応設定	1式
		制御機更新	35基
		情報収集装置	3式
		光ビーコン更新	12基
		監視用カメラ更新	1基
		調査委託	1式
	信号機	更新	52基
		改良	4基
		信号灯器改良（LED化）	71式
		信号柱の更新	30本
		交通信号機調査委託	1式
	道路標識（路側式）		350本
	道路標識（オーバーハング）		45本
	道路標示 横断歩道（高輝度）		20km
	道路標示 実線（高輝度）		50km
標識標示調査委託		1式	
交通管制中央装置リース		1式	

事業		事業量
県単独事業	信号灯器の増灯等	50灯
	移設	150箇所
	電車連動機能付信号制御機更新	2基
	交通信号機調査委託	1式
	道路標識（路側式）	100本
	道路標示 横断歩道（高輝度）	3km
	道路標示 実線（高輝度）	15km
	速度自動取締装置撤去調査委託	1式
	速度自動取締装置撤去	4基

(6)道路交通環境整備への住民参加の促進

住民参加の交通安全総点検を実施した。

（延べ参加数約430名）

種別	(5)歩行空間のバリアフリー化
実施機関	滋賀国道事務所

主要な鉄道駅等を中心とする地区においては、高齢者や身体障がい者等に配慮した安全で快適な歩行空間を確保するため、交通バリアフリー法に基づき、バリアフリー化された歩行空間ネットワークの整備を行った。

種 別	(5)歩行空間のバリアフリー化
実施機関	警察本部交通規制課

生活関連道路を中心に視覚障害者用付加装置の更新（2基）および歩車分離式信号機への改良（1基）を実施した。

種 別	(5)歩行空間のバリアフリー化
実施機関	土木交通部道路課

高齢者や障害者等を含めた全ての人が安全で安心して通行出来るよう、歩道のバリアフリー化を行った。

歩行空間のバリアフリー化事業 (単位：千円)

工種	補助事業		単独事業	
	箇所	事業費	箇所	事業費
バリアフリー	1	28,089	1	1,621

種 別	(6)無電柱化の推進
実施機関	滋賀国道事務所

無電柱化の推進

- ・ 国道1号本宮地区（大津市） : 工事を実施
- ・ 国道1号竜が丘地区（大津市） : 工事を実施
- ・ 国道1号大路地区（草津市） : 工事を実施
- ・ 国道1号小柿地区（栗東市） : 設計を実施
- ・ 国道1号東沼波地区（彦根市） : PFI事業を実施

種 別	(7)効果的な交通規制の推進
実施機関	警察本部交通規制課

1 速度規制の見直し

交通実態にあった速度規制の見直しを行った。

新規規制 5区間

規制変更 9区間

規制解除 21区間

2 信号機の運用改善の推進

交通実態を考慮して、歩行者横断秒数の変更など改善（58件）を実施した。

種 別	(8)自転車利用環境の総合的整備
実施機関	滋賀国道事務所

国道161号高島市鶴川～大津市北小松地区において、自転車通行帯の計画検討を行った。

種 別	(8)自転車利用環境の総合的整備
実施機関	警察本部交通規制課

滋賀県の自転車歩行者専用道路の指定に伴い、自転車歩道通行可規制の見直しを行った。

新規規制 1 区間

規制変更 2 区間

規制解除 1 区間

種 別	(8)自転車利用環境の総合的整備
実施機関	土木交通部道路課

自転車を安全かつ円滑に利用できるよう、路線の交通状況や自転車ネットワークを総合的に考慮して、自転車歩行者道等による自転車走行空間の創出を推進した。

種 別	(9)高度道路システムの活用
実施機関	滋賀国道事務所

自動車走行履歴（ETC2.0プローブ情報）の収集を行い、より高度で詳細な交通情報の収集・提供を実施

○生活道路対策

エリア登録状況（令和2年3月末現在） 県内20箇所を登録済み

東近江市：4 地区（南部地区、中野地区、五個荘地区、須田地区）

草津市：8 地区（野路・若草・東南笠・鳩が森・湖州平・橋岡・笠山・南山田）

彦根市：4 箇所（亀縄町、古沢町、小泉町、長曾根町）

栗東市：1 箇所（治田西地区）

近江八幡市：1 箇所（御所内地区）

米原市：1 箇所（高溝地区）

長浜市：1 箇所（神照地区）

種 別	(10)交通需要マネジメントの推進
実施機関	警察本部交通規制課

交通需要のピーク時間帯の交通渋滞を軽減させるため、管制エリア内の信号制御の見直しによる安全で円滑な自動車利用の効率化を図った。

種 別	(10)交通需要マネジメントの推進
実施機関	滋賀国道事務所

渋滞緩和に向け、関係機関と連携し、渋滞対策に取り組んだ。

種 別	(10)交通需要マネジメントの推進
実施機関	西日本高速道路(株)関西支社

交通の分散化を図るため、GW、お盆、年末年始の交通混雑期に、休憩施設や料金所等に渋滞予測ガイドを設置。また、ホームページに渋滞予測を掲載した。

種 別	(11)災害に備えた道路交通環境の整備
実施機関	滋賀国道事務所

○無電柱化の推進

- ・国道1号本宮地区（大津市）：工事を実施
- ・国道1号竜が丘地区（大津市）：工事を実施
- ・国道1号大路地区（草津市）：工事を実施
- ・国道1号小柿地区（栗東市）：設計を実施
- ・国道1号東沼波地区（彦根市）：PFI事業を実施

○災害、危険箇所、交通規制等におけるCCTVの有効活用を実施。また、道路交情情報システムを活用した積雪状況や規制情報の情報共有を実施。

○老朽化にともなう障害が多発する機器について、全面的な改修を実施。

○道の駅『竜王かがみの里』と『マキノ追坂峠』において、災害時の防災拠点化に向けた検討を実施。

種 別	(11)災害に備えた道路交通環境の整備
実施機関	警察本部交通規制課

1 災害に強い交通安全施設等の整備・更新

老朽化した信号柱の更新	30本
信号機電源付加装置の新設	9基
信号機電源付加装置の更新	11基

2 災害発生時における交通規制

関係団体と連携した実践的な交通規制訓練を実施

3 災害発生時における情報提供の充実

交通監視カメラの更新	1基
------------	----

種 別	(11)災害に備えた道路交通環境の整備
実施機関	土木交通部道路課

阪神大震災、東日本大震災などの震災や自然災害等を踏まえ、災害に強い安全な道路づくりを目指す。

平成8年度道路防災総点検において落石崩壊等の危険があると認められた要対策箇所にて災害防除事業を実施した。

災害発生等に備えた安全の確保

(単位:千円)

工 種	補 助 事 業	
	箇所数	事業費
災 害 防 除	9	806,095

種 別	(12)総合的な駐車対策の推進
実施機関	警察本部交通規制課

地域住民の要望や違法駐車の実態から

新規規制 1 区間

規制変更 4 区間

規制解除 34区間

について見直しを行った。

種 別	(12)総合的な駐車対策の推進
実施機関	商工観光労働部中小企業支援課

自治振興交付金（商店街基盤施設等整備事業）

商店街顧客専用駐車場借地料 実績なし

共同駐車場の設置費 実績なし

種 別	(12)総合的な駐車対策の推進
実施機関	警察本部交通指導課

1 適正かつ公平な放置駐車違反取締り活動

地域住民からの意見要望等を十分に踏まえつつ、適正かつ公平な放置駐車違反取締り活動を実施するため、警察官と確認事務の民間委託業者に対して、適宜、教養や協議等を実施したほか、把握した取締り要望箇所等への巡回を強化し、危険・迷惑性の高い箇所における放置車両を検挙し、安全安心な交通環境の推進を図った。

2 放置車両の責任追及

放置車両の運転者が出頭しないため運転者責任が追及できず、所謂逃げ得となる問題を解消するため、放置車両の使用者に対し迅速に放置違反金納付命令の行政制裁を科すと共に、常習的に放置駐車行為を繰り返す使用者に対しては、車両の使用制限命令制度を適用して、悪質な放置車両を道路交通の場から排除した。

また、放置違反金の任意納付に応じず長期滞納する使用者に対しても、預金差押えや居宅への捜索を実施して現金を差し押さえるなど、適正な滞納処分の実行により未収金対策を推進した。

種 別	(13)道路交通情報の充実
実施機関	滋賀国道事務所

○冬期積雪箇所ＣＣＴＶ画像のインターネット提供

道の駅等で道路情報提供

○主要な幹線道路の交差点および交差点付近において、ルート番号等を用いた案内標識の設置の推進、案内標識の英語表記改善を実施

種 別	(13)道路交通情報の充実
実施機関	西日本高速道路(株)関西支社

道路情報板、路側通信システム、交通情報携帯サイト（アイハイウェイ）等により情報提供体制の充実に努めた。

また、お客様センターにて24時間体制でお客様の問い合わせに対応した。

種 別	(13)道路交通情報の充実
実施機関	警察本部交通規制課

(1)情報収集・提供体制の充実

車両感知器3式、光ビーコン12基の更新整備を実施した。

(2)ITSを活用した道路交通情報の高度化

信号情報活用運転支援システムの拡充に備えた機器改修を実施した。

種 別	(13)道路交通情報の充実
実施機関	土木交通部道路課

多様化するドライバーのニーズに応えるとともに安全かつ円滑な道路交通を確保するため、道路情報提供装置の整備と更新を行い、情報提供体制の充実を図った。

種 別	(14)交通安全に寄与する道路交通環境の整備
実施機関	警察本部交通規制課

(1)安全円滑な交通流を確保するため、道路管理者の道路占用許可と連携した適切な道路使用許可を実施した。

(2)大雪による通行規制の情報を道路管理者および隣接県警と協力して、交通情報板により注意喚起するなど運転者への交通安全に寄与した。

種 別	(14)交通安全に寄与する道路交通環境の整備
実施機関	土木交通部道路課

道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、道路が破損していたり、異常気象等により被害が予想されたりする場合等には、道路法に基づき通行の禁止または制限を行った。また、冬期の安全な道路交通を確保するため、気象、路面状況等の情報を収集し、道路利用者に提供した。

種 別	(14)交通安全に寄与する道路交通環境の整備
実施機関	土木交通部都市計画課

〔子どもの遊び場等の確保〕

(単位：千円)

種 別	箇 所 数	事 業 費	
市町事業	近隣公園	3	50,308
	総合公園	2	1,165,654
	運動公園	1	379,870
県事業	総合公園	1	1,671,153

計	7	3,266,985
---	---	-----------

種 別	(14)交通安全に寄与する道路交通環境の整備
実施機関	滋賀国道事務所

○豊郷計量所において、年12回の特殊車両の指導取締を行った。

対象車両52台に対して通行許可書等の確認を行い、そのうち違反車両24台に対して指導を行った。

○円滑な道路交通の確保を目的として、以下のとおり不法占用物件の現地調査、是正指導を行った。

一般国道1号：湖南市内、栗東市内、草津市内、大津市内

一般国道8号：野洲市内、栗東市内

一般国道161号：大津市内、高島市内

第2節 交通安全思想の普及徹底

種 別	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
実施機関	健康医療福祉部子ども・青少年局、土木交通部交通戦略課

〔ア 幼児に対する交通安全教育〕

1 児童館および保育所等における交通安全指導の強化

保育所等に対して、入所児童およびその保護者への交通安全指導等について要請した。

また、大津市での事故を受け、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路について、より一層安全確保を図るよう指導監査時や通知等により要請した。

2 幼児交通安全指導者研修会を開催し、資質の向上を図った。

・開催日時場所：令和元年5月28日、県庁新館7階

・参加者：140人

3 幼児交通安全クラブの結成状況（R1）

市町村名	組 織 母 体				市町村名	組 織 母 体			
	地 域	幼稚園	保育所	合 計		地 域	幼稚園	保育所	合 計
大 津 市				0	高 島 市		1	14	15
彦 根 市	16			16	東 近 江 市		8	22	30
長 浜 市	1			1	米 原 市			1	1
近江八幡市				0	日 野 町				0
草 津 市	1			1	竜 王 町	2			2
守 山 市				0	愛 荘 町				0
栗 東 市	1			1	豊 郷 町	1			1
甲 賀 市				0	甲 良 町				0
野 洲 市	1			1	多 賀 町				0
湖 南 市	1			1	合 計	24	9	37	70

種 別	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
実施機関	教育委員会事務局幼小中教育課、教育委員会事務局生涯学習課、教育委員会事務局保健体育課

- 〔イ 児童に対する交通安全教育〕
- 〔ウ 中学生に対する交通安全教育〕
- 〔エ 高校生に対する交通安全教育〕

交通安全指導の充実

1 学校教育活動全体で行う交通安全教育の実施

児童・生徒の発達段階や各学校の状況に応じて、特に学級活動（ホームルーム活動）および学校行事を中心に、交通安全について繰り返して指導するとともに、指導内容の工夫・充実と時間確保に努めた。

市町立小・中学校・義務教育学校および県立学校生徒指導主任主事連絡協議会や高等学校等生徒指導連絡協議会、生徒指導上の課題解決に係る管理職研修などの機会に管理職や生徒指導主任・主事に対して、授業やホームルーム活動で交通安全について啓発・指導を行うように依頼した。

2 滋賀県学校安全研修会の開催

○交通安全教室指導者講習会 令和元年7月30日

行政説明 「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」の改正を受けて
滋賀県教育委員会事務局保健体育課 主幹 永井 泉

実践発表① 「地域と連携した学校安全体制の構築」

栗東市立治田小学校 校長 竹橋 貴美子 氏
栗東市立葉山小学校 校長 大前 宣徳 氏
学校安全ボランティア協議会 会長 吉永 義則 氏

実践発表② 「中学校におけるセーフティ・プロモーション・スクールの推進」

大阪教育大学附属池田中学校 学校安全主任 田中 伸治 氏

3 児童・生徒に対する啓発の推進

(1) 長期休業前に「交通安全県民運動実施要綱」等を添付した「児童生徒の指導・保護者への啓発について」（通知）をすべての公立小・中・義務教育学校および県立学校に送付して、その中で交通安全について児童生徒・保護者への啓発を依頼し、児童生徒が被害者にも加害者にもならないように働きかけを行った。

(2) 「学校支援メニュー」に登録されている「安全」に関する「交通安全教室」等について、学校での活用促進を図り、マスコミ等への資料提供を積極的に行った。

（学校での活用を調整した実績：交通安全教室 小学校12校、養護学校1校）

(3) 「しが学校支援メニューフェア」等の機会を通じた啓発の促進を行った。

4 通知文書の発出

文部科学省や滋賀県警察本部、滋賀県土木交通部交通戦略課、滋賀県交通安全協会等と連携し、必要な情報を市町教育委員会や県立学校へ通知した。

5 学校における交通事故発生状況等の資料の活用

学校における交通事故発生状況等の情報を、適宜学校へ還元することにより、児童・生徒への交通安全に対する注意喚起を図る資料として活用するよう周知を行った。

種 別	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
-----	-----------------------

実施機関	教育委員会事務局生涯学習課、土木交通部交通戦略課
------	--------------------------

〔オ 成人に対する交通安全教育〕

1 あらゆる機会を利用した交通安全教育の推進

視聴覚ライブラリー（しが生涯学習スクエア）において、交通安全や自転車の正しい乗り方に関する視聴覚教材を整備・貸出を行った。（実績：貸出23件）

2 関係団体等に対する交通安全の呼びかけ

関係機関・団体等において、幼児から高齢者に至るまでの年齢層、道路利用形態別に応じた交通安全教育が推進されるよう呼びかけた。

3 交通指導員の資質および指導力の向上

地域住民に対する交通安全指導や交通安全思想の普及活動を推進している交通指導員の資質および指導力の向上を図るため、実技を取り入れた研修会を実施した。

4 関係機関・団体等に対する交通安全活動の指導強化

関係機関・団体等において、幼児から高齢者に至るまでの年齢層、道路利用形態別に応じた交通安全教育が総合的、組織的に行われるよう指導を強化するとともに、交通安全に関する資料の提供など積極的な支援に努めた。

種 別	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
実施機関	警察本部交通企画課

〔カ 高齢者に対する交通安全教育〕

参加・体験・実践型交通安全教育の推進

- ・ 高齢者に対して、加齢に伴って生ずる身体機能の低下が交通行動に及ぼす影響を自覚してもらうために
 - 運転・歩行能力診断
 - 動体認知診断
 などが搭載された交通安全教育車「近江ふれあい号」による交通安全教育を実施した。

（出動回数16回：受講者1,308人うち高齢者478人）
- ・ K Y T（出前型運転者危険予測トレーニング装置）による交通安全講習

（69回：3,158人が受講）
- ・ オブジェ（運転技能自動評価システム）を活用した運転に不安に感じている高齢運転者対象の出前型運転適性講習

（44回：118人に実施）

種 別	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
実施機関	健康医療福祉部医療福祉推進課、土木交通部交通戦略課

〔カ 高齢者に対する交通安全教育〕

1 滋賀県レイカディア大学の取り組み

隔年実施（レイカディア大学の開講期間2年間で1度の実施）

2 老人クラブ等の関係団体を通じた取り組みの強化

- (1) 市町老人クラブ連合会が行う交通安全に関する活動（交通安全教室の開催など）の推進を図るため、活動費の助成を行った。
- (2) 県老人クラブ連合会が開催する研修会等において、交通安全の推進に向けた説明

および資料の配付を行って注意喚起するとともに、安全意識の高揚について啓発した。

- (3) 県老人クラブ連合会が開催する市町老ク連会議に出席し交通安全や免許返納に関する資料を配布し、意識づけを行った。

3 あわない・起こさないシルバー無事故運動

滋賀県交通安全無事故運動のシルバー部門として、65歳以上の高齢者を対象に7月から10月の4ヶ月間、3～5人1組（3人以上は65歳以上）の単位で実施し、より多くの参加者を募り、全県的に高齢者の交通事故防止を推進した。

- ・参加団体数 474団体
- ・参加者数 2,174人

4 高齢者のための実践的な交通安全教育の実施

各地区で交通安全教室をサポートできる交通安全指導員を養成し、その交通安全指導員が実施する交通安全教育により、地域の高齢者の交通事故防止を図った。

- ・養成した指導員 26人
- ・指導員による交通安全教室参加高齢者 約4,000人

種 別	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
実施機関	警察本部交通企画課

〔キ 障害者に対する交通安全教育〕

関係団体と協働し、通訳を通じての交通安全教室の開催や啓発チラシ配布など交通安全に関する情報提供を行い、交通事故防止を呼びかけた。

種 別	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
実施機関	警察本部交通企画課

〔ケ 自転車利用者に対する交通安全教育〕

自転車利用者に対する交通安全教育

自転車の安全利用者や交通事故防止を呼びかける参加・体験・実践型の自転車安全教室等を児童・生徒を中心に実施した。

(自転車交通安全教室：275回)

スケアード・ストレイト方式による自転車安全教育

J A 共済連主催によるスタントマンを使ったスケアード・ストレイト方式の自転車安全教育を実施した。

- ・2019年6月3日 北大路中学校（大津市）
- ・2019年10月4日 明富中学校（守山市）
- ・2019年10月7日 高月中学校（長浜市）
- ・2019年10月21日 彦根南中学校（彦根市）

種 別	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
実施機関	警察本部交通企画課

〔その他の交通安全教育〕

幼児から高齢者に至るまで、道路利用者の年齢や道路利用形態等に応じた交通安全教

育を計画的、継続的に実施した。

2019年中の交通安全教育実施状況（運転免許関係講習を除く）

対 象 別	回 数
幼 児	202回
小 学 生	276回
中 学 生	54回
高 校 生	18回
大 学 生	18回
成 人（一 般）	464回
高 齢 者	582回
外 国 人	62回
計	1,676回

種 別	(2)効果的な交通安全教育の推進
実施機関	警察本部交通企画課

子供自転車大会の開催

7月に子供自転車大会を開催し、競技を通じて自転車の交通ルールや正しい乗り方について指導した。

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部交通戦略課、西日本高速道路(株)関西支社

〔交通安全運動の推進〕

1 交通安全普及活動の強化

- ・近江路交通マナーアップ運動（毎月25日、ただし5月と10月は一斉啓発）
- ・前照灯早め点灯運動（年間）
- ・ハイビーム切替え運動（年間）
- ・交通安全啓発日（毎月1日）
- ・自転車安全利用日（毎月1日）
- ・近畿交通安全日（毎月15日）
- ・高齢者交通安全の日（毎月15日）
- ・シートベルト・チャイルドシート着用啓発日（毎月20日）
- ・ノーマイカーデー（毎週金曜日）
- ・飲酒運転根絶啓発日（毎月第4金曜日）
- ・飲酒運転について考える日（毎月第4金曜日）
- ・自転車安全利用月間（5月）

2 春の全国交通安全運動の実施（5/11～5/20）

運動の重点

- ・子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- ・自転車の安全利用の推進
- ・全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- ・飲酒運転の根絶

3 夏の交通安全県民運動の実施（7/15～7/24）

運動の重点

- ・高齢ドライバーを含む高齢者と子どもの交通事故防止
- ・自転車の安全利用の推進
- ・全席シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ・飲酒運転・過労運転の根絶
- ・横断歩道利用者ファースト運動の推進（滋賀県重点）

4 秋の全国交通安全運動の実施（9/21～9/30）

運動の重点

- ・子どもと高齢者の安全な通行の確保
- ・高齢運転者の交通事故防止
- ・夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止
- ・全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ・飲酒運転の根絶
- ・横断歩道利用者ファースト運動の推進（滋賀県重点）

5 年末の交通安全県民運動（12/1～12/31）

運動の重点

- ・高齢ドライバーを含む高齢者と子どもの交通事故防止
- ・夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- ・全席シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ・飲酒運転の根絶
- ・横断歩道利用者ファースト運動の推進（滋賀県重点）
- ・「あおり運転」「ながら運転」の防止

6 新入学（園）児と高齢者の交通事故防止運動の実施（H31/3/15～4/15）

運動の重点

- ・通学路、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路やキッズ・ゾーンを中心とした交通危険個所での安全確保
- ・新入学（園）児と保護者に対する交通安全教育・指導の徹底
- ・高齢ドライバーを含む高齢者の交通事故防止

7 交通死亡事故多発警報等に伴う事故防止活動

「交通死亡事故多発警報等発令要領」（平成4年11月30日制定）に基づき、交通死亡事故多発警報を2回（R1.6.14、R2.2.7）発令した。

8 交通安全に関する広報

交通事故多発警報発令・高齢者事故多発警報発令時の放送

- ・ラジオ放送（AM放送とFM放送）テレビ放送事故多発警報発令時に伴う注意喚起項目として、県民や県内の道路交通利用者に放送を行い、交通安全意識の高揚を図った。

9 滋賀県交通安全職域別無事故運動（7/1～10/31）

車両の適正な運行管理を徹底して、安全運転の実践を組織ぐるみで習慣づけ、交通事故防止を図るため、事業所を中心に本運動を推進した。

- ・参加団体数：601事業所 参加車両数：11,609台
- ・無事故団体：424団体

10 自転車安全利用推進

毎月1日を「自転車安全利用日」と定め、自転車の安全利用を呼びかけた。

- ・毎月1日の「自転車安全利用日」に県内各市町で各市町・県警・地区安全協会と共に啓発活動を行った。

(県交通戦略課) 啓発回数 14回 対象者 約4,300人

(県警交通企画課) 啓発回数 85回

- ・中学生に対して、パンフレット「自転車安全利用五則」を配布し、安全利用を呼びかけるとともに、滋賀県自転車軽自動車商業共同組合を通じて自転車販売店に配布し、安全利用を呼びかけた。

- ・レンタサイクルショップ、自転車販売店に対する交通安全指導の啓発依頼

11 その他の交通事故抑止対策

各種交通安全啓発品の作成・配布

春・秋の全国交通安全運動や滋賀県交通対策協議会主唱による交通安全県民総ぐるみ運動等、次の啓発品を配布することにより県民の交通安全意識の高揚を図った。

(県警交通企画課)

高齢者の交通安全意識の高揚を図るため、加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響等について記載されたチラシを作成した。

・薬剤師会チラシ 110,000枚

・交通安全啓発チラシ(高齢者ブック) 35,000枚

(県交通戦略課)

・交通安全啓発チラシ(5運動) 220,000枚

・「自転車安全利用五則」リーフレット 72,000部

・交通安全啓発ポケットティッシュ 90,000個

・自転車利用者・歩行者向け交通安全ポスター 2,000枚

・自転車利用者・歩行者向け交通安全チラシ 80,000枚

12 高速道路における交通安全運動の推進

春の全国交通安全運動・夏の交通安全県民運動・秋の全国交通安全運動・年末の交通安全県民運動にあわせ、高速道路交通警察隊等と合同で交通安全啓発活動を実施し、高速道路における運転マナーの向上および交通安全に関する啓発活動を実施した。

13 高齢者交通安全ネットワーク(いこいネット)事業

高齢者が利用する老人福祉センター等に対して、交通の安全に関する情報等を配信し、交通事故防止を呼びかけた。

配信回数28回(うち号外2回、緊急ニュース2回)

配信対象276施設(2019年末)

14 交通安全情報紙「セーフティメール」による交通情報の提供

事業所のドライバーに対して、高齢者の行動特性等に関する情報等を配信し交通事故防止を呼びかけた。

配信回数18回(うち号外3回、緊急ニュース3回)

配信対象668施設(2019年末)

15 反射系ファッショナブル・ディレクターの委嘱

県内で反射系の普及活動をされている服飾関係者(県内の裁縫教室、編み物教室の講師等)12人を「反射系ファッショナブル・ディレクター」として委嘱し、安全教室などで反射系を使用した衣服や装飾品を製作し、着用を指導する活動を行った。

(17回開催:369人が受講)

16 夜光反射材の普及・着用促進活動

反射材フェアの開催

反射材小物の作成教室を中心に、各種反射材の有効性の紹介コーナーを設置し、反射

材や反射糸の普及を図った。

(2019年9月開催：西武大津店)

17 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

飲酒運転根絶の受け皿としての運転代行サービスの普及促進および自動車運転代行業の健全化および利用者の利便性・安心感の向上を図るため、滋賀県および公益財団法人全国運転代行協会滋賀県支部と三者合同で、酒類提供者に対する「飲酒運転撲滅啓発」及び「街頭パトロール」を実施した。

(酒類提供者に対する飲酒運転撲滅啓発：1回、街頭パトロール：2回)

種 別	(4)交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部交通戦略課

1 交通指導員の設置状況

- (1) 市町村職員 10市3町 約128人
- (2) 民間 6市5町 206人

2 交通安全推進員の設置状況

3市2町 約670人

3 女性の交通安全組織の結成状況

20組織 (11市2町) 2,244人

4 高齢者の交通安全組織の結成状況

12組織 (7市3町) 約710人

5 交通少年団の結成状況

1組織 小学生 78人

6 交通安全研修会の開催

各警察署、関係機関・団体等の交通安全教育担当者を対象に、交通安全教育に関する研修会を開催し、技術の向上を図った。

2019年7月24日 笑・涯現役で地域を守ろう！ ～エアリハ健康術～

「エアリハ」運動療法を活用した交通安全教育と高齢者の交通事故防止

講師：お笑い理学療法士 繁岡 秀俊 (日向亭 葵) 氏

参加者：104人

7 民間の交通安全教育チームによる交通安全教室、訪問指導活動の実施

交通安全学生ボランティア26人 (14大学等) が高齢者に対して個別訪問や街頭において交通安全教育、反射材の貼付活動、街頭啓発活動を実施した。

(活動回数14回：参加人数延べ24人)

8 自動車運転代行業の業界団体による業界健全化に向けた取組に対する支援・協力

(1) 「街頭パトロール」および「飲酒運転撲滅啓発」

公益財団法人全国運転代行協会滋賀県支部および滋賀県と三者合同で、運転代行業者を対象とした「街頭パトロール」および酒類提供者に対する「飲酒運転撲滅啓発」を実施した。(計3回)

(2019年4月26日：近江八幡市、10月31日：彦根市、12月20日：守山市)

(2) 滋賀県運転代行安全運転講習会

県内の運転代行業を対象とした、公益財団法人全国運転代行協会滋賀県支部が開催

する「滋賀県運転代行安全運転講習会」へ出席し、参加した運転代行業者に対して、法規遵守と違反行為に伴う行政処分等に関する講話を実施した。

(2019年11月10日：滋賀県立男女共同参画センター【近江八幡市】)

種 別	(5)住民の参加・協働の推進
実施機関	警察本部交通企画課

〔地域での子ども見守り活動等における、交通事故抑止対策の協働推進〕

「思いやりゾーン」高齢者交通安全対策事業

警察署ごとに1地域を「思いやりゾーン」に指定して、ゾーンに居住する高齢者に対する交通安全教育等を行った。また、思いやりマップを配布し、交通事故防止を呼びかけた。

思いやりマップ 19,000枚

種 別	(5)住民の参加・協働の推進
実施機関	総合企画部県民活動生活課、健康医療福祉部健康福祉政策課

〔地域での子ども見守り活動等における、交通事故抑止対策の協働推進〕

自主防犯活動団体、各警察署子ども安全リーダー、スクールガード等による通学路での「子ども見守り活動」や、各地域の住民や行政機関等による青色回転灯装着車によるパトロール活動を通じて、交通事故防止の啓発、広報をはじめ、犯罪被害防止の啓発、広報などの総合的な啓発活動を実施した。

また、各種団体と協働して自転車の安全で適正な利用および自転車盗難被害防止の呼びかけを実施した。

〔ユニバーサルデザインの普及啓発の推進〕

はじめからすべての人を考えに入れて計画し、実施することにより障壁を作らないというユニバーサルデザインの考え方について普及啓発を図った。

第3節 安全運転の確保

種 別	(1)運転者教育等の充実
実施機関	警察本部交通企画課、警察本部運転免許課

1 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実

(1) 自動車教習所における教育の充実

各自動車教習所に対する総合検査の結果を取りまとめ、好事例等を各自動車教習所に情報提供するとともに、指導員、検定員に対する法定講習を計画的に実施するなど教習および検定等の水準向上を図り、優良なドライバーの育成に努めた。

(2) 自動車教習所における教育の実施

運転免許を新規に取得した者に対し、「合格者のしおり」（運転免許課作成）を配布し、運転免許の更新、記載事項の変更、初心運転者期間制度の内容、安全運転のポイント等の教養を行った。

2 運転者に対する再教育等の充実

- (1) 運転免許の取消処分者講習、停止処分者講習、違反者講習、初心運転者講習および更新時講習等については、運転者に対する再教育が効果的に行われるよう、講習内容の充実を図るとともに各種講習用資器材や実車を活用した参加・体験・実践型の運転者教育を推進した。
- (2) 飲酒運転撲滅啓発のために、取消処分者講習（飲酒取消講習のみ）において、飲酒運転防止DVDを上映したほか、受講者に対し、アルコールのスクリーニングテストを実施し、その結果を踏まえ、必要に応じアルコール依存症に関する相談窓口の記載されたパンフレットを配布した。
- (3) 長期（90日以上）の停止処分者講習の受講者を対象に、月に一回、部外講師（滋賀県断酒同友会）を招き、飲酒による健康被害や運転への悪影響など講師自身の経験談を交えながら、心に響く講習（飲酒学級）を実施した。

3 危険な運転者の早期排除

酒酔い運転、ひき逃げ事件等の悪質違反者に対する行政処分の早期上申と執行により危険な運転者の早期排除を図った。

取消処分 456件

免許停止処分 1,451件

（2019年1月～2019年12月）

4 高齢運転者対策の充実

- (1) 高齢運転者に対する教育の充実
 - ・委託先である教習所等への立寄りを随時行い、適切な認知機能検査の実施と高齢ドライバーの特性に応じた効果的な高齢者講習の実施に努めた。
認知機能検査 24,248件、高齢者講習 40,505件
 - ・平成29年3月施行の改正法により新設された臨時認知機能検査および高齢者講習を適切に実施するためドライブレコーダーの映像を効果的に活用するとともに個々の高齢者の運転技量や特徴を見極めた講習の実施に努めた。
臨時認知機能検査 918件、臨時高齢者講習 94件
- (2) 臨時適性検査の確実な実施
講習予備検査（認知機能検査）の機会等を通じて、認知症の疑いがある運転者の把握に努め、臨時適性検査の確実な実施等により、安全な運転に支障のある者については運転免許の取消等の行政処分を行うとともに、臨時適性検査の円滑な実施のため、認知症専門医等との連携強化を図った。

2019年中の一定の病気に係る行政処分執行件数

	停止	取消	合計
一定の病気	83	138	221
認知症	0	56	56

- (3) 運転免許証の自主返納の推進

高齢運転者が運転免許を返納しやすい社会環境を構築し、運転免許の自主返納を促進した。

- ・自主返納協賛店の加盟状況 448事業所・店舗（2019年末）
- ・運転免許自主返納状況 6,345人（2019年中：65歳以上）
- ・自主返納支援チラシ 10,500枚（年2回）
- ・自主返納支援制度周知広報チラシ 20,000枚

また、高齢者による交通事故の増加に鑑み、運転免許証の自主返納（取り消し申請）を推進し、また、自主返納が困難な方に配慮した代理人による申請受理を平成30年3

月1日から実施し、返納しやすい環境整備を行った。

5 二輪車安全対策の推進

二輪車普及安全協会が開催するグッドライダーミーティング、二輪車安全運転滋賀県大会に対する積極的な支援等を行った。

(2019年4月20日：グッドライダーミーティング【運転免許センター】)

(2019年5月25日：二輪車安全運転滋賀県大会【運転免許センター】)

また、指定自動車教習所および原付免許取得時講習の委託事業者に対して、二輪車の事故事例や発生実態等を取り入れた教習を実施するよう指導した。

6 シートベルト、チャイルドシートおよび乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底

安全運転管理者講習やN A S V A (独立行政法人自動車事故対策機構)が実施する旅客運送事業者等に対する講習等において、シートベルト非着用にかかる交通死亡事故のデータや実験動画を視聴させるなど、具体的な危険性を示す交通安全教育を行った。

(安全運転管理者講習等：23回、運行管理者等基礎講習：6回)

また、更新時講習や停止処分者講習、原付講習等において過去に県内で発生した交通死亡事故等重大事故の事例により、シートベルトや乗車用ヘルメットの着用効果等に基づいた講習を実施して着用の徹底を図った。さらに、関係機関・団体と連携し、交通安全運動等の機会を通じて、来庁者に対してシートベルト着用等についての啓発活動を行った。

7 自動車安全運転センターが行う事業の利用促進

安全運転優秀事業所に対する表彰

(警察と安全運転センターとの連名表彰)

・2019年7月 95事業所

・2019年11月 31事業所

・2020年3月 21事業所

※ 年3回実施

8 自動車運転代行業の指導教育等

(1) 自動車運転代行業に対する立入検査及び街頭パトロール

(立入検査142回、街頭パトロール2回)

(2) 滋賀県運転代行安全運転講習会

(2019年11月10日：滋賀県立男女共同参画センター【近江八幡市】)

2019年中の各種運転者教育の実施状況

講	習	別	受講者数(人)
更新時講習	優良運転者講習		111,785
	一般運転者講習		26,488
	違反運転者講習		17,779
	初回更新者講習		14,229
	特定任意講習		27
	高齢者講習		40,511
	小計		210,819
停止処分者講習	短期		815
	中期		155
	長期		149
	小計		1,119
免許取得時講習	原付免許		914
	普通二輪免許		2
	大型二輪免許		1
	普通免許		63
	準中型免許(普通免許有)		1
	準中型免許(普通免許無)		6
	中型免許		6
	大型免許		14
	応急救護(一)		70
	普通旅客車		10
	中型旅客車		0
	大型旅客車		6
	応急救護(二)		14
	小計		1,107
初心運転者講習	原付免許		13
	普通二輪免許		14
	大型二輪免許		1
	普通免許		178
	準中型免許		0
	小計		206
取消処分者講習	二輪(原付を含む。)		17
	四輪		218
	小計		235
違反者講習	社会参加活動を含む講習		178
	社会参加活動を含まない講習		227
	小計		405
合計			213,891

種 別	(2)運転免許制度の改善
実施機関	警察本部運転免許課

(1) 更新時講習の適切な運用と充実・強化

警察署での優良運転者講習および一般運転者講習に対して、守山運転免許センターから専従講師（警察官）を派遣し、講習内容の充実を図るなど安全運転および事故防止に役立つ講習の充実に努めた。

また、守山運転免許センター、米原サブセンターにおいて実施している更新時講習の講師を対象とした研修会（5月・11月）を開催する等して、講師の資質向上、教育技術の向上に努めた。

なお、各警察署における優良運転者講習については、1,290回、24,244人、また、一般運転者講習については、599回、3,621人に対してそれぞれ実施した。

(2) 各種運転免許申請書のダウンロードサービスの実施

運転免許申請にかかる各種様式（運転免許申請書、更新申請書、記載事項変更届など）を滋賀県警察公式ホームページからダウンロードできるようにし、自宅などで記載することにより来庁時に申請書などを作成する必要がなく、時間短縮につながるなど、申請者の利便性の向上に努めた。

(3) 運転適性相談の適切な運用

公安委員会は、一定の病気にかかっている者等については、免許を与えずもしくは保留し、または免許の取消もしくは免許の効力停止が出来ることとされていることから、これらの趣旨を踏まえた運転適性相談の適切な運用に努めた。

2019年度中は、2,627件を運転免許課で受理した。

(4) 聴覚障害者の運転免許の取得

ア 聴覚障害者が普通自動車を運転する場合、「聴覚障害者標識」を貼付するとともに、乗用車は車室内に、普通貨物自動車はサイドミラーに特定後写鏡を適切に取り付けることにより、運転することができることから現在補聴器条件を付されたこれらの運転免許保有者が、補聴器を使用せずに運転することを希望する場合の手続き（臨時適性検査および安全教育）等についても、滋賀県警察公式ホームページ等を通じて関係機関・団体への周知を図った。

イ 2019年度は守山運転免許センターにおいて、聴覚障害者を対象とした特定任意講習を12月の1回実施し、受講者は2人であった。

種 別	(3)安全運転管理の推進
実施機関	警察本部交通企画課

1 安全運転管理者等選任状況

- ・安全運転管理者 3,550事業所
- ・副安全運転管理者 462事業所 714人

2 安全運転管理者等の法定講習受講結果

- ・安全運転管理者 20回 3,536人
- ・副安全運転管理者 3回 714人

種 別	(5)交通労働災害の防止等
-----	---------------

実施機関	滋賀労働局
------	-------

- (1) 滋賀県下の労働基準監督署において実施した集団指導や、自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導、交通労働災害、荷役作業時の労働災害防止を目的とした個別指導において、「交通労働災害防止のためのガイドライン」、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成25年3月25日付け基発0325第1号）に基づく指導を実施した。
- (2) 滋賀労働局において、陸上貨物運送事業労働災害防止協会滋賀県支部に所属する事業場を対象に集団指導を実施し、「交通労働災害防止のためのガイドライン」、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく交通労働災害防止対策、荷役作業時の労働災害防止対策について、周知を行った。
滋賀県下の各事業場に対して、一般社団法人滋賀県トラック協会主催の滋賀県交通安全フェアへの参加勧奨を行った。
- (3) 平成28年度に構築した、滋賀労働局労働基準部と滋賀県警察本部交通部との間の交通労働災害の発生時における連携体制に基づき、情報共有を行った。
- (4) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」および労働基準関係法令に規定される労働条件の明示、労働時間の適正管理、健康管理等の法定労働条件の履行を確保するための監督指導を実施するとともに、陸運関係行政機関および警察機関との連携を図った。

2019年度、滋賀県下の労働基準監督署において、自動車運転者を使用する事業場に対して、以下の通り監督を実施した。

監督実施事業場数：52

うち 労働基準関係法令違反事業場数：50

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示違反事業場数：27

同告示違反内容 総拘束時間 18、最大拘束時間 21、休息时间 18、
最大運転時間 8、連続運転時間 11

また、陸運関係行政機関に「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示にかかる重大な違反のあった9事業場について通報を行い、陸運関係行政機関との合同監督を4件実施した。

種 別	(6)道路交通に関する情報の充実
実施機関	滋賀国道事務所

インターネットを通じたCCTV画像の公開や道路情報板による注意喚起等を実施した。

種 別	(6)道路交通に関する情報の充実
実施機関	彦根地方气象台

〔道路交通の安全に関する情報の充実と効果的利用〕

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努めた。

また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やICTの活用等に留意し、主に次のことを行った。

- (1) 気象観測予報体制の整備等

台風、大雨、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、観測予報体制の強化を図った。

(2) 地震の監視・警報体制の整備等

地震による災害を防止・軽減するため、地震活動を常時監視して地震に関する防災情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、緊急地震速報（予報および警報）の利活用の推進に努めた。

(3) 情報の提供等

交通事故の防止・軽減に資するため、情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達した。また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供した。

(4) 気象知識等の普及

気象、地象、水象に関する知識の普及のため、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布などを行うほか、防災機関の担当者を対象に、特別警報・警報・予報等の伝達などに関する説明に努めた。また、気象防災ワークショップを開催した。

種 別	(6)道路交通に関する情報の充実
実施機関	土木交通部道路課

冬期については、道路統合管理システムにより、県内の路面状況や積雪情報等の情報提供を実施した。また、道路が被災した場合については、速やかに道路情報提供装置で情報提供を行った。

第 4 節 車両の安全性の確保

種 別	(3)交通関係用品の安全性の確保および向上
実施機関	近畿経済産業局

現在、自動二輪乗車用ヘルメットおよび原動機付自転車乗車用ヘルメットを、消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）に規定する特定製品に指定しており、基準に適合しない製品の製造・輸入・販売を禁止している。同法に基づく製造・輸入事業者の届出等の受理、届出事業者に対する報告徴収・立入検査等を通じて、こうした製品の安全性を確保した。

第 5 節 道路交通秩序の維持

種 別	(1)交通の指導取締りの強化等
実施機関	警察本部交通指導課

- 1 総取締り件数（点数切符を除く） 34,698件（2019年中）
- 2 主な交通違反の内容（2019年中）

違 反 種 別	検挙件数 (件)
無 免 許 運 転	200件
酒 酔 い ・ 酒 気 帯 び 運 転	286件
速 度 違 反	4,737件
信 号 無 視	2,061件
通 行 区 分 ・ 追 越 し	261件
一 時 不 停 止	9,191件
横 断 歩 行 者 妨 害	2,739件
整 備 不 良 車 運 転	290件
駐 ・ 停 車 違 反	1,351件
そ の 他	22,182件
計	43,298件

3 座席ベルト等の取締り状況 8,600件 (2019年中)

種 別	(2)交通事故事件に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進
実施機関	警察本部交通指導課

1 危険運転致傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底

初動捜査を適正に行い、危険運転致傷立件を視野に入れた緻密かつ適正な捜査をした結果、

危険運転致傷2条・信号殊更 2件 危険運転致傷2条・酒 2件

危険運転致傷2条・高速度 1件

危険運転致傷3条・病気 1件 危険運転致傷3条・酒 2件

過失運転致傷アルコール等影響発覚免脱 1件

を検挙して、危険運転者の排除に努めた。

2 交通事故事件等に係る捜査力の強化

交通警察官を対象とした「交通事故事件捜査専科」、「警部補実践塾」等の研修を実施し、捜査能力の向上を図った。

また、新任交通警察官を対象とした「交通事故・事件捜査能力育成プログラム」を実施し、早期実践力化を図った。

3 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進

重大事故事件等の発生時は、交通捜査鑑識係員を早期に現場投入し、緻密な鑑識活動および防犯カメラ映像の入手等、客観的証拠の収集に努めたほか、刑事部科学捜査研究所と連携し、走行速度の鑑定等を実施し、交通事故の真相究明を図った。

また、正確な交通事故現場の計測を行うため、三次元レーザー計測図化システム(3Dレーザーキャナ)を導入し、緻密な交通事故捜査を推進した。

ひき逃げ事件の発生検挙状況 (2019年中)

事 故 の 態 様	発生件数	検挙件数	検挙率
死 亡 事 故	2件	2件	100.0%
重 傷 事 故	3件	3件	100.0%
軽 傷 事 故	23件	17件	73.9%
計	28件	22件	78.6%

種 別	(3)暴走族対策の強化
実施機関	警察本部交通指導課、健康医療福祉部子ども・青少年局

1 暴走族の現勢

区 分 \ 年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
グ ル ー プ 数	0	0	0	0	0
グ ル ー プ 員 数	0人	0人	0人	0人	0人
非グループ員数	157人	163人	186人	245人	273人

2 取締り状況

区 分 \ 年		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
道 路 交 通 法	件数(件)	113	42	42	42	43
	人員(人)	111 (5)	129 (17)	43 (5)	41 (1)	54 (13)
刑 法 犯	件数(件)	1	5	0	2	0
	人員(人)	3 (3)	9 (8)	0	1 (2)	0
特 別 法 犯	件数(件)	0	11	0	0	1
	人員(人)	0	11 (1)	0	0	1 (0)
計	件数(件)	107	129	42	44	44
	人員(人)	114 (8)	149 (26)	43 (5)	42 (3)	55 (13)

3 押収車両

区 分 \ 年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
二 輪 車 (台数)	5	26	4	4	15
四 輪 車 (台数)	0	2	2	0	0
計	5	28	6	4	15

注：()内は逮捕人員をうち数で示す。

4 暴走族関係事犯の再発防止

県内16カ所の少年センターにおいて、計39件の道路交通法違反（暴走行為）に関する相談を受け、暴走行為等を行う少年に対して非行少年等の立ち直り支援事業（あすくる）等により支援が実施された。

第6節 救助・救急活動の充実

種 別	(1)救助・救急体制の整備
-----	---------------

実施機関	知事公室防災危機管理局
------	-------------

1 救急救命士の養成

県内消防本部から救急救命東京研修所および九州研修所への職員派遣

新規養成課程 10人

指導救命士養成研修 7人

2 防災ヘリコプターによる救急業務の推進

2019年中救急活動件数 19件

3 救助隊員および救急隊員の教育訓練の充実

消防学校での教育訓練の実施

専科教育救助科 22人 約5週間

専科教育救急科 49人 約8週間

4 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備

名神高速道路消防協議会および一般国道1号京滋バイパス消防連絡協議会に参画し、それぞれの協議会が開催する総会や研修会等に参加するなど高速道路における救急業務の実施について関係機関との連携強化に努めた。

種 別	(2)救急医療体制の整備
実施機関	健康医療福祉部医療政策課

1 救急医療体制の整備 (単位：千円)

事業名	事業費
小児救急医療運営費補助	89,686
救命救急センター運営費補助	241,563
救急医療情報システムの運営	36,551

2 ドクターヘリ事業の推進

毎月第二土曜日にドクターヘリ見学会を実施し、ドクターヘリ活動に対する県民の理解を得た。(参加者1,810人)

また、啓発資材としてトートバック(不織布バッグ)、啓発ボード、リーフレットを作成した。今後見学会で配布予定。

種 別	(3)救急関係機関の協力関係の確保等
実施機関	知事公室防災危機管理局、健康医療福祉部医療政策課

医療機関と消防機関の関係者で構成する協議会および部会を開催し、救急搬送から救急医療の提供まで迅速かつ適切な実施を図るとともに連携の強化を図った。

1 滋賀県メディカルコントロール協議会の開催

開催日：令和2年2月14日(金)

場 所：滋賀県危機管理センター

2 実施基準策定部会の開催

開催日：令和元年12月17日(火)

場 所：滋賀県危機管理センター

第7節 被害者支援の充実と推進

種 別	(1)損害賠償の請求についての援助等
実施機関	警察本部交通指導課

(1) 交通事故相談活動の推進

交通事故相談を受理した場合は、相談者の立場に立って親切、丁寧に対応するとともに各種関係機関を教示し適切に対応した。

(2) 損害賠償請求の援助活動等の強化

ひき逃げ事故、無車検・無保険車両により負傷を負わされ、相手から保障を受けられない被害者に対して、政府の保障事業制度、各種関係機関を教示した。

(3) 自動車損害賠償責任保険の無保険（無共済）車両対策の強化

2019年中、無保険車両75件、無車検車両76件を検挙して、悪質運転者の排除に努めた。

種 別	(1)損害賠償の請求についての援助等
実施機関	土木交通部交通戦略課

〔交通事故相談所の活動強化〕

(1) 広報・啓発事業

ア 交通事故相談の広報用カード「交通事故相談カード」を作成し、市町、警察をはじめ関係機関に配布したほか自動車安全運転センターおよび自動車事故対策機構にも配布し、相談所の存在と業務内容の広報に努めている。

また、交通事故相談業務の周知を図り、その利用促進を図るため「交通事故相談の概要」およびを作成し配布した。

イ インターネット「滋賀県ホームページ」を活用した広報

ウ 市町の広報誌を通じての広報

エ 滋賀県民相談ネットワーク窓口を通じての広報

(2) 市町に対する研修等

市町交通安全担当者会議において、交通事故相談所の利用方法、手続き、業務内容等の周知を図っている。

(3) 相談員の研修

ア 交通事故相談員中央研修会初任者コース（国土交通省主催）

6月 東京都（相談員1名参加）

イ 交通事故相談員総合支援研修会（国土交通省主催）

11月 大阪府（相談員1名参加）

(4) 交通事故相談件数

平成30年中に受理した相談は、大津本所232件、彦根分室173件、計405件。発生した交通事故の相談率は、11.1%。

※巡回相談は、相談所を利用できない相談者の利便を図るため、予約制で出張相談に応じている。

【相談活動の状況】

相談内容	令和元年（2019年）		平成30年	
	件数	構成比 %	件数	構成比 %
賠償額の算定	38	9.4	52	10.1
示談の仕方	191	47.2	226	43.9
過失程度	33	8.1	41	8.0
自賠償保険請求等	16	4.0	23	4.5
債務不履行	1	0.2	2	0.4
訴訟調停の利用	0	0.0	0	0.0
賠償責任者	0	0.0	1	0.2
労災・社会保険の使用	1	0.2	1	0.2
示談解決後の変更取消	0	0.0	0	0.0
各種福祉施設の利用	0	0.0	0	0.0
生計の維持	0	0.0	0	0.0
各種援護措置の利用	0	0.0	0	0.0
身体障害者の更生	0	0.0	0	0.0
その他	125	30.9	169	32.8
計	405	100.0	515	100.0

種 別	(2)交通事故被害者支援の充実強化
実施機関	土木交通部交通戦略課

交通遺児援護団体育成補助金

- (公財) おりづる会の運営事務費補助 190,000円
- 〔経済支援事業〕
- ・新入学給付金： 23人 570,000円
 - ・学年進級支援金： 45人 450,000円
 - ・卒業祝金： 8人 400,000円
 - ・交通遺児奨学金： 60人 5,516,000円
- 〔厚生援護等事業〕
- ・レクリエーション（夏・冬）
 - ・機関紙の発行（年2回）

種 別	(2)交通事故被害者支援の充実強化
実施機関	警察本部交通指導課

(1) 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実

2019年中の被害者連絡実施状況

	被害者連絡	手引配布
ひき逃げ	14	14
その他重大な交通事故	92	92

(2) 交通事故被害者等の身上に配慮した対策の推進

死亡事故、危険運転、ひき逃げ等の被害者支援対象事件については、被害者に対して「被害者の手引き」を交付するとともにカウンセリング制度等の各種被害者支援制度を教示し、県警本部県民センターと連携して被害者の身上に配慮した被害者支援を実施した。

5月8日に大津市内で発生した園児2名死亡、重軽傷多数の事件にあつては、早期に大津警察署内に被害者支援連絡室を設置するとともに、関係機関と相互に連携を強化し適正かつ迅速に交通事故被害者等の心情に配慮した被害者支援にあつた。

(3) 自転車損害賠償保険等への加入促進

自転車運転者の交通事故当事者に対して、自転車損害賠償保険等への加入を促進した。

種 別	(2)交通事故被害者支援の充実強化
実施機関	警察本部運転免許課

死亡事故の遺族から加害者の行政処分についての問い合わせはなかった。

第8節 研究開発および調査研究の充実

種 別	(1)道路交通の安全に関する研究開発の推進 (2)道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化
-----	----------------------------------------------------

実施機関	滋賀国道事務所、警察本部交通企画課、土木交通部道路課、土木交通部交通戦略課
------	---------------------------------------

○交通事故分析の高度化等および道路交通の安全、円滑に関する研究の推進

- ・国、県の道路管理者に加え、警察本部が事務局となっている。
- ・滋賀県道路交通環境安全推進連絡会議、同会議作業部会において、現地検討会等を開催し、学識経験者を交えた現地調査・対策検討等を実施し、事故の分析、現地での状況確認を行うとともに、アドバイザー会議では対策案について学識経験者、運輸事業者等のアドバイスをいただくなど、多角的な視点を対策案に反映させた。また、会議では対策後の効果検証も行い有効な対策となるよう努めた。
- ・重大事故発生箇所等における関係機関合同での現地検討会への参加。
- ・GISを活用して、交通事故多発箇所を抽出し、2019年4月から2020年3月までの間「レッドゾーン半減対策」として集中的な対策を実施した結果、前年同期比24.8%の減少をみた。

○事故危険個所の対策検討を実施

第 2 章 鉄道交通の安全

第 1 節 鉄道交通環境の整備

種 別	(1)鉄道施設の点検と整備 (2)運転保安設備の整備 (3)鉄道の地震対策の強化
実施機関	近畿運輸局

〔線路施設・信号保安設備等〕

(単位：千円)

事 業 名		事 業 量	事 業 費
線路施設等の整備	軌 道 強 化	5,926m	624,845
	線 形	80m	18,169
	路 線 増 設	0m	0
	橋 り よ う 改 良	1 箇所	6,733
	駅 改 良	7 箇所	1,585,686
	ト ン ネ ル 改 良	0 箇所	0
	防 災 ・ そ の 他	21箇所	73,279
	小 計		2,308,682
運転保安設備等	自 動 閉 そ く 信 号	0 箇所	0
	C T C 化 等	1 箇所	142,000
	連 動 装 置	2 箇所	6,000
	A T S 等	0 箇所	0
	列 車 無 線 装 置	0 箇所	0

	信号機改良等	1箇所	4,000
	小計		152,000
合	計		2,460,682

第2節 鉄道の安全な運行の確保

種別	(3)気象情報等の充実
実施機関	彦根地方気象台

〔気象情報等の充実・利用促進〕

鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努めた。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、「第1章 第3節 (6) 道路交通に関する情報の充実」で述べた気象観測予報体制の整備、地震の監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行った。

特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供した。また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通における利活用の推進を図った。

第3章 踏切道における交通の安全

踏切道における交通の安全

種 別	(1)踏切道の立体交差化、構造の改良および歩行者等立体横断施設の整備促進 (2)踏切保安設備の整備および交通規制の実施 (3)踏切道の統廃合の促進 (4)その他の踏切道の交通の安全および円滑化を図るための措置 (5)踏切事故防止対策協議会の効果的な運用
実施機関	近畿運輸局、西日本旅客鉄道株式会社京都支社、警察本部交通規制課、土木交通部道路課、土木交通部交通戦略課

1 踏切道の構造改良、立体交差化および踏切保安設備等

(近畿運輸局)

(単位：千円)

区 分	事 業 量	事 業 費
踏 切 道 の 構 造 改 良	5箇所	124,040
連 続 ・ 単 独 立 体 交 差 の 改 築	2箇所	754,000
踏 切 道 の 格 上 げ	0箇所	0
踏 切 保 安 設 備	31箇所	71,234
合 計		949,274

(土木交通部道路課)

(単位：千円)

区 分	事 業 量	事 業 費
踏 切 道 の 構 造 改 良	2箇所	123,846
立 体 交 差 の 改 築	1箇所	669,846
合 計		793,692

2 踏切事故防止キャンペーンの実施

2020年2月3日（月）8時から9時頃まで、東海道線 野洲駅にて「滋賀県・JR西日本合同 踏切事故防止キャンペーン」を実施。滋賀県交通安全対策室、および守山警察署にもご協力頂き、啓発グッズ500セットを配布すると共に、駅を御利用のお客様に対して踏切通行時のマナー向上についてお声かけを実施した。

3 踏切の廃止および交通規制の解除

踏切の廃止事業や通行実態から踏切において実施していた車両通行止め規制等19件を解除した。

4 踏切事故防止対策協議会の効果的な運用

滋賀県踏切事故防止対策協議会において、踏切事故防止の広報啓発活動を実施するとともに、踏切停止線等の補修を行った。

鉄 道 事 業 者	箇 所 数	実 施 延 長
西日本旅客鉄道	13箇所	64.05m

東海旅客鐵道	1箇所	2.75m
京阪電氣鐵道	5箇所	28.15m
近江鐵道	7箇所	40.60m
信樂高原鐵道	2箇所	7.40m
合 計	28箇所	142.95m

(参考資料)

全国・滋賀県・市町の交通統計

2019年 都道府県別交通事故発生状況

管 区	区分 都道府県	発 生 件 数			死 者			傷 者			
			増減数	増減率		増減数	増減率		増減数	増減率	
北	海 道	9,595	△336	△3.4	152	11	7.8	11,046	△448	△3.9	
東	青 森 県	2,791	△175	△5.9	37	△8	△17.8	3,378	△271	△7.4	
	岩 手 県	1,968	△14	△0.7	45	△14	△23.7	2,380	△32	△1.3	
	宮 城 県	5,675	△1,140	△16.7	65	9	16.1	6,941	△1,568	△18.4	
	秋 田 県	1,514	△270	△15.1	40	△2	△4.8	1,830	△314	△14.6	
	山 形 県	4,292	△805	△15.8	32	△19	△37.3	5,135	△1,064	△17.2	
北	福 島 県	3,919	△673	△14.7	61	△14	△18.7	4,683	△799	△14.6	
東	京 都	30,467	△2,123	△6.5	133	△10	△7.0	34,777	△2,666	△7.1	
関	茨 城 県	7,447	△1,235	△14.2	107	△15	△12.3	9,372	△1,593	△14.5	
	栃 木 県	4,553	△211	△4.4	82	△7	△7.9	5,621	△335	△5.6	
	群 馬 県	11,831	△1,256	△9.6	61	△3	△4.7	14,845	△1,882	△11.3	
	埼 玉 県	21,359	△2,764	△11.5	129	△46	△26.3	25,704	△3,390	△11.7	
	千 葉 県	16,476	△898	△5.2	172	△14	△7.5	19,904	△1,256	△5.9	
	神 奈 川 県	23,294	△2,918	△11.1	132	△30	△18.5	27,392	△3,629	△11.7	
	新 潟 県	3,484	△315	△8.3	93	△9	△8.8	4,086	△367	△8.2	
	山 梨 県	3,003	△559	△15.7	25	△12	△32.4	3,789	△791	△17.3	
	長 野 県	6,281	△969	△13.4	65	△1	△1.5	7,559	△1,258	△14.3	
	静 岡 県	25,102	△3,300	△11.6	101	△3	△2.9	32,491	△4,279	△11.6	
中	富 山 県	2,353	△486	△17.1	34	△20	△37.0	2,696	△604	△18.3	
	石 川 県	2,408	△234	△8.9	31	3	10.7	2,823	△262	△8.5	
	福 井 県	1,168	△230	△16.5	31	△10	△24.4	1,333	△256	△16.1	
	岐 阜 県	4,097	△763	△15.7	84	△7	△7.7	5,221	△1,173	△18.3	
	愛 知 県	30,836	△4,422	△12.5	156	△33	△17.5	37,011	△5,537	△13.0	
東	三 重 県	3,647	△1,040	△22.2	75	△12	△13.8	4,688	△1,448	△23.6	
近	滋 賀 県	3,647	△565	△13.4	57	18	46.2	4,592	△769	△14.3	
	京 都 府	5,183	△959	△15.6	55	3	5.8	6,071	△1,187	△16.4	
	大 阪 府	30,914	△3,468	△10.1	130	△17	△11.6	36,664	△4,269	△10.4	
	兵 庫 県	22,896	△1,771	△7.2	138	△14	△9.2	27,501	△2,444	△8.2	
	畿	奈 良 県	3,328	△688	△17.1	34	△11	△24.4	4,145	△868	△17.3
	和 歌 山 県	1,859	△411	△18.1	33	△3	△8.3	2,208	△553	△20.0	
中	鳥 取 県	805	△64	△7.4	31	11	55.0	957	△72	△7.0	
	島 根 県	927	△96	△9.4	25	5	25.0	1,058	△154	△12.7	
	岡 山 県	4,690	△1,212	△20.5	75	7	10.3	5,315	△1,558	△22.7	
	国	広 島 県	6,257	△1,325	△17.5	75	△17	△18.5	7,643	△1,634	△17.6
四	山 口 県	3,209	△801	△20.0	45	△7	△13.5	3,922	△999	△20.3	
	徳 島 県	2,515	△294	△10.5	41	10	32.3	3,027	△433	△12.5	
	香 川 県	4,537	△631	△12.2	47	3	6.8	5,525	△718	△11.5	
	愛 媛 県	2,811	△676	△19.4	42	△17	△28.8	3,168	△887	△21.9	
高 知 県	1,556	△57	△3.5	33	4	13.8	1,700	△91	△5.1		
九	福 岡 県	26,936	△4,343	△13.9	98	△38	△27.9	35,077	△6,081	△14.8	
	佐 賀 県	5,040	△685	△12.0	34	4	13.3	6,713	△829	△11.0	
	長 崎 県	3,959	△682	△14.7	33	△3	△8.3	5,102	△934	△15.5	
	熊 本 県	4,104	△680	△14.2	69	9	15.0	5,092	△989	△16.3	
	大 分 県	3,037	△573	△15.9	41	2	5.1	3,765	△844	△18.3	
	宮 崎 県	6,621	△825	△11.1	39	5	14.7	7,432	△792	△9.6	
	鹿 児 島 県	4,771	△1,062	△18.2	61	△3	△4.7	5,532	△1,287	△18.9	
沖 縄 県	4,075	△360	△8.1	36	△2	△5.3	4,861	△457	△8.6		
	計	381,237	△49,364	△11.5	3,215	△317	△9.0	461,775	△64,071	△12.2	

2019年 県内の各種交通事故発生状況(前年対比)

(1) 月 別

区分		月												計	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
令和元年	件数	274	286	336	341	334	273	294	307	259	277	333	333	3,647	
	死者	7	7	3	3	9	7	1	6	4	3	4	3	57	
	傷者	重傷	32	25	24	42	42	31	32	45	30	36	43	39	421
		軽傷	335	326	402	392	418	291	324	349	285	300	391	358	4,171
			367	351	426	434	460	322	356	394	315	336	434	397	4,592
平成30年	件数	333	309	398	330	331	341	407	350	297	379	361	376	4,212	
	死者	2	5	2	4	3		2	4	6	2	4	5	39	
	傷者	重傷	29	21	32	26	30	31	34	46	40	31	40	46	406
		軽傷	400	381	469	375	404	389	501	404	325	451	443	413	4,955
			429	402	501	401	434	420	535	450	365	482	483	459	5,361
対比 (%)	件数	△ 59	△ 23	△ 62	11	3	△ 68	△ 113	△ 43	△ 38	△ 102	△ 28	△ 43	△ 565	
		△ 17.7	△ 7.4	△ 15.6	3.3	0.9	△ 19.9	△ 27.8	△ 12.3	△ 12.8	△ 26.9	△ 7.8	△ 11.4	△ 13.4	
	死者	5	2	1	△ 1	6	7	△ 1	2	△ 2	1		△ 2	18	
		250.0	40.0	50.0	△ 25.0	200.0		△ 50.0	50.0	△ 33.3	50.0		△ 40.0	46.2	
	傷者	3	4	△ 8	16	12		△ 2	△ 1	△ 10	5	3	△ 7	15	
		10.3	19.0	△ 25.0	61.5	40.0		△ 5.9	△ 2.2	△ 25.0	16.1	7.5	△ 15.2	3.7	
	軽傷	△ 65	△ 55	△ 67	17	14	△ 98	△ 177	△ 55	△ 40	△ 151	△ 52	△ 55	△ 784	
		△ 16.3	△ 14.4	△ 14.3	4.5	3.5	△ 25.2	△ 35.3	△ 13.6	△ 12.3	△ 33.5	△ 11.7	△ 13.3	△ 15.8	
	者	△ 62	△ 51	△ 75	33	26	△ 98	△ 179	△ 56	△ 50	△ 146	△ 49	△ 62	△ 769	
		△ 14.5	△ 12.7	△ 15.0	8.2	6.0	△ 23.3	△ 33.5	△ 12.4	△ 13.7	△ 30.3	△ 10.1	△ 13.5	△ 14.3	

(2) 曜日別

区分		曜日							計
		日	月	火	水	木	金	土	
件数		430	534	574	542	513	557	497	3,647
	前年比	△ 43	△ 124	17	△ 61	△ 108	△ 148	△ 98	△ 565
	構成率	11.8	14.6	15.7	14.9	14.1	15.3	13.6	100.0
死者		9	11	5	7	10	4	11	57
	前年比	7	7		3		△ 2	3	18
	構成率	15.8	19.3	8.8	12.3	17.5	7.0	19.3	100.0
傷者		608	667	708	674	616	698	621	4,592
	前年比	△ 47	△ 170	45	△ 66	△ 142	△ 191	△ 198	△ 769
	構成率	13.2	14.5	15.4	14.7	13.4	15.2	13.5	100.0

(3) 時間帯別

区分		時間帯												計
		0 2	2 4	4 6	6 8	8 10	10 12	12 14	14 16	16 18	18 20	20 22	22 24	
件数		58	29	47	389	518	420	365	428	583	486	219	105	3,647
	前年比	△ 8	△ 11	△ 14	△ 40	△ 116	△ 37	△ 36	△ 42	△ 118	△ 85	△ 30	△ 28	△ 565
	構成率	1.6	0.8	1.3	10.7	14.2	11.5	10.0	11.7	16.0	13.3	6.0	2.9	100.0
死者		4	1		6	5	6	4	8	5	11	2	5	57
	前年比	1		△ 3	4	2	△ 2		4	3	9	△ 2	2	18
	構成率	7.0	1.8		10.5	8.8	10.5	7.0	14.0	8.8	19.3	3.5	8.8	100.0
傷者		79	37	49	434	623	541	490	580	726	618	269	146	4,592
	前年比	△ 13	△ 9	△ 34	△ 68	△ 121	△ 36	△ 46	△ 60	△ 206	△ 113	△ 41	△ 22	△ 769
	構成率	1.7	0.8	1.1	9.5	13.6	11.8	10.7	12.6	15.8	13.5	5.9	3.2	100.0

(4) 道路別

道路 区分	国 道														小計	県 道	市 町 道	高 速 道 路 等	そ の 他	計
	1	8	21	161	303	306	307	365	367	421	422	477	湖 西 道 路							
件数	289	227	12	57	7	17	64	27	9	45	33	72	27	886	1,282	1,122	145	212	3,647	
前年比	△ 57	△ 57	△ 2	△ 22	2	1	5		5	△ 3	13	△ 13	5	△ 123	△ 191	△ 218	△ 12	△ 21	△ 565	
構成率	7.9	6.2	0.3	1.6	0.2	0.5	1.8	0.7	0.2	1.2	0.9	2.0	0.7	24.3	35.2	30.8	4.0	5.8	100.0	
死者		2	1	6			1	1	3				1	15	18	14	5	5	57	
前年比	△ 2	1	1	5					3					8	5	△ 1	2	4	18	
構成率		3.5	1.8	10.5			1.8	1.8	5.3				1.8	26.3	31.6	24.6	8.8	8.8	100.0	
傷者	375	285	16	86	10	23	86	36	15	60	38	90	46	1,166	1,611	1,282	293	240	4,592	
前年比	△ 67	△ 80	△ 5	△ 36		4	3	5	3	△ 2	12	△ 34	12	△ 185	△ 277	△ 252	△ 29	△ 26	△ 769	
構成率	8.2	6.2	0.3	1.9	0.2	0.5	1.9	0.8	0.3	1.3	0.8	2.0	1.0	25.4	35.1	27.9	6.4	5.2	100.0	

(5) 道路形状別

道路形状 区分	交差点					交差点付近					単路				踏切	一般 交通の 場所	計
	信号機					信号機					トンネル	橋	カーブ 屈折	その他			
	点灯	点滅	無		故障等	点灯	点滅	無		故障等							
件数	450	34	748			396	5	314			21	45	178	1,266	3	187	3,647
前年比	△ 68	△ 20	△ 121			△ 37	△ 2	△ 47			1	△ 5	14	△ 260	△ 1	△ 19	△ 565
構成率	12.3	0.9	20.5			10.9	0.1	8.6			0.6	1.2	4.9	34.7	0.1	5.1	100.0
死者	4	2	10					4				2	9	21	1	4	57
前年比		1	7									2	3	2	△ 1	4	18
構成率	7.0	3.5	17.5					7.0				3.5	15.8	36.8	1.8	7.0	100.0
傷者	525	40	829			524	8	388			45	65	250	1,705	2	211	4,592
前年比	△ 81	△ 31	△ 175			△ 39	△ 1	△ 64			15	△ 9	6	△ 367		△ 23	△ 769
構成率	11.4	0.9	18.1			11.4	0.2	8.4			1.0	1.4	5.4	37.1	0.0	4.6	100.0

(6) 事故類型別

事故類型 区分	人対車両			車両相互					車両単独			列車	計
	対背面 通行中	横断中	その他	正面 衝突	追突	出会い 頭	右左折 時	その他	工作物	路外 逸脱	その他		
件数	56	224	124	99	1,428	906	401	312	43	11	42	1	3,647
前年比	△ 10	△ 15	△ 17	△ 19	△ 245	△ 139	△ 18	△ 115	△ 2	2	15	△ 2	△ 565
構成率	1.5	6.1	3.4	2.7	39.2	24.8	11.0	8.6	1.2	0.3	1.2	0.0	100.0
死者	2	14	6	5	6	7	3	3	4	5	1	1	57
前年比		10	1	△ 2	2	6	1		1	1	△ 1	△ 1	18
構成率	3.5	24.6	10.5	8.8	10.5	12.3	5.3	5.3	7.0	8.8	1.8	1.8	100.0
傷者	54	221	120	160	2,095	1,038	440	365	45	7	47		4,592
前年比	△ 13	△ 22	△ 25	△ 9	△ 342	△ 199	△ 26	△ 144	△ 10	1	21	△ 1	△ 769
構成率	1.2	4.8	2.6	3.5	45.6	22.6	9.6	7.9	1.0	0.2	1.0		100.0

(7) 第1当事者の年齢層別

区分	年齢層																計									
	15歳以下	16歳	19歳	20歳	24歳	25歳	29歳	30歳	34歳	35歳	39歳	40歳	44歳	45歳	49歳	50歳		54歳	55歳	59歳	60歳	64歳	65歳	69歳	70歳	74歳
件数	43	138	356	311	294	301	320	332	298	213	226	239	224	300	52	3,647										
前年比	△ 7	△ 46	△ 102	△ 72	△ 71	△ 45	△ 35	△ 72	2	△ 53	△ 23	△ 31	3		△ 13	△ 565										
構成率	1.2	3.8	9.8	8.5	8.1	8.3	8.8	9.1	8.2	5.8	6.2	6.6	6.1	8.2	1.4	100.0										
死者		1		1	4	7	4	10	6	5	4	2	4	9		57										
前年比		△ 1	△ 2	△ 2	△ 1	5	2	7	3		2	△ 1	2	4		18										
構成率		1.8		1.8	7.0	12.3	7.0	17.5	10.5	8.8	7.0	3.5	7.0	15.8		100.0										
傷者	44	178	455	429	384	393	425	402	375	257	266	308	269	351	56	4,592										
前年比	△ 9	△ 66	△ 156	△ 88	△ 91	△ 58	△ 17	△ 114	8	△ 66	△ 62	△ 22	△ 1	△ 17	△ 10	△ 769										
構成率	1.0	3.9	9.9	9.3	8.4	8.6	9.3	8.8	8.2	5.6	5.8	6.7	5.9	7.6	1.2	100.0										

(8) 第1当事者の車種別

区分	乗用車					貨物車					特殊車	二輪車		軽車両		歩行者	不明	計
	大型	中型	準中型	普通	軽	大型	中型	準中型	普通	軽		自二	原付	自転車	その他			
件数	9	7		1,528	1,155	91	58	58	112	300	5	56	67	135		14	52	3,647
前年比	1	4		△ 211	△ 218	△ 18	△ 29	△ 18	△ 37	△ 5	5	11	△ 14	△ 19		△ 4	△ 13	△ 565
構成率	0.2	0.2		41.9	31.7	2.5	1.6	1.6	3.1	8.2	0.1	1.5	1.8	3.7		0.4	1.4	100.0
死者	1	1		21	10	6		2	1	5	1	4	2	2		1		57
前年比		1		9	2	5	△ 2	△ 1	△ 1		1	4	2	△ 1		△ 1		18
構成率	1.8	1.8		36.8	17.5	10.5		3.5	1.8	8.8	1.8	7.0	3.5	3.5		1.8		100.0
傷者	22	8		1,922	1,453	134	92	81	153	387	5	61	68	137		13	56	4,592
前年比	15	4		△ 365	△ 258	△ 36	△ 45	△ 19	△ 27	8	5	11	△ 22	△ 25		△ 5	△ 10	△ 769
構成率	0.5	0.2		41.9	31.6	2.9	2.0	1.8	3.3	8.4	0.1	1.3	1.5	3.0		0.3	1.2	100.0

(9) 第1当事者の違反別

区分	信号無視	歩妨害者害	通行区分	一時不停止	横断等止	優先通行害	右左折	安全運転義務違反				その他	歩行者の反	不明	計	
								運転不操適	前方不注意		安不確全認					
									漫然	脇見						
件数	164	170	107	300	201	213	100	166	263	413	283	856	345	14	52	3,647
前年比	△ 60	△ 38	△ 17	8	62	△ 106	△ 96	△ 17	△ 82	△ 45	△ 91	△ 66		△ 4	△ 13	△ 565
構成率	4.5	4.7	2.9	8.2	5.5	5.8	2.7	4.6	7.2	11.3	7.8	23.5	9.5	0.4	1.4	100.0
死者	2	3	2	2	1	4		2	8	10	2	8	12	1		57
前年比	2		△ 2	2	1	4	△ 1	△ 1	4	6	△ 1	4	1	△ 1		18
構成率	3.5	5.3	3.5	3.5	1.8	7.0		3.5	14.0	17.5	3.5	14.0	21.1	1.8		100.0
傷者	211	175	162	343	217	257	105	195	394	567	309	1,200	388	13	56	4,592
前年比	△ 81	△ 38	△ 10	△ 21	64	△ 119	△ 102	△ 30	△ 92	△ 79	△ 109	△ 106	△ 31	△ 5	△ 10	△ 769
構成率	4.6	3.8	3.5	7.5	4.7	5.6	2.3	4.2	8.6	12.3	6.7	26.1	8.4	0.3	1.2	100.0

(10) 死傷者の年齢層別

区分	年齢層																計
	こども	高校生	その他未満	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳以上		
死者	5	1	1	3	2			2	8	1	3	3	3	5	20	57	
前年比	4	1		2	2	△ 2		△ 2	4			1		△ 1	9	18	
構成率	8.8	1.8	1.8	5.3	3.5			3.5	14.0	1.8	5.3	5.3	5.3	8.8	35.1	100.0	
傷者	302	131	148	432	406	404	409	416	420	383	296	203	199	198	245	4,592	
前年比	△ 40	△ 33	△ 32	△ 92	△ 104	△ 78	△ 96	△ 94	△ 64	10	△ 3	△ 53	△ 56	12	△ 46	△ 769	
構成率	6.6	2.9	3.2	9.4	8.8	8.8	8.9	9.1	9.1	8.3	6.4	4.4	4.3	4.3	5.3	100.0	

(注) こどもとは中学生以下をいう。

(11) 死傷者の状態別

区分	状態	自動車		原付		自動車		その他	計
		歩行中	乗用中	運転中	同乗中	運転中	同乗中		
死者	25	6	7		2		8	9	57
前年比	13	△ 1	7		1		△ 7	5	18
構成率	43.9	10.5	12.3		3.5		14.0	15.8	100.0
傷者	410	620	207	6	205		2,355	781	8 4,592
前年比	△ 47	△ 36	4	2	△ 51	△ 2	△ 552	△ 94	7 △ 769
構成率	8.9	13.5	4.5	0.1	4.5		51.3	17.0	0.2 100.0

(注) その他は、列車・その他軽車両乗車中、歩行者以外の道路上の人及び道路外の人等をいう。

2019年 発生市町別各種交通事故発生状況

発生市町	全事故			死亡事故		歩行者事故			自転車事故				
	件数	死者	傷者	件数	死者	件数	全事故件数に占める率	死者	傷者	件数	全事故件数に占める率	死者	傷者
大津市	842	11	1,040	10	11	130	15.4	6	145	143	17.0		143
彦根市	322	3	388	3	3	34	10.6	2	33	58	18.0		58
長浜市	248	3	287	3	3	22	8.9	1	21	52	21.0	1	50
近江八幡市	256	5	329	5	5	29	11.3	4	25	40	15.6		38
草津市	362	3	411	3	3	45	12.4	2	45	92	25.4		91
守山市	159	2	202	2	2	21	13.2		22	37	23.3		38
栗東市	179	4	205	4	4	16	8.9	2	15	52	29.1		51
甲賀市	168	3	232	3	3	22	13.1	2	20	30	17.9		30
野洲市	99	1	116	1	1	12	12.1	1	12	17	17.2		16
湖南市	180		225			9	5.0		9	23	12.8		23
高島市	103	5	129	5	5	14	13.6		16	9	8.7		8
東近江市	283	6	354	6	6	26	9.2	2	25	42	14.8	3	42
米原市	92	2	129	2	2	9	9.8	2	7	9	9.8		10
日野町	40		47			3	7.5		3	6	15.0		6
竜王町	50	1	63	1	1	1	2.0		1	3	6.0		3
愛荘町	59	2	66	2	2	2	3.4		2	10	16.9	2	8
豊郷町	26	1	31	1	1	3	11.5	1	2	2	7.7		2
甲良町	22		31			2	9.1		2	2	9.1		2
多賀町	12		14			2	16.7		2	1	8.3		1
高速道路等	145	5	293	3	5	3	2.1		3				
合計	3,647	57	4,592	54	57	405	11.1	25	410	628	17.2	6	620

発生市町	区分	子どもの事故				高齢者の事故					
		死者	傷者	死傷者	全事故件数に占める率	件数	全事故件数に占める率	死者	傷者	死傷者	全事故件数に占める率
	大津市	4	70	74	7.0	274	32.5	5	152	157	14.9
	彦根市		31	31	7.9	87	27.0	3	42	45	11.5
	長浜市		15	15	5.2	98	39.5	1	48	49	16.9
	近江八幡市		19	19	5.7	91	35.5	3	51	54	16.2
	草津市		19	19	4.6	109	30.1	1	64	65	15.7
	守山市		16	16	7.8	51	32.1	2	30	32	15.7
	栗東市	1	14	15	7.2	39	21.8	1	19	20	9.6
	甲賀市		23	23	9.8	59	35.1	2	40	42	17.9
	野洲市		9	9	7.7	36	36.4	1	16	17	14.5
	湖南市		6	6	2.7	56	31.1		34	34	15.1
	高島市		6	6	4.5	42	40.8	1	24	25	18.7
	東近江市		25	25	6.9	90	31.8	4	52	56	15.6
	米原市		6	6	4.6	32	34.8	2	16	18	13.7
	日野町		3	3	6.4	5	12.5		4	4	8.5
	竜王町		3	3	4.7	13	26.0		5	5	7.8
	愛荘町		2	2	2.9	15	25.4	2	10	12	17.6
	豊郷町					9	34.6		7	7	21.9
	甲良町		2	2	6.5	7	31.8		9	9	29.0
	多賀町		1	1	7.1	2	16.7		1	1	7.1
	高速道路等		32	32	10.7	15	10.3		18	18	6.0
	合計	5	302	307	6.6	1,130	31.0	28	642	670	14.4

発生市町	区分	二輪車事故				高校生の事故				交差点事故			
		件数	全事故件数に占める率	死者	傷者	件数	全事故件数に占める率	死者	傷者	件数	全事故件数に占める率	死者	傷者
大津市		172	20.4	1	158	18	2.1	1	24	256	30.4	3	292
彦根市		27	8.4		21	11	3.4		12	92	28.6		99
長浜市		25	10.1	1	20	16	6.5		15	104	41.9	1	116
近江八幡市		14	5.5	1	12	5	2.0		5	91	35.5	2	100
草津市		72	19.9		65	15	4.1		15	145	40.1	1	155
守山市		18	11.3		17	7	4.4		7	62	39.0	1	68
栗東市		36	20.1	2	28	10	5.6		9	74	41.3	3	80
甲賀市		13	7.7		12	4	2.4		5	52	31.0	1	62
野洲市		9	9.1		8	1	1.0		1	43	43.4		49
湖南市		16	8.9		16	2	1.1		2	62	34.4		67
高島市		15	14.6	3	12	3	2.9		6	33	32.0	1	37
東近江市		24	8.5		22	9	3.2		11	106	37.5	2	138
米原市		7	7.6		7	2	2.2		4	25	27.2		27
日野町		6	15.0		6	3	7.5		3	14	35.0		17
竜王町		2	4.0		2	1	2.0		1	15	30.0		18
愛荘町		3	5.1		3	1	1.7		1	28	47.5	1	33
豊郷町		2	7.7		2	2	7.7		2	12	46.2		14
甲良町		1	4.5						1	13	59.1		17
多賀町		1	8.3		1					5	41.7		5
高速道路等		7	4.8	1	6				7				
合計		470	12.9	9	418	110	3.0	1	131	1,232	33.8	16	1,394

発生市町	区分	女性ドライバー事故				若年ドライバー事故				高齢ドライバー事故			
		件数	全事故件数に占める率	死者	傷者	件数	全事故件数に占める率	死者	傷者	件数	全事故件数に占める率	死者	傷者
	大津市	254	30.2	3	314	84	10.0		102	185	22.0	2	217
	彦根市	106	32.9		136	56	17.4		71	59	18.3	1	71
	長浜市	93	37.5	1	109	25	10.1	1	28	68	27.4	1	81
	近江八幡市	83	32.4	3	109	37	14.5		45	55	21.5	1	70
	草津市	113	31.2	1	126	41	11.3		48	65	18.0	1	71
	守山市	52	32.7	1	67	17	10.7		21	37	23.3	1	42
	栗東市	48	26.8		62	16	8.9		22	23	12.8	1	24
	甲賀市	47	28.0	1	68	19	11.3		26	36	21.4	1	58
	野洲市	33	33.3	1	39	16	16.2		21	21	21.2		25
	湖南市	45	25.0		58	29	16.1		35	33	18.3		42
	高島市	21	20.4		25	12	11.7		21	30	29.1	1	35
	東近江市	94	33.2	1	120	50	17.7		64	59	20.8	1	85
	米原市	30	32.6	1	35	8	8.7		12	21	22.8		25
	日野町	16	40.0		18	10	25.0		12	2	5.0		2
	竜王町	13	26.0		16	10	20.0		14	8	16.0		9
	愛荘町	21	35.6		26	6	10.2		7	8	13.6	1	11
	豊郷町	5	19.2		6	5	19.2		6	5	19.2		6
	甲良町	9	40.9		13	1	4.5		1	7	31.8		11
	多賀町	2	16.7		2					2	16.7		2
	高速道路等	14	9.7		31	15	10.3		39	9	6.2		13
	合計	1,099	30.1	13	1,380	457	12.5	1	595	733	20.1	12	900